

余市町 一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

余市町

目次

第Ⅰ編 総論 1

第1章 計画策定の基本的事項 1

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画対象区域	3
第4節 計画の範囲	3
第5節 計画期間と目標年度	3

第2章 余市町の概況 5

第1節 自然的概況	5
第2節 社会的概況	7

第Ⅱ編 ごみ処理基本計画 13

第1章 ごみ処理の現状と課題 13

第1節 ごみ処理フロー	13
第2節 ごみの処理主体	14
第3節 ごみ処理の実績	15
第4節 ごみ処理行政等の動向	38
第5節 ごみ処理技術の動向	44
第4節 ごみ処理の評価	48
第5節 ごみ処理の課題の抽出	52

第2章 ごみ処理基本計画 55

第1節 基本理念	55
第2節 基本方針	55
第3節 ごみの処理主体	59
第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み	59
第5節 温室効果ガス削減目標	72
第6節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	73
第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	77
第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	77

第9節 計画目標年度におけるごみ処理フロー	87
第10節 ごみの処理施設の整備に関する事項	89
第11節 その他ごみ処理に関し必要な事項	93

第Ⅲ編 生活排水処理基本計画 96

第1章 生活排水処理の現状と課題 96

第1節 生活排水処理の沿革	96
第2節 生活排水処理フロー	97
第3節 生活排水処理体制	97
第4節 生活排水処理の実績	98
第5節 し尿・浄化槽汚泥等の処理実績	105
第6節 生活排水処理の課題の抽出	109

第2章 生活排水処理基本計画 111

第1節 基本理念	111
第2節 基本方針	111
第3節 生活排水の処理主体	114
第4節 生活排水処理の目標	114
第5節 目標達成のための基本施策等	115
第6節 生活排水を処理する区域及び人口等	116
第7節 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画	119
第8節 計画目標年度における生活排水処理フロー	123

第 I 編 総 論

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

北海道は、国の「ごみ処理広域化計画策定指導」（平成 9 年 5 月厚生省通知）に基づき「北海道ごみ処理広域化計画」を策定し、広域処理によるダイオキシン類の削減、未利用エネルギーの有効利用促進、公共事業のコスト削減等の基本方針を示しています。これを受け、北後志 6 市町村（小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）で構成する北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会を設立し、平成 12 年 3 月に「北後志地域ごみ処理広域化計画」を策定、広域処理による環境負荷の削減及び資源化の推進のための具体的な施策を示しました。

この広域処理の計画に基づき、平成 14 年 4 月に北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）を設立、平成 15 年 3 月には「広域化基本計画」を策定し、広域化へ向けた協議を進め、平成 16 年 6 月から施設整備を開始、平成 19 年 4 月には広域廃棄物処理施設「北しりべし広域クリーンセンター」が供用開始となり、廃棄物処理を取り巻く余市町（以下「町」という）の状況は大きく変化するものとなり、平成 22 年度には余市町クリーンセンター（以下「町クリーンセンター」という。）第 1 期最終処分場の耐用限界に合わせ、第 2 期最終処分場（以下「最終処分場」という。）の整備とともに、粗大ごみの処理を目的として、破碎処理施設（以下「破碎処理施設」という。）を供用開始しており、ごみの有料化、分別収集品目の拡大等と合わせ、廃棄物の減量化と資源化に取り組んできたところです。

さて、20 世紀の末以来、天然資源の枯渇やオゾン層の破壊、地球温暖化といった地球レベルでの資源・環境問題が顕在化しており、消費が抑制され環境負荷の少ない持続可能な「循環型社会」の形成が急がれています。国においては、「循環型社会形成推進基本法」の施行に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に第 4 次計画として改訂され、循環型社会の形成に関する施策が新たに定められたほか、「廃棄物処理法」に基づき策定された「廃棄物処理施設整備計画書」において廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要が定められています。北海道においても令和 2 年 3 月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」が改訂され、この基本計画の個別計画として位置づけられている「北海道処理基本計画」も第 4 次計画として策定されています。

また、平成 27 年 9 月には国連サミットにて世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和される総合的な取り組みとして「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、日本においても平成 28 年 12 月に SDGs の実現に向け実施方針を決定しています。

循環型社会を形成するためには、私たちの日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、住民・事業者・行政の協働による、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要です。

このためには、「一般廃棄物処理基本計画」において、住民・事業者・行政の役割を具体的に示すことが必要となります。

町における現在の「一般廃棄物処理基本計画」は、令和 3 年度に策定されたものでありますが、最終処分場の必要性など社会情勢に合せた見直しが必要となったことから、「一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定されるもので、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める長期的な計画です。

策定に際しては、循環型社会形成に係る関係法律を遵守し、町の長期総合計画「第5次余市町総合計画」と北海道策定の「北海道ごみ処理広域化計画」、「北海道廃棄物処理基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合性を図るものとします。また、本計画と広域連合や北後志衛生施設組合（以下「施設組合」という。）が策定した計画との間にずれが生じないように相互調整を図ります。

なお、年度ごとの必要な事業について定める一般廃棄物処理実施計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画は、本計画に基づき策定されるものです。

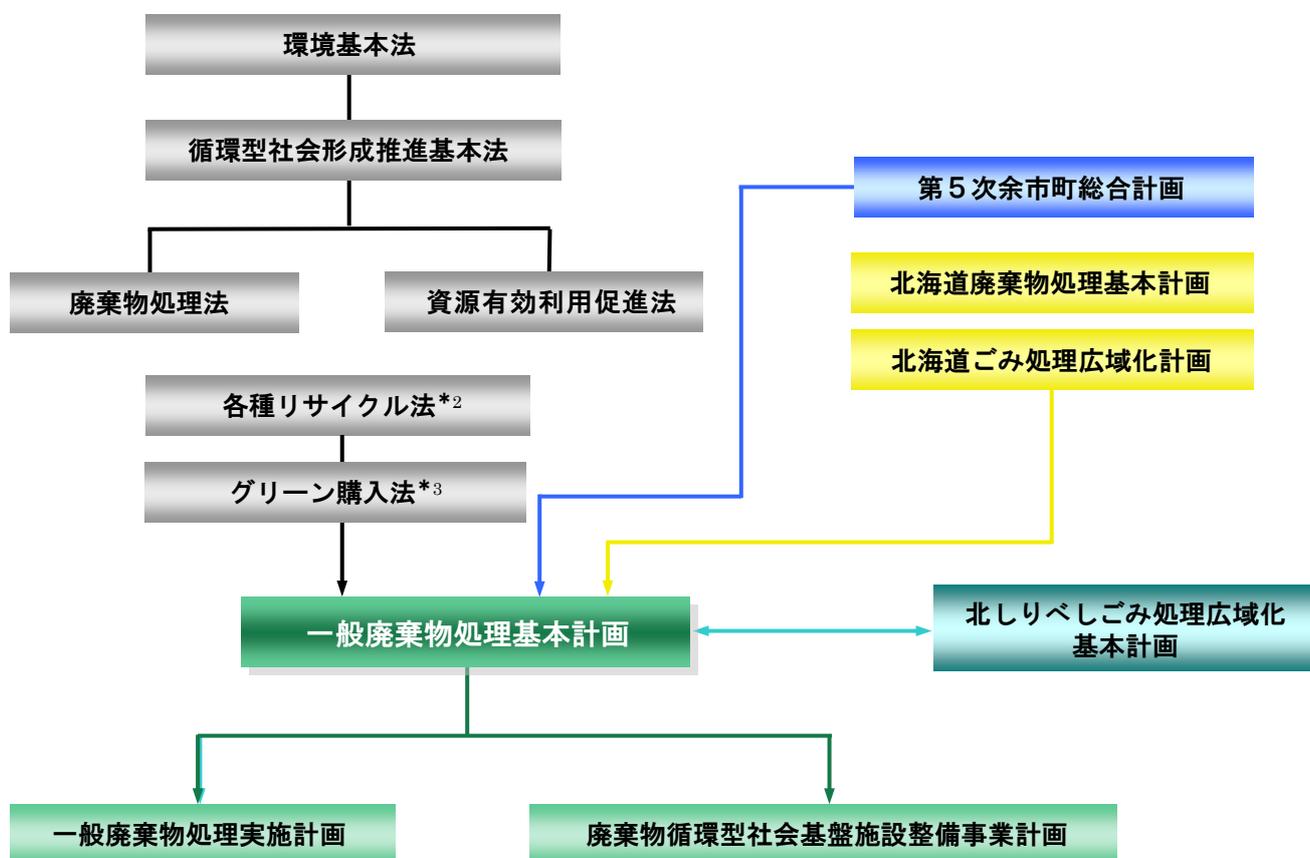


図1.1.1 計画の位置づけ

用語の定義

- *1 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律
- *2 各種リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）
- *3 グリーン購入法：国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律

【持続可能な開発目標(SDGs)】

国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールのうち、一般廃棄物処理計画に関連する 8 つのゴールを定めるものとします。



図 1. 1. 2 持続可能な開発目標

第 3 節 計画対象区域

本計画の対象区域は、町の全行政区域とします。

第 4 節 計画の範囲

本計画では、生活系及び事業系のごみ、生活排水（し尿、生活雑排水）、浄化槽汚泥について、収集・運搬から最終処分に至るまでの基本的方針と施策を策定するものとします。

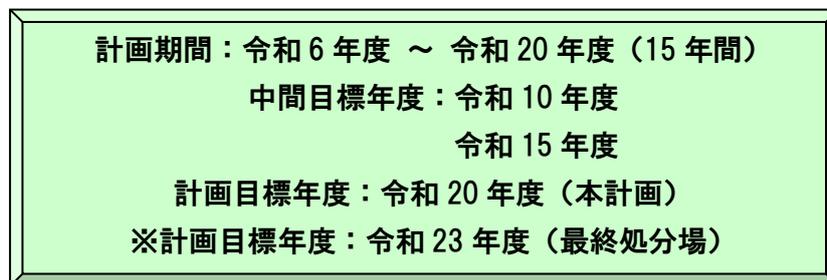
第 5 節 計画期間と目標年度

本計画の期間は、令和 6 年度を初年度とし計画目標年度を令和 20 年度とする 15 年間とします。

ただし、最終処分場整備に関わる目標年度は、供用開始予定年の令和 9 年度から 15 年後の令和 23 年度とします。

また、計画における中間目標年度を 5 年後の令和 10 年度及び令和 15 年度に設定します。

なお、概ね 5 年ごと、もしくは、廃棄物に関する社会情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、随時見直しを行うものとします。



令和5年度	令和6年度	7	8	9	令和10年度	11	12	13	14	令和15年度	16	17	18	19	令和20年度	21	22	令和23年度
見直し年度	計画期間（随時見直し）																最終処分場計画	
計画策定	初年度	→			中間年度	→			中間年度	→			目標年度	→		目標年度		

図 1. 1. 3 本計画の計画期間と目標年度

【広域的取組みの推進について】

広域連合の廃棄物処理体制は、北海道の広域化計画に基づく広域処理体制であり、町としては、今後もこの処理体制を基本として廃棄物処理事業を推進していきます。

【余市町が定める総合計画】

本町の第5次余市町総合計画は、令和3年度に策定し令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間として策定しております。

第5次余市町総合計画におけるメインテーマ「未来に向けて住みよいまちをつくる」として3つの指針を示し、目標達成に向けて推進する大綱を掲げています。

1. 次世代の可能性を引き出す
2. 資源を最大限活用しまちを持続・発展させる
3. 激動する社会に対応する

廃棄物処理及び生活排水処理における施策は、「3生活環境の方針」の中において、＜一般廃棄物等に関する施策＞及び＜下水道事業＞にて示されています。

◆基本目標◆

- 町民・事業者・行政が相互に連携し、近年社会問題となっている食品ロス削減の周知を強化するなど、ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、災害発生時にも対応した廃棄物処理体制の確立に努めます。
- し尿処理施設については、北後志5町村の共同事業により衛生処理されていますが、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいため、下水処理場における処理の実施に向け準備を進めます。
- し尿・浄化槽汚泥を下水処理場で処理するための施設整備を下水道広域化推進総合事業により整備します。

第2章 余市町の概況

第1節 自然的概況

1. 位置・地勢

本町は、北海道の西部、積丹半島の東の付け根に位置し、北側は日本海に面しており、他の三方はゆるやかな丘陵地に囲まれ、周囲は小樽市、仁木町、古平町、赤井川村に接しており、総面積は140.59k㎡となっています。町内には、余市川のほか、ヌッチ川、澄川、畚部川等が縦断しており、その流域に市街地が形成され、市街地周辺の地味肥沃な土壤に、果樹園・野菜畑を中心とした農地が広がっています。

幹線道路としては国道5号と国道229号があり、東に小樽市や札幌市と連絡し、南には仁木町を経て倶知安ニセコ方面に通じる国道5号は、内陸に向かう道路として利用され、町の中心から西に向かう国道229号は、西に通じる唯一の道路として利用されています。

気候は、日本海を北上する対馬海流の影響で道内では比較的温暖な気候となっており、平均気温は8℃前後ですが、昼間と夜間での温度差が大きいのが特徴であり、これが果樹の栽培に適した気候条件となっています。

また、北北東及び東北東に延びる海岸線は17kmにも及び、沿岸には地方港湾の余市港と4つの漁港があり、温暖な気候と相まって、古くから格好の漁場となっています。

2. 歴史

本町は古くから格好の漁場であり、ニシン漁が盛んにおこなわれていました。明治2(1869)年に開拓使余市詰役員が派遣され、浜中出張所を設置して、魚粕製造の奨励もあり、ますます活況を呈しました。明治4年に旧会津藩士が余市町に入植し、開拓使がアメリカから取り寄せたりんごの苗木を配布したところ、明治12年に結実し、国内で初となる民間栽培によるりんごが誕生しました。また、明治33年7月1日には、余市郡内11町村を合併しました。

大正・昭和にかけては、人口増加に伴い公共機関をはじめ、多くの施設が整備され、食品製造会社が創設されました。

昭和12年に余市町章を制定し、昭和30年に字名地番の改正、昭和48年に余市町民憲章を制定しています。

平成に入り、旧余市福原漁場(国指定史跡)が一般公開され、平成23年には「北のフルーツ王国 よいちワイン特区」と認定されるほか、テレビドラマの舞台として取り上げられ、今日に至っています。



図1. 2. 1 余市町の位置

3. 気象

本町の気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響を受けるため、北海道の中では比較的温暖な気候になっています。

年間の平均気温は 8℃程度で、日較差が大きいという特徴があるため、果実の栽培に適した気候条件になっています。

平均気温を見ると 7 月、8 月は 23℃から 25℃前後であり、厳冬期の 1 月、2 月はマイナス 8℃前後と、真冬でもマイナス 10℃になる日はほとんどないのが特徴です。

令和 4 年の気象概況は表 1. 2. 1 のとおりです。

表 1. 2. 1 余市地区の気象概況（令和 4 年）（余市観測所）

月	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	一時間最大	平均			最高	最低	平均風速	最大		
				日平均	日最高	日最低				風速	風向	
1	86.5	8.0	3.5	-5.1	-1.6	-9.7	10.2	-15.8	2.3	11.0	北	67.6
2	103.5	13.0	4.5	-3.2	0.3	-7.8	9.5	-13.0	2.7	10.8	南西	60.1
3	46.5	13.0	4.0	4.3	8.6	-1.0	17.6	-5.9	3.2	10.3	南南西	158.9
4	74.5	21.5	6.5	8.3	12.4	3.7	18.6	-2.3	3.5	10.9	南西	153.9
5	30.5	13.0	5.5	12.8	18.1	6.9	26.8	1.9	3.0	13.5	南西	222.2
6	65.0	28.5	10.5	18.3	23.7	12.8	29.6	6.6	2.4	8.5	南南西	209.0
7	53.5	19.5	5.0	22.3	26.7	18.2	32.7	12.9	2.2	7.7	南	161.6
8	114.5	38.5	15.0	25.3	30.1	21.4	34.4	17.3	2.1	9.4	南	169.5
9	122.0	43.0	13.5	19.7	24.8	15.2	29.6	9.3	2.1	7.3	南南西	159.5
10	205.0	43.0	9.5	11.7	17.2	6.9	23.3	0.0	2.3	11.0	北	145.1
11	167.0	46.5	18.5	5.4	9.7	0.9	20.3	-8.8	2.4	9.4	南南西	71.1
12	88.0	13.0	5.5	-1.9	1.3	-5.9	14.2	-12.8	2.3	8.6	南南西	52.6

出典:「気象庁 気象統計情報」

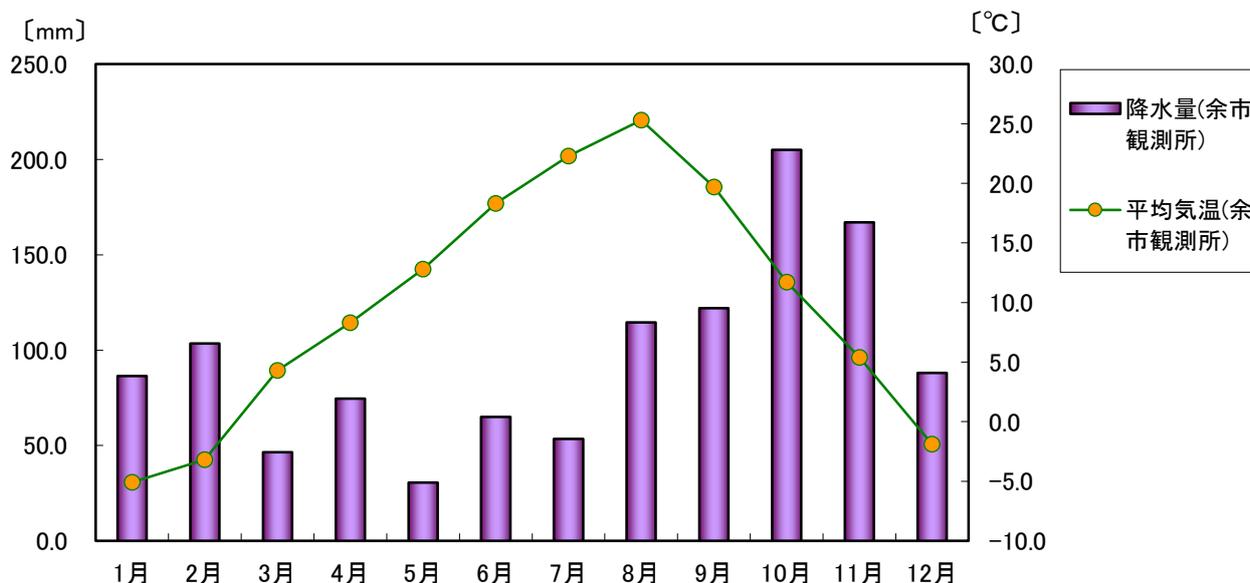


図 1. 2. 2 月別降水量と日平均気温（令和 4 年）

第2節 社会的概況

1. 人口

令和2年の国勢調査によると町の人口は18,000人で、後志総合振興局全体の9.1%を占めています。人口密度は、128.03人/㎢で、北海道平均の62.6人/㎢より、高い状況にあります。

総人口は、顕著な減少傾向を示しており、平成27年の国勢調査では、20,000人を割り込みました。

一方、世帯数については、平成12年の9,397世帯をピークに減少が進み、平成27年には9,000世帯を割り込み令和2年に8,283世帯まで減少しています。一世帯当りの人員数に関しても減少し続けており、核家族化の進行や単独世帯の増加が伺われます。

年齢(3区分)別人口構成では、老年人口の割合が増加する一方、年少人口の割合が減少しており、本町においても少子・高齢化が顕著に進行しています。

表1. 2. 2 人口・世帯数の推移(国勢調査)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度
余市町	総人口〔人〕	23,685	22,734	21,258	19,607	18,000
	世帯数〔世帯〕	9,397	9,310	9,051	8,769	8,283
	1世帯当りの人員〔人/世帯〕	2.52	2.44	2.35	2.24	2.17

出典:「北海道 統計書」

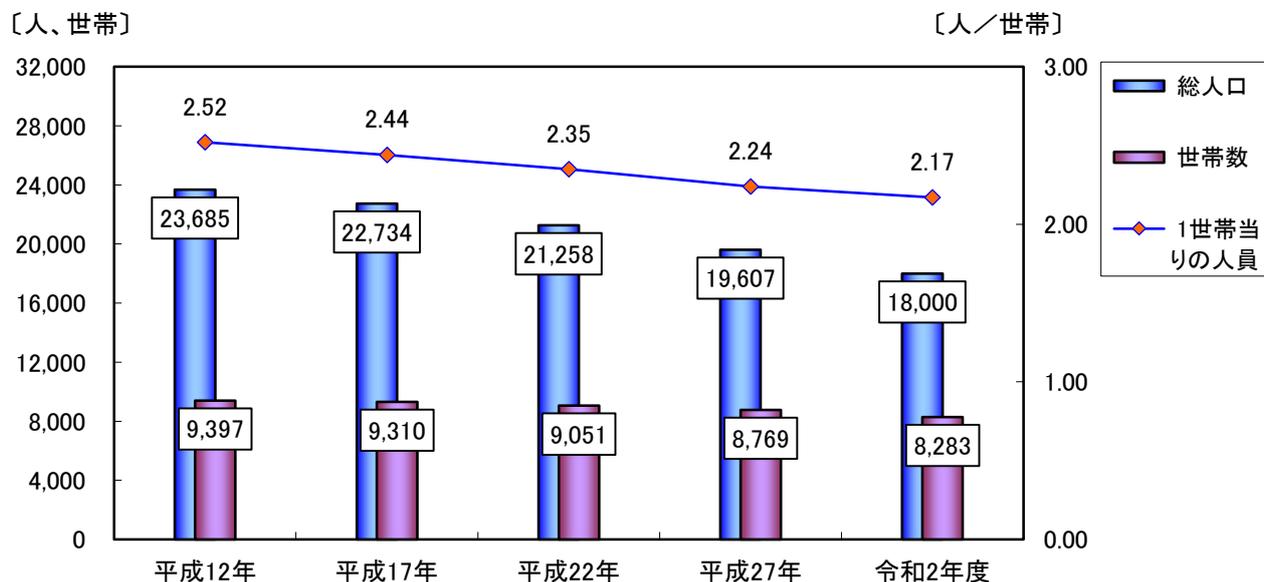


図1. 2. 3 人口・世帯数の推移(国勢調査)

表 1. 2. 3 年齢（3区分）別人口の構成割合（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度
余市町	年少人口(0～14歳) [%]	12.9	12.0	11.1	10.2	9.3
	生産年齢人口(15～64歳) [%]	63.2	59.9	57.5	53.4	50.3
	老年人口(65歳以上) [%]	23.9	28.1	31.4	36.4	40.4

出典:「北海道 統計書」

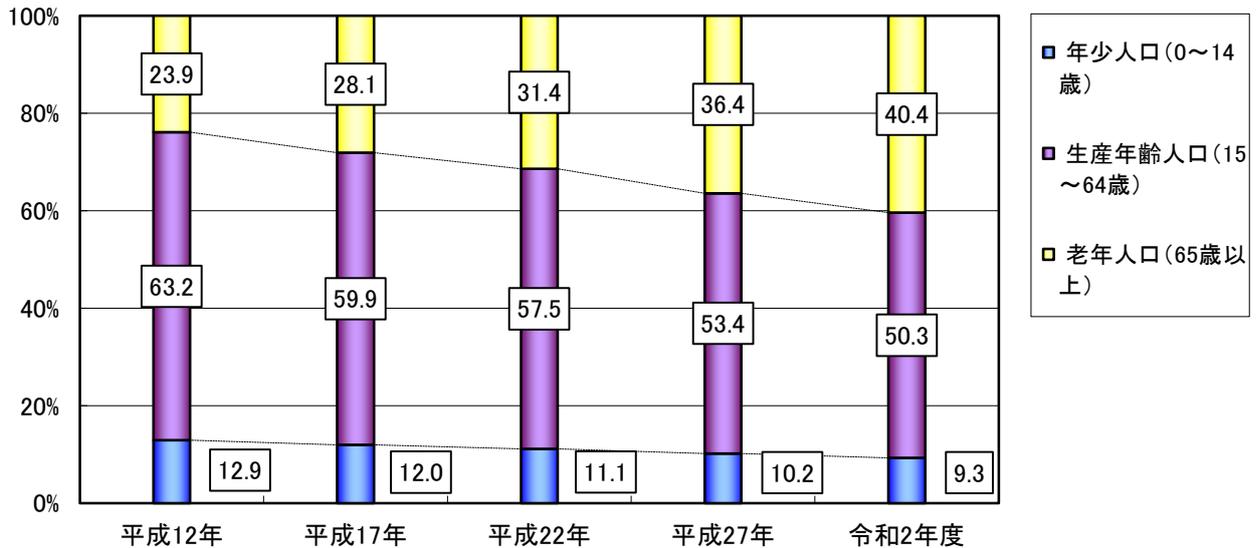


図 1. 2. 4 年齢（3区分）別人口の構成比率の推移（国勢調査）

2. 産業

本町では農林水産業の第1次産業に就業している人が1,401人、鉱業、建設業、生産業の第2次産業に就業している人が1,208人、第3次産業に就業している人が5,480人と第3次産業の比率の多さが見て取れます。

第1次産業の中核をなす農業については、いずれも担い手の高齢化・後継者不足による戸数の減少や耕地面積の減少が続いており、生産性の高い経営基盤の確立、優れた技術と経営感覚を持つ担い手の確保と育成が重要な課題となっていることから、町として新たに新規就農者への支援を行うなどの取組みを実施しています。

また、農業とともに町の経済を支える漁業は、地方港湾の余市港や4つの漁港を有しており、近年は増殖型漁業への転換を図り、生産性の安定に取り組んでいます。

製造業は出荷額の7割以上を食料品が占めており、水産加工品、農産加工品、酒造部門など町の資源を活用した形態になっており、商業では小規模な小売店舗の減少が続いている一方で、大型店の出店により周辺町村の商業地としての役割を果たしています。

表 1. 2. 4 産業別就業者数（令和2年国勢調査）

分類	合計	構成比[%]
一次産業	1,401	17.22
農業・林業	1,248	15.34
漁業	153	1.88
二次産業	1,208	14.85
鉱業	7	0.09
建設業	590	7.25
製造業	611	7.51
三次産業	5,480	67.35
電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.59
情報通信業	24	0.29
運輸業・通信業	332	4.08
卸売、小売業	1,310	16.10
金融、保険業	87	1.07
不動産業	72	0.88
学術研究、専門・技術サービス業	126	1.55
飲食店、宿泊業	382	4.70
生活関連サービス業、娯楽業	264	3.24
教育、学習支援業	458	5.63
医療、福祉業	1,319	16.21
複合サービス事業	148	1.82
サービス業に分類されないもの	440	5.41
公務他	470	5.78
分類不能	47	0.58
合計	8,136	100.00

出典：「北海道 令和2年国勢調査結果 統計表」

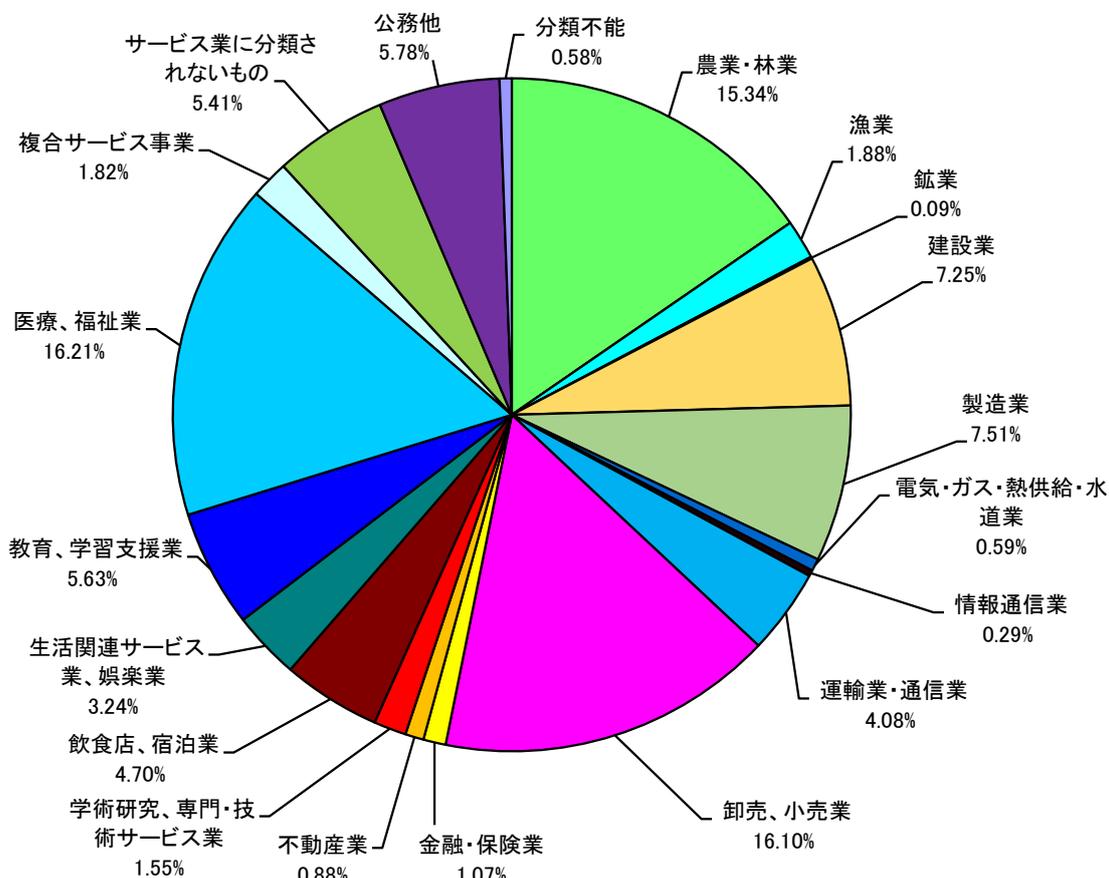


図 1. 2. 5 就業者数の産業別比率（令和2年国勢調査）

生産年齢人口の減少を受けて就業者総数も年々減少していますが、産業分類別比率の推移をみると、第一次産業の割合が年々低下し、第三次産業の割合が増加する傾向にあります。

表 1. 2. 5 産業分類別就業者数の推移（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度	
余市町	第一次産業	就業人員〔人〕	1,607	1,568	1,489	1,488	1,401
		構成比〔%〕	14.9	15.3	16.3	16.6	17.2
	第二次産業	就業人員〔人〕	2,422	1,990	1,614	1,491	1,208
		構成比〔%〕	22.4	19.4	17.7	16.7	14.8
	第三次産業	就業人員〔人〕	6,762	6,677	6,013	5,932	5,480
		構成比〔%〕	62.7	65.2	65.9	66.4	67.4
	分類不能	就業人員〔人〕	1	8	10	27	47
		構成比〔%〕	0.0	0.1	0.1	0.3	0.6
	計	就業人員〔人〕	10,792	10,243	9,126	8,938	8,136
		構成比〔%〕	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：「国勢調査結果 統計表」

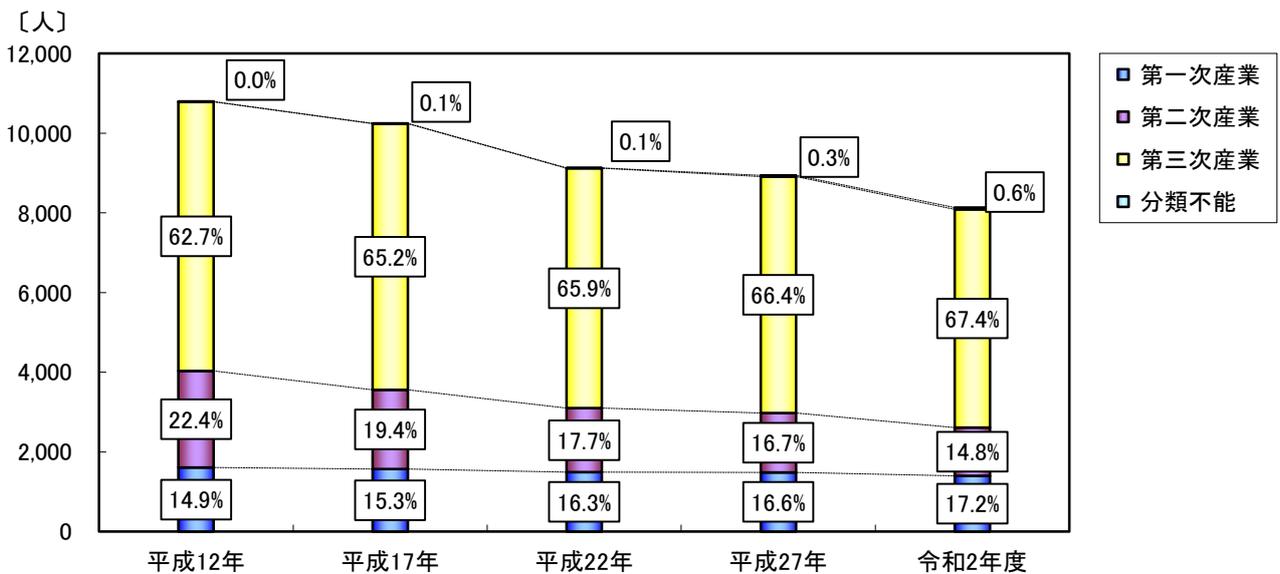


図 1. 2. 6 就業者数の産業分類別比率の推移（国勢調査）

3. 土地利用

町の土地利用状況は、山林の占める割合が 67.39%、次いで果樹園や耕作畑に利用されている畑の 12.81%、原野の 9.18%、宅地の 3.74%と続いています。以下に地目別面積を示します。

表 1. 2. 6 地目別面積

区 分		総面積 (R4.10.1現 在)	地目別面積								
			畑	田	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
余市町	面積(k㎡)	140.59	18.01	1.13	5.26	-	94.74	-	12.90	3.92	4.63
	構成比(%)	100.00	12.81	0.80	3.74	-	67.39	-	9.18	2.79	3.29

資料:町の統計データより

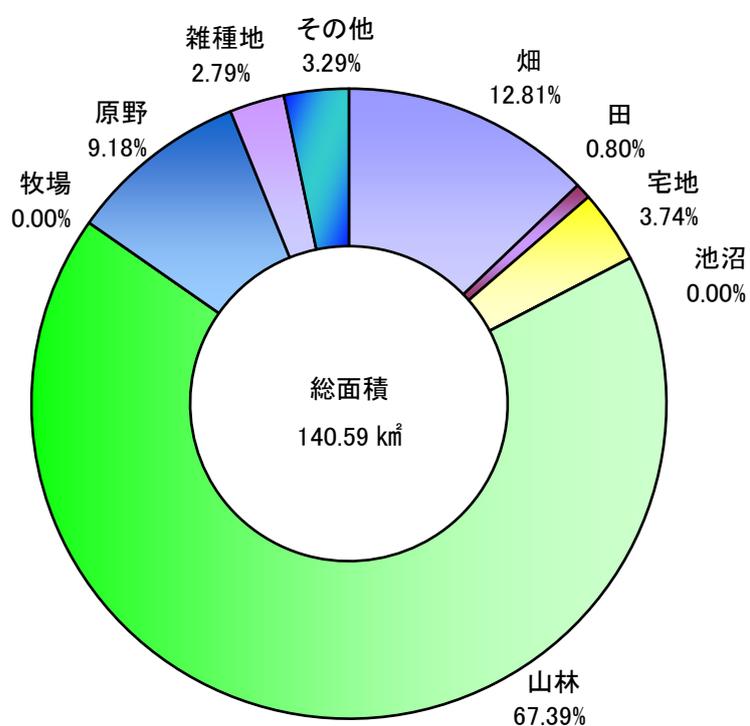


図 1. 2. 7 地目別面積構成比率 (令和 4 年 10 月 1 日現在)

4. 観光

本町には、世界的にも貴重な遺跡として国指定史跡のフゴップ洞窟や、ニセコ積丹小樽海岸国定公園*に指定されている中でも有数の奇岩のローソク岩やえびす岩、大黒岩、余市宇宙記念館や町の貴重な文化財施設である余市水産博物館、旧下ヨイチ運上家、旧余市福原漁場などがあり、観光の名所にもなっているほか、平成 22 年に余市葡萄酒醸造所の敷地内にオープンした余市ワイナリーにも、多くの観光客が訪れています。

また、平成 26 年度にはテレビドラマの舞台となったニッカウキスキー北海道工場への観光客が急増し、海外からも訪れる中、平成元年度には 1,135 千人の入込客数となっています。

令和 2 年度から令和 3 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、入込客数は約 1/3 まで大幅に落ち込んでいましたが、令和 4 年度以降は、国の一部規制緩和によって増加に転じてきています。

今後は、観光客が戻りつつある中で、観光施設を効果的に活用した参加体験型観光の推進を図り、本町の魅力ある自然とふれあいを通じた場を積極的に提供し、点から線へと広げた観光ルートなどを設定するなど、新たな魅力ある観光基盤整備を進めるものとしています。

表 1. 2. 7 観光入込客数の推移

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
余市町	観光入込客数(人)	1,065,000	1,135,000	385,800	331,100	761,300
	前年比(%)	133.8%	106.6%	34.0%	85.8%	229.9%

出典:「北海道観光入込客数調査報告書」

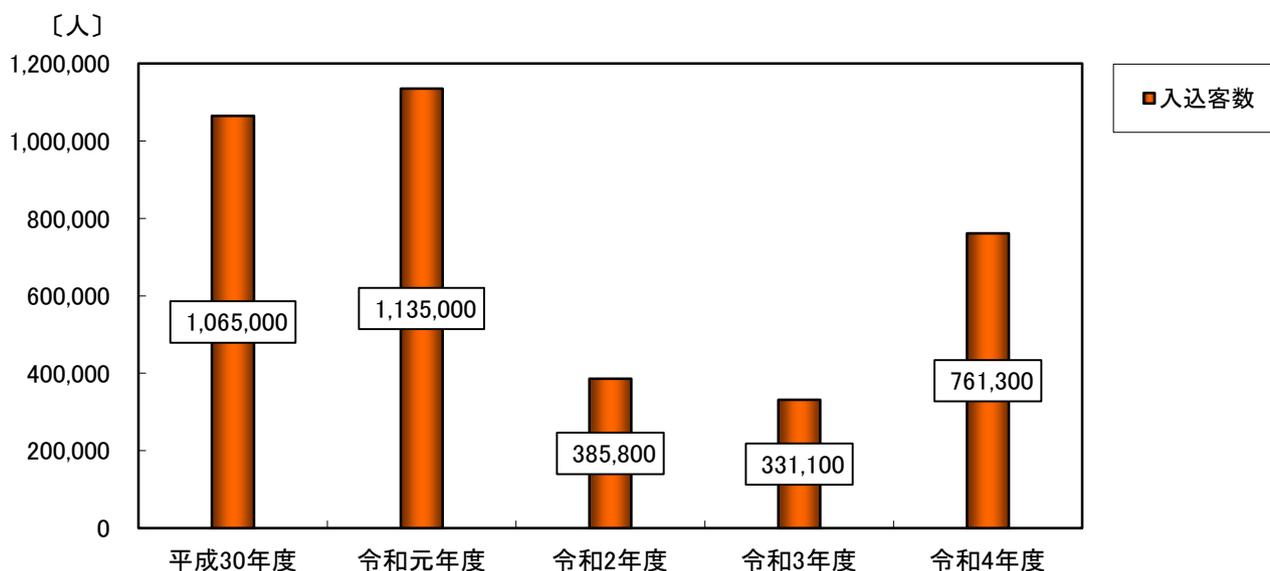


図 1. 2. 8 観光入込客数の推移

用語の定義

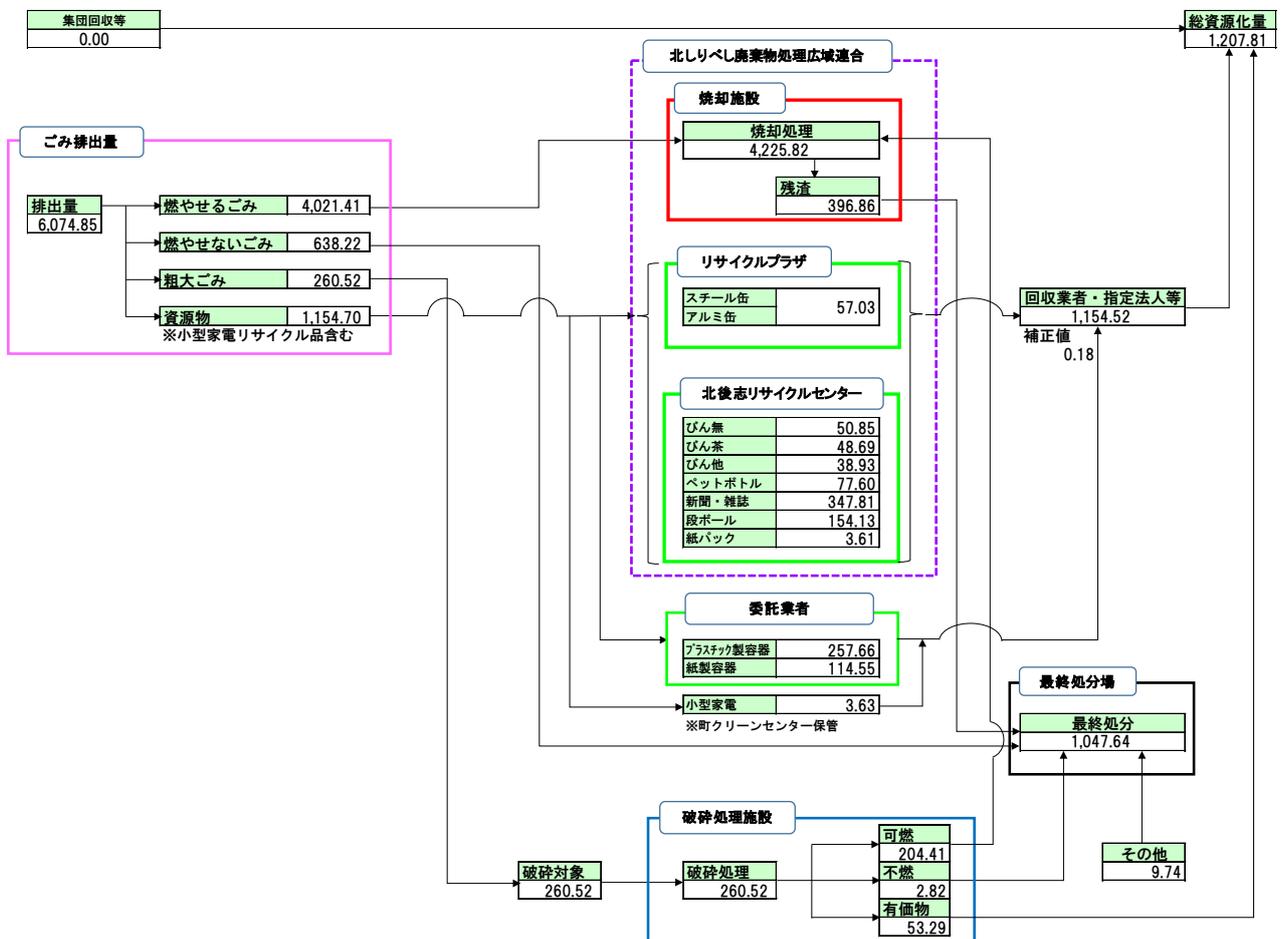
*ニセコ積丹小樽海岸国定公園：小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、積丹町、古平町、余市町、泊村、神恵内村の 1 市 8 町 2 村にまたがって広がる、面積およそ 19,000ha の自然公園で 1963 年 7 月 24 日に指定されました。

第Ⅱ編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理フロー

令和4年度現在、町のごみ処理フローは、図2.1.1のようになっております。焼却処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンターは広域連合が管理・運営を行っており、破碎処理施設及び最終処分場については、町が独自に所有し、管理・運営を行っています。



※数値は年間排出量〔t/年〕を示す。

図2.1.1 ごみ処理フロー（令和4年度）

燃やすごみは、生活系、事業系とも北しりべし広域クリーンセンターの焼却施設（以下「広域焼却施設」という。）で焼却処理を行い、焼却残渣は、町の搬入量に応じた量を町の最終処分場で埋立処分しています。

粗大ごみは、町の埋立前処理施設で破碎・選別処理による減容化、資源化を行い、破碎後の可燃性残渣は広域焼却施設で焼却処理、不燃性残渣は埋立処分を行っており、燃やさないごみは直接埋立処分しています。

資源物は、広域連合が事業主体となっている北後志リサイクルセンター（以下「広域リサイクルセンター」という。）にて、びん類、ペットボトル、古紙類の資源化を行っており、北しりべし広域クリーンセンターのリサイクルプラザ（以下「広域リサイクルプラザ」という。）にて、缶類の資源化を行っています。

紙製容器包装、プラスチック製容器包装に関しては、委託業者にて回収しています。

また、排出段階での減量化を進めるため、平成4年4月より簡易コンポスト容器を、平成13年4月より電動生ごみ処理機の購入助成を行い、ごみの減容化を進めています。

第2節 ごみの処理主体

ごみの処理主体は、表2.1.1のとおりです。

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の収集・運搬、破碎処理及び広域焼却施設から排出される焼却残渣の最終処分は、町が事業主体となり、燃やすごみと資源物の処理は広域連合が事業主体となって行っています。また資源物のうち紙製容器包装、プラスチック製容器包装に関しては町単独で行っています。本町の廃棄物処理に係る運営管理体制は、表2.1.2のとおりです。

表2.1.1 ごみの処理主体

ごみの分類		排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ		排出者	排出者	町(委託)	広域連合(直営、一部委託)	町(直営)
燃やさないごみ		排出者	排出者	町(委託)	町(委託)	
粗大ごみ		排出者	排出者	町(委託)	町(委託)	
資源物	プラスチック製容器包装	排出者	排出者	町(委託)	再生処理: 資源化業者	—
	紙製容器包装				選別保管: 町(委託) 再生処理: 資源化業者	
	缶類				選別保管: 広域連合(委託) 再生処理: 資源化業者	
	ビン類					
	ペットボトル					
	古紙類					
蛍光管等						
小型家電リサイクル品		排出者	排出者	資源化業者	資源化業者	—

表2.1.2 廃棄物処理の運営管理体制

区分	処理事業従事職員数 [人]							委託・許可業者件数		
	総数	一般職		技能職				委託業	許可業	浄化槽清掃業
		事務系	技術系	収集運搬	中間処理	最終処分	その他			
ごみ処理	3	3	0	0	0	0	0	9	8	0

第3節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量の実績

(1) ごみ総排出量の実績

過去5年間のごみ総排出量の推移をみると、減少傾向で推移しています。

表2. 1. 3 ごみ総排出量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政区域内人口	18,675	18,316	18,056	17,664	17,339
ごみ総量[t/年]	6,514.45	6,295.42	6,099.41	6,161.27	6,074.85
1人1日当りのごみ総排出量[g/人・日]	956	942	923	956	960
全道1人1日当りのごみ総排出量[g/人・日]	969	960	949	941	—
全国1人1日当りのごみ総排出量[g/人・日]	918	918	901	890	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります

※2 令和6年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

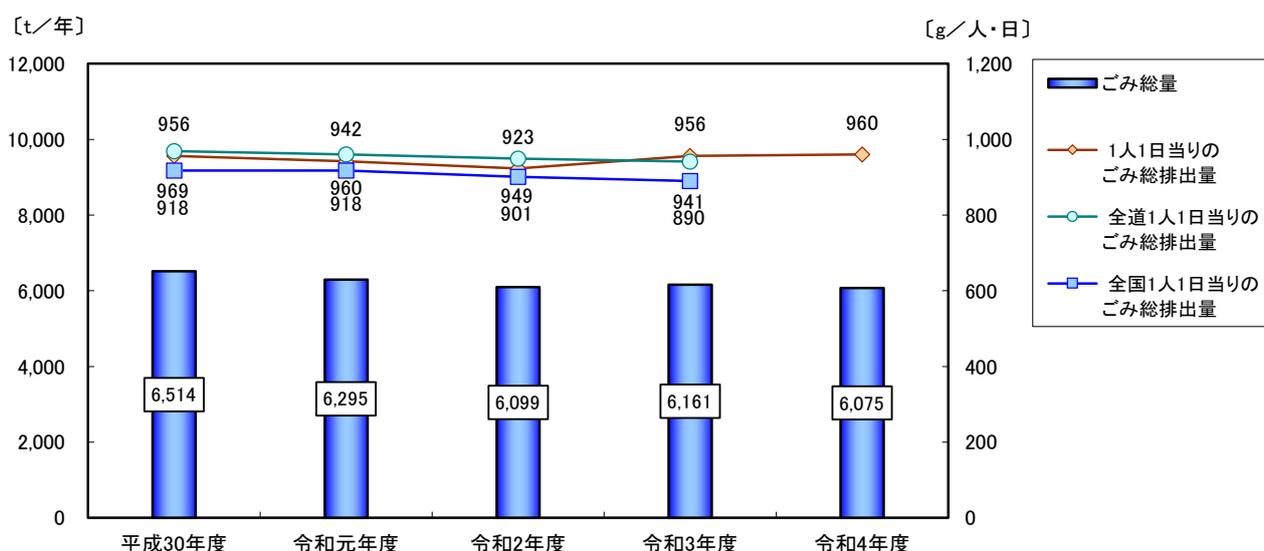


図2. 1. 2 ごみ総排出量の実績

用語の定義

- ・生活系ごみ：一般家庭から排出されるごみ(収集ごみの全量+生活系の直接搬入ごみ)
- ・資源物：一般家庭から排出される資源物
- ・事業系ごみ：事業所から排出されるごみ(事業系の直接搬入ごみ及び許可業者が収集しているごみ)
- ・1人1日当りのごみ総排出量(総排出量原単位)： $(\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{日}(366 \text{日})$
- ・1人1日当りの生活系ごみ排出量(生活系ごみ原単位)： $(\text{生活系ごみ量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{日}(366 \text{日})$
- ・1人1日当りの資源化ごみ排出量(資源物原単位)： $(\text{資源化量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{日}(366 \text{日})$

1人1日当りの総排出量は、923 g/人・日から960 g/人・日の間で推移しており、全道平均値とほぼ同等の数値であるものの全国平均及び令和6年度の北海道の目標値900g/人・日（「北海道廃棄物処理計画（第4次）」（以下「道の目標値」という。）、令和7年度の国の目標値850g/人・日（「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という））には達しておらず、より一層の排出抑制への取組みが必要とされる状況にあります。

（２）生活系ごみ排出量の区分

過去5年間の生活系ごみ排出量における収集ごみと直接搬入ごみの推移をみると、収集ごみ及び直接搬入ごみともに減少傾向で推移しています。

収集ごみにおける1人1日当りの排出量は、全道平均、全国平均の生活系ごみ量と比べて若干多い排出量であり、令和6年度における道の目標値550g/人・日に対しても令和4年度比で約1.3倍の排出量となっています。

表2. 1. 4 生活系ごみ排出区分毎の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活系ごみ合計[t/年]	4,868.74	4,759.82	4,625.91	4,585.22	4,468.32
収集ごみ[t/年]	4,621.26	4,444.10	4,408.60	4,365.80	4,272.90
直接搬入ごみ[t/年]	247.48	315.72	217.31	219.42	195.42
1人1日当りの生活ごみ排出量[g/人・日]	714	712	700	711	706
収集ごみ1人1日当りの排出量[g/人・日]	678	665	667	677	675
直接搬入ごみ1人1日当りの排出量[g/人・日]	36	47	33	34	31
全道1人1日当りの生活系ごみ排出量[g/人・日]	603	602	617	610	—
全国1人1日当りの生活系ごみ排出量[g/人・日]	594	599	613	601	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

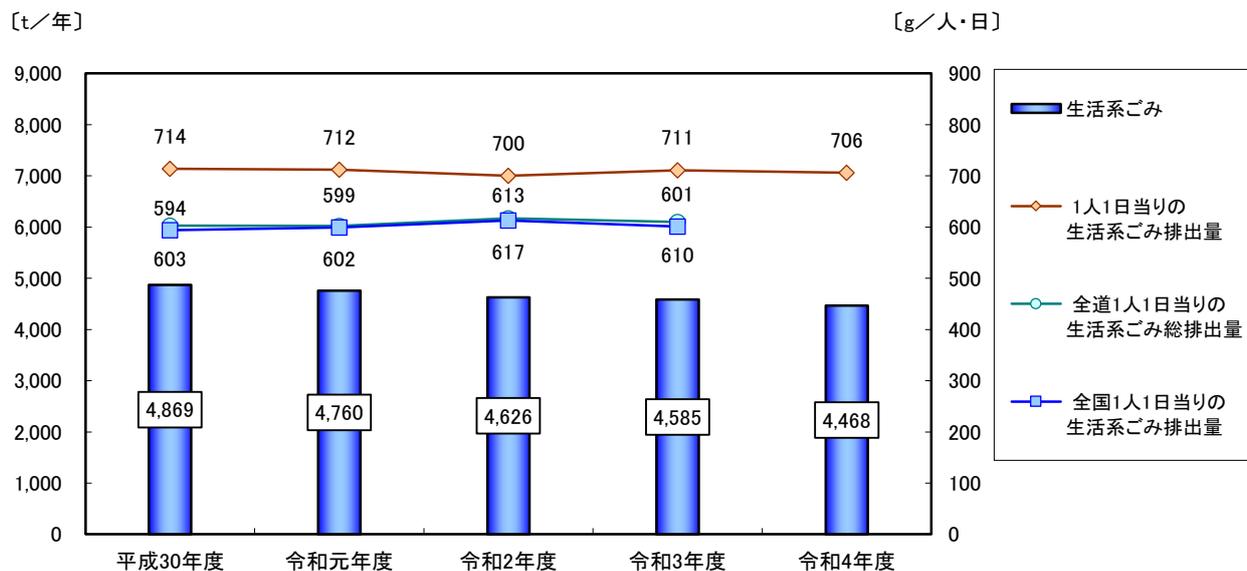


図2. 1. 3 生活系ごみ排出量の実績

(3) 事業系ごみ排出量の区分

過去5年間の事業系ごみ排出量の経年変化をみると、多少の増減はあるものの、顕著な減少や増加はみられない状況にあります。

排出量は、1,473 t／年から 1,645 t／年の間で推移し、ごみ総排出量の 25%程度であり、全道平均の 29%（令和3年度実績）に比べ若干少ない値となっています。

表2. 1. 5 事業系ごみ排出区分毎の実績

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業系ごみ[t／年]	1,645.71	1,535.60	1,473.50	1,576.05	1,606.53

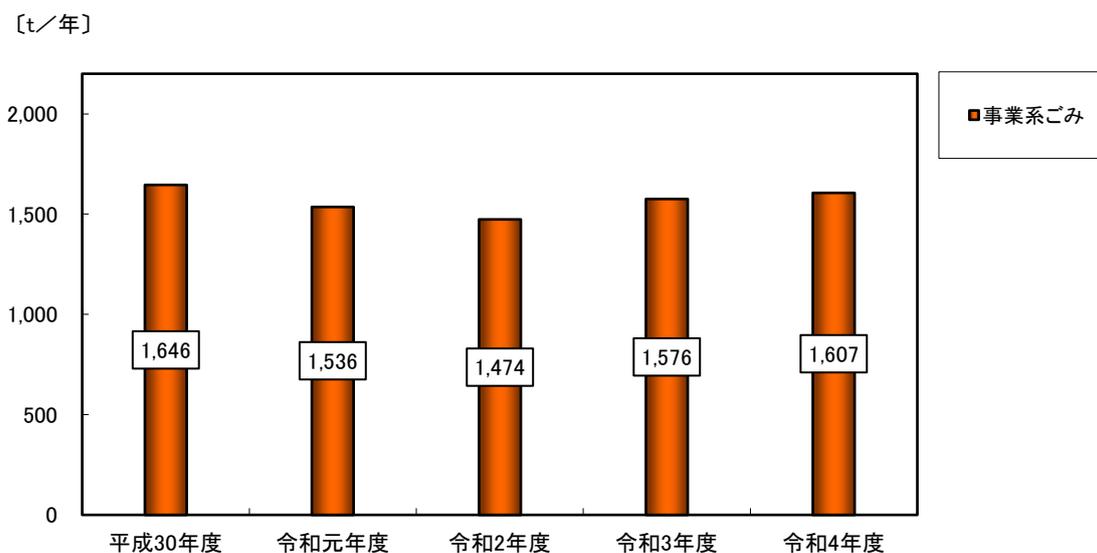


図2. 1. 4 事業系ごみ排出量の実績

(4) ごみ種類毎排出量

過去5年間のごみの種類毎排出量の実績を以下に示します。

表2. 1. 6 ごみ種類毎排出量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全体ごみ 合計[t/年]	6,514.45	6,295.42	6,099.41	6,161.27	6,074.85
燃やすごみ	4,035.02	4,027.38	3,924.61	4,013.97	4,021.41
燃やさないごみ	934.19	785.58	716.62	688.65	638.22
粗大ごみ	246.67	226.29	240.69	261.17	260.52
資源物	1,298.57	1,256.17	1,217.49	1,197.48	1,154.70
生活系ごみ 合計[t/年]	4,868.74	4,759.82	4,625.91	4,585.22	4,468.32
燃やすごみ	2,639.34	2,722.24	2,705.64	2,703.04	2,659.12
燃やさないごみ	750.17	621.00	518.45	499.84	480.45
粗大ごみ	180.66	160.41	184.33	184.86	174.05
資源物	1,298.57	1,256.17	1,217.49	1,197.48	1,154.70
収集ごみ [t/年]	4,621.26	4,444.10	4,408.60	4,365.80	4,272.90
燃やすごみ	2,639.34	2,722.24	2,705.64	2,703.04	2,659.12
燃やさないごみ	612.33	402.33	422.90	406.57	392.22
粗大ごみ	77.16	64.84	62.57	58.72	68.19
資源物	1,292.43	1,254.69	1,217.49	1,197.47	1,153.37
直接搬入ごみ [t/年]	247.48	315.72	217.31	219.42	195.42
燃やすごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃やさないごみ	137.84	218.67	95.55	93.27	88.23
粗大ごみ	103.50	95.57	121.76	126.14	105.86
資源物	6.14	1.48	0.00	0.01	1.33
事業系ごみ 合計[t/年]	1,645.71	1,535.60	1,473.50	1,576.05	1,606.53
燃やすごみ	1,395.68	1,305.14	1,218.97	1,310.93	1,362.29
燃やさないごみ	184.02	164.58	198.17	188.81	157.77
粗大ごみ	66.01	65.88	56.36	76.31	86.47
資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

2. 排出ごみの性状

広域連合が実施した過去4年間の可燃ごみのごみ質調査結果を表2.1.5及び図2.1.4、2.1.5に示します。

組成分析では、平成30年度の実績で紙類やビニール類が多く全体の85.1%を占めています。

低位発熱量については、平成30年度が最も高い数値でありましたが、令和2年度には6,360kJ/kgと最も低い値を示しています。

表2.1.7 可燃ごみのごみ質調査結果

項目	測定値(平均値)				平均値	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
組成分析 [%]	紙・布類	55.5	54.6	59.4	69.2	59.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	29.6	29.3	20.3	16.7	24.0
	木・竹・わら類	3.1	5.4	3.4	3.2	3.8
	厨芥類	11.2	10.3	15.8	9.6	11.7
	不燃物類	0.6	0.3	0.1	1.2	0.5
	その他	0.0	0.1	1.0	0.1	0.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成分 [%]	可燃分	42.7	49.0	55.4	51.4	49.6
	水分	51.8	47.3	41.2	43.6	46.0
	灰分	5.5	3.7	3.4	5.0	4.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量 [kJ/kg]		8,698	7,675	6,360	6,910	7,411

※1 実績値は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和6年2月現在、令和4年度実績は公表されていません。

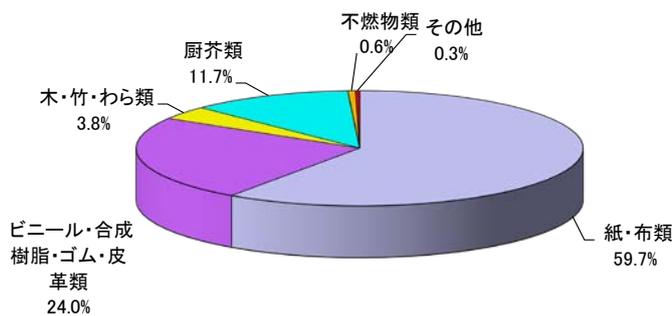


図2.1.5 可燃ごみの組成分析結果 (過去4年間の平均)

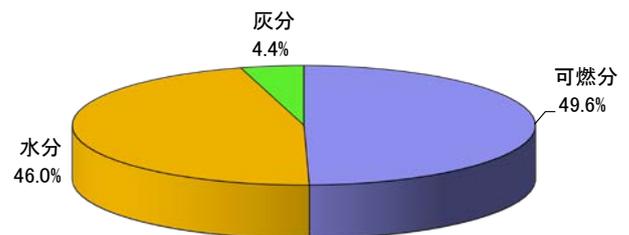


図2.1.6 可燃ごみの三成分分析結果 (過去4年間の平均)

3. 減量化・再生利用の実績

(1) 資源化量*

資源化の取組みとしては、広域連合が行う資源化と町が行う資源化とがあります。

広域連合が行う資源化は、資源物のうち缶類を広域リサイクルプラザにて選別圧縮を行い、びん類及び古紙類、ペットボトルに関しては、広域リサイクルセンターにて選別・減容・保管を行い、それぞれ品目毎に回収業者や指定法人にて引き取りし、資源化を行っています。

また、町が行う資源化のうちプラスチック製容器包装類に関しては、収集後に再生業者へ引渡しているほか、紙製容器包装類に関しては、委託業者で選別後、回収業者にて資源化を行っています。

一方、町が行うその他の資源化としては、破碎処理施設の処理工程から回収する有価物（鉄類）と回収ボックスによる使用済小型家電（以下「小型家電リサイクル品」という。）の回収となっています。

過去5年間の資源化量の推移を表2.1.8及び図2.1.7に示します。資源化量には大きな変化はみられませんが、1人1日当りの資源化量では、全国の平均を上回る水準で推移しています。

表2.1.8 資源化量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量合計[t/年]	1,303.57	1,294.13	1,267.66	1,246.30	1,207.81
再資源化量[t/年]	1,291.87	1,244.71	1,203.72	1,183.70	1,150.89
破碎有価物回収量[t/年]	5.00	38.00	50.16	48.82	53.29
使用済小型家電[t/年]	6.70	11.42	13.78	13.78	3.63
1人1日当りの資源化量[g/人・日]	189	191	190	191	188
全道1人1日当りの資源化量[g/人・日]	232	223	222	221	—
全国1人1日当りの資源化量[g/人・日]	183	181	180	177	—

※1 実績値は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和6年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

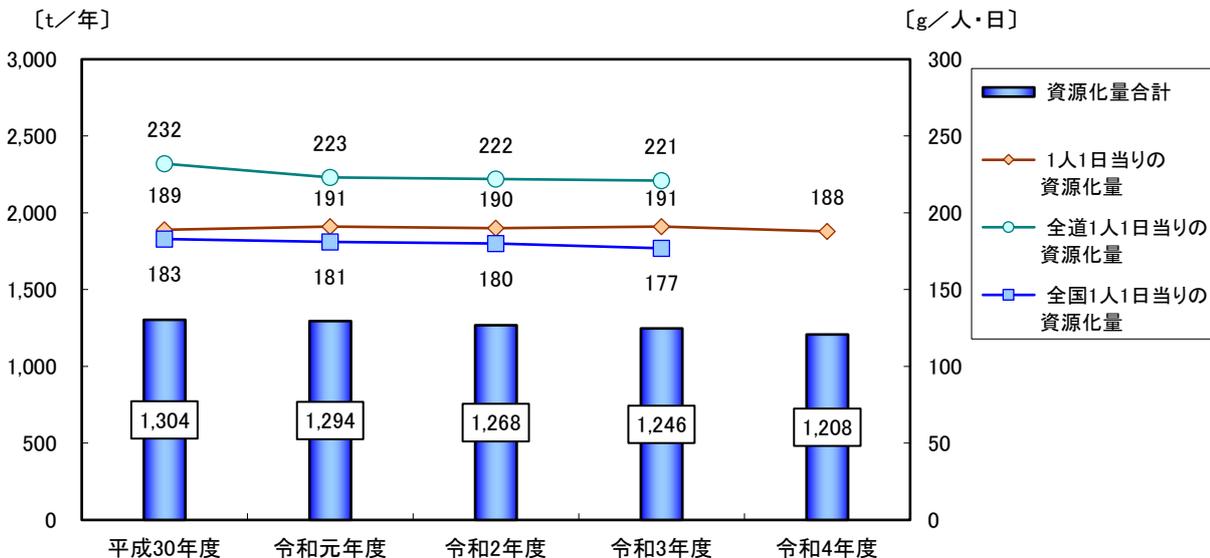


図2.1.7 資源化量の実績

* 資源化量

ごみ固形燃料、炭化物、バイオガス等のエネルギー利用を目的とした生成物を除く（「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」）もので、環境省のホームページで公表されている資源化量とは定義が異なるため、一致しません。

(2) 資源回収率（リサイクル率）*

過去5年間の資源回収率（リサイクル率）は、19.9から20.8%の回収率であり、ほぼ横ばいで推移していますが、全国平均よりわずかに高い回収率であるものの全道平均よりは低い値となっています。

今後は、ごみとして多く排出されていると思われる容器包装廃棄物や小型家電リサイクル品など、分別収集の徹底に努めるとともに、資源化への取組みを進めることが必要と思われます。

表 2. 1. 9 資源回収率の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源回収率[%]	20.0	20.6	20.8	20.2	19.9
全道平均[%]	23.9	23.2	23.4	23.5	—
全国平均[%]	19.9	19.6	19.6	19.9	—

※1 実績値は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和6年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

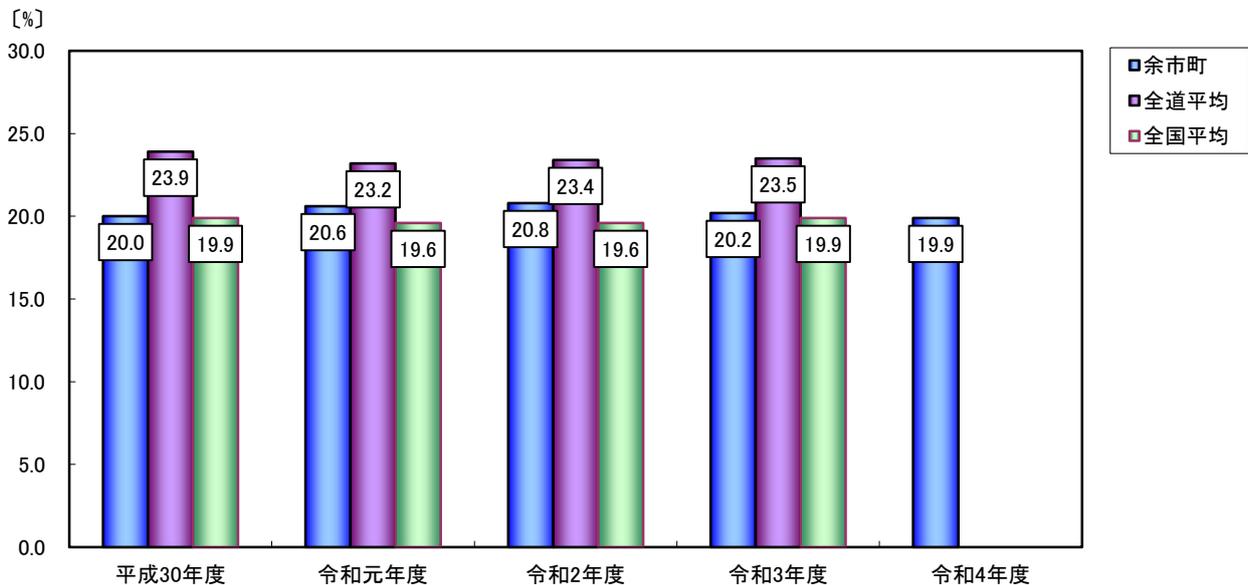


図 2. 1. 8 資源回収率の実績

(3) 減量化量

1人1日当りのごみの総排出量について、平成30年度の956g/人・日に対し令和4年度には960g/人・日と若干の増加となっています。

令和4年度現在の排出量を平成30年度排出量と対比した場合、表2.1.10に示すとおり総排出量で4g/人・日増加し、生活系ごみ排出量で8g/人・日の減少となっています。

表 2. 1. 10 令和4年度における減量効果（対平成30年度）

区分	平成30年度	令和4年度		
	[g/人・日]	[g/人・日]	減量化量 [g/人・日]	減量化率 [%]
1人1日当りの総排出量	956	960	+ 4	+ 0.3
1人1日当りの生活系ごみ排出量	714	706	- 8	- 1.3

* 資源回収率（リサイクル率）

ごみの総排出量に対する資源化量の割合のことです。

4. 収集・運搬の実績

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、町の全行政区域としています。

(2) 収集・運搬体制

【収集エリア】

現在の収集エリアは行政区域全域を一つの収集エリアとしています。

【分別収集区分】

ごみの分別収集区分は、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）（以下「処理システム指針という。」）の標準的な分別収集区分で示されている類型Ⅱに分類されるものです。

表 2. 1. 11 ごみの分別収集区

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装(紙パック類)	
	②資源回収する古紙類(新聞、雑誌等)の資源ごみ		
	③小型家電リサイクル		
	④燃やすごみ		
	⑤燃やさないごみ(容器包装以外の廃プラスチック類を含む)		
	⑥粗大ごみ		

【収集頻度】

ごみの収集・運搬は、町が実施しています。収集頻度は、表 2. 1. 13 に示すとおりです。

なお、家電リサイクル法適用品、廃 PC 法適用品、適正処理困難物や危険物（具体的品目については町が独自に指定している）、産業廃棄物については、収集対象としていません。

【収集方式・収集形態】

・収集方式

収集作業の効率性を考慮し、ステーション方式を基本としています。

ただし、粗大ごみに関しては、電話申し込みによる戸別方式としています。

・収集形態

分別の徹底、収集作業の安全性・効率性の観点から、粗大ごみと資源物以外のごみは、平成 18 年 11 月のごみ処理の有料化から指定袋制（袋に入らないもので粗大ごみでないものは、ごみ処理券を貼る）を採用しています。

なお、粗大ごみは、ごみ処理券を貼る方式とし、資源物は分別区分によって指定コンテナ回収及び透明または半透明袋で回収する方式としています。

表 2. 1. 1 2 収集・運搬体制

種類	区分	形状	金額・単位
指定袋	燃やすごみ	5ℓ袋	10円/枚
		10ℓ袋	20円/枚
		20ℓ袋	40円/枚
	燃やさないごみ	40ℓ袋	80円/枚
ごみ処理券	粗大ごみ	1枚	80円
		1枚	200円

【収集・運搬業者】

生活系ごみの収集・運搬は、小型家電リサイクル品を除き、委託により行われています。小型家電リサイクル品に関しては、町内に設置してある回収ボックスから町クリーンセンターまで直営で運搬し、町クリーンセンターから小型家電認定業者までは許可業者に委託し、運搬を行っています。

表 2. 1. 1 3 収集・運搬体制

分類	収集方式	収集頻度	収集形態	収集・運搬	
資源回収する 容器包装	ステーション	2回/月	空缶	指定のコンテナ (オレンジ色)に入れる	委託
			空きビン		
			ペットボトル	指定の網(緑色)に入れる	
			その他紙製製容器包装	透明・半透明の袋に入れ、指定 の網(オレンジ色)に入れる	
1回/週		その他プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋に入れ、 備付けの網をかける		
資源回収する 古紙類		2回/月	新聞、雑誌等	ひもで縛る	
小型家電 リサイクル品	回収ボックス	随時	公共施設3か所にある回収BOXに投入	直営・業者	
燃やすごみ	ステーション	1~2回/週	黄色指定袋(袋に入らないものはごみ処理券を貼る)	委託	
燃やさないごみ		2回/月	青色指定袋(袋に入らないものはごみ処理券を貼る)	委託	
粗大ごみ	戸別収集	2回/月	電話申し込みによる戸別収集(ごみ処理券を貼る)	委託	

(3) 収集・運搬量

過去5年間の収集・運搬量の推移をみると、トータルの収集・運搬量は減少傾向で推移しています。

この傾向は、人口の減少に伴い燃やすごみや燃やさないごみ、資源物の減少による影響であることが言えます。

表2. 1. 14 収集・運搬量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集ごみ 合計[t/年]	4,621.26	4,444.10	4,408.60	4,365.80	4,272.90
燃やすごみ	2,639.34	2,722.24	2,705.64	2,703.04	2,659.12
燃やさないごみ	612.33	402.33	422.90	406.57	392.22
粗大ごみ	77.16	64.84	62.57	58.72	68.19
資源物	1,292.43	1,254.69	1,217.49	1,197.47	1,153.37

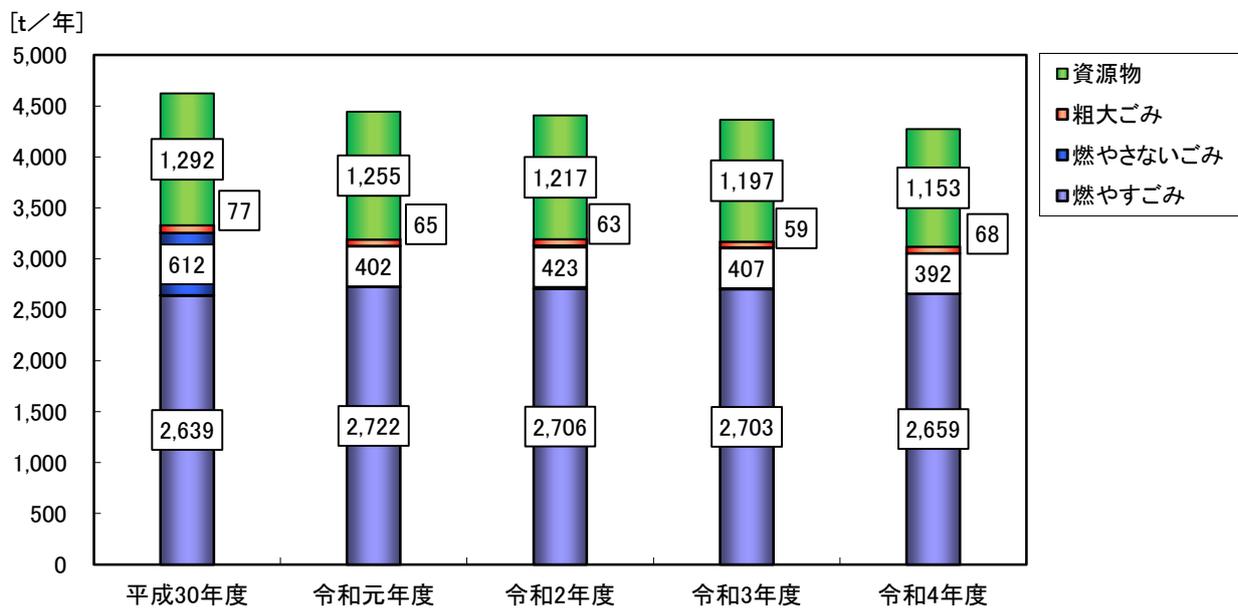


図2. 1. 9 ごみ種別収集・運搬量の実績

5. 中間処理の実績

(1) 中間処理施設の概要

中間処理システムは、広域連合が管理・運営する北しりべし広域クリーンセンター（焼却施設・リサイクルプラザ）及び北後志リサイクルセンターと町が管理・運営する破碎処理施設から構成されています。施設概要を以下に記述します。

中間処理対象物

- 北しりべし広域クリーンセンター（焼却処理）：可燃ごみ
- " （リサイクルプラザ）：資源物（アルミ缶・スチール缶）
- 北後志リサイクルセンター：資源物（ガラスビン、ペットボトル、古紙類）
- 破碎処理施設：粗大ごみ



No	施設名称	所在地
①	北しりべし広域クリーンセンター	小樽市桃内2丁目111番地2
②	北後志リサイクルセンター	余市郡余市町栄町461番地1
③	破碎処理施設	余市町豊丘町850番地

図2. 1. 10 中間処理施設の所在地と施設全景

表 2. 1. 15 ごみ焼却処理施設の概要

項目	内容	
施設名称	北しりべし広域クリーンセンター（ごみ焼却施設）	
所在地	小樽市桃内2丁目111番地2	
運転管理	広域連合（委託）	
竣工年月	平成19年4月	
公称能力	焼却炉：197 t／日（98.5 t／24 hr×2炉） 灰溶融：15 t／日	
焼却対象物	生活系・事業系の可燃ごみ、可燃性粗大ごみ（小樽市）、 資源物処理残渣（小樽市）	
設備仕様	炉型式	連続燃焼式
	燃焼方式	ストーカ式
	排ガス冷却設備	水噴射、熱交換式（間接空冷式）
	排ガス処理設備	消石灰・活性炭吹込み、バグフィルタ
	集じん灰処理設備	電気式灰溶融方式
	エネルギー回収設備	蒸気タービン発電機 1,990 kw

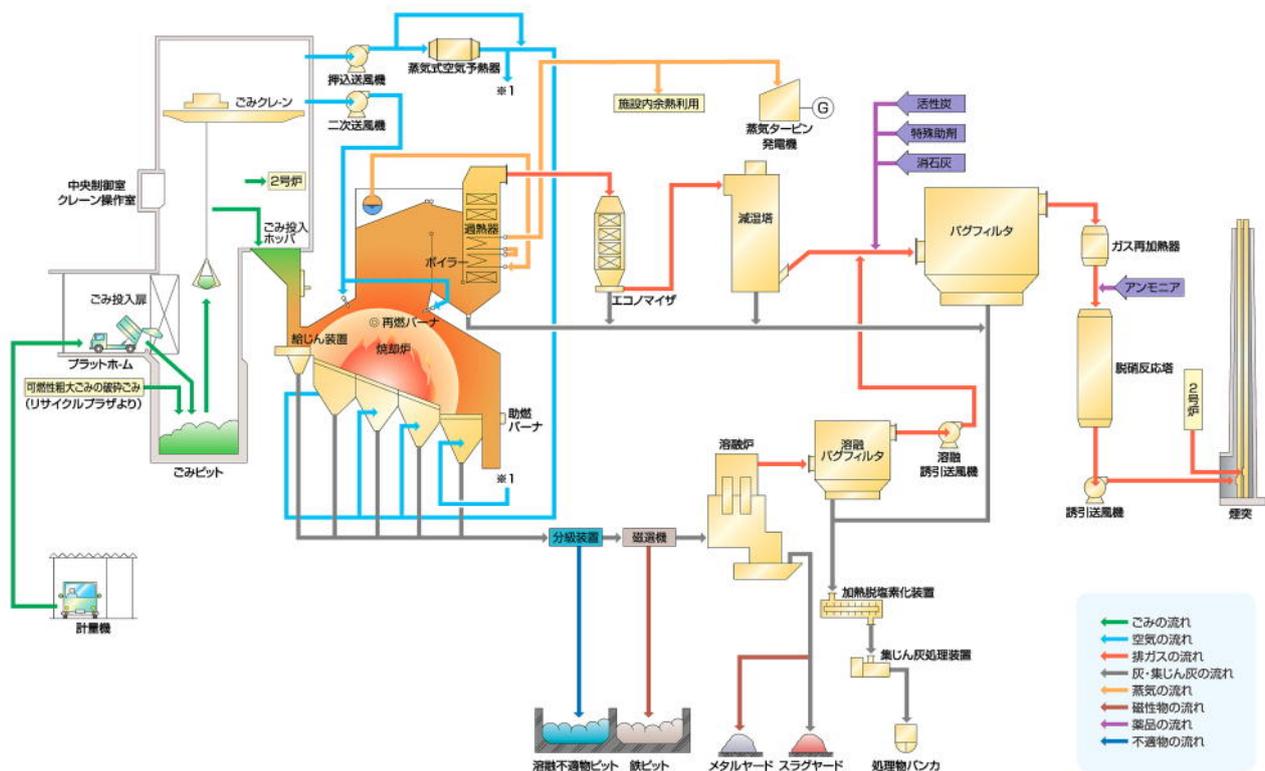


図 2. 1. 11 北しりべし広域クリーンセンター（焼却）フローシート

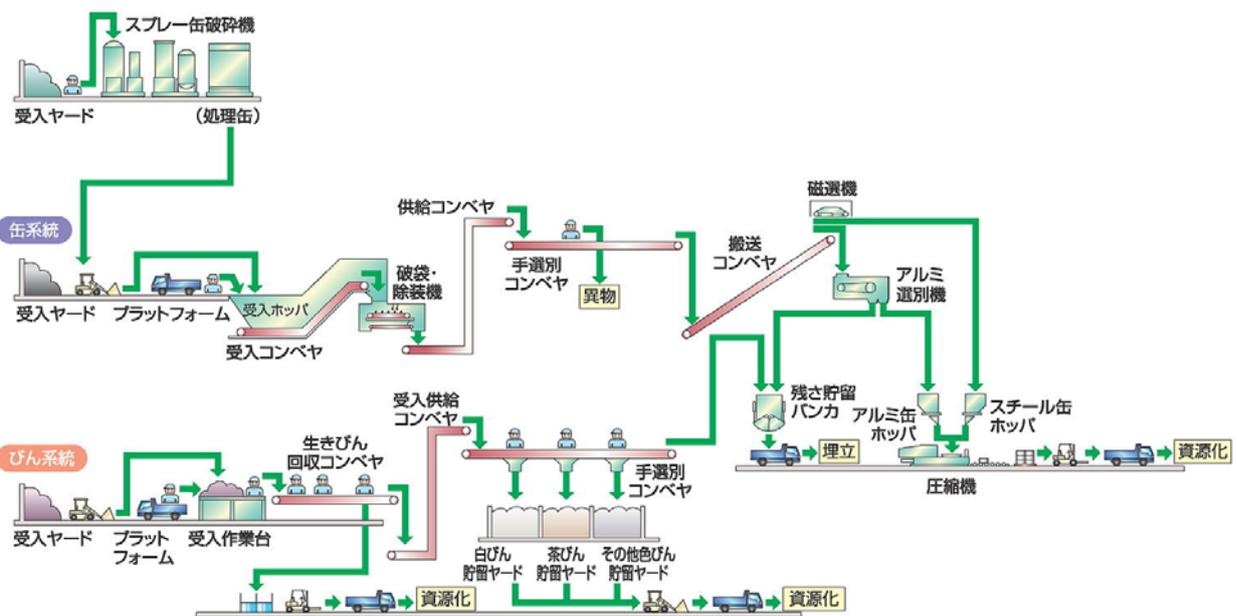
表 2. 1. 16 リサイクルプラザの概要

項目		内容
施設名称		北しりべし広域クリーンセンター（リサイクルプラザ）
所在地		小樽市桃内2丁目111番地2
運転管理		広域連合（直営＋委託）
竣工年月		平成19年4月
公称能力		37.8t/日
処理対象物		資源ごみ（紙類、びん類、ペットボトル、プラスチック容器包装、紙製容器放送は小樽市のみ、缶類は広域分）
設備仕様	処理方式	選別・圧縮・梱包方式
	選別方式	磁選機、アルミ選別機、手選別
	圧縮梱包設備	缶類圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、その他プラ圧縮梱包機、その他紙類圧縮梱包機
	その他設備	破袋機、除袋機

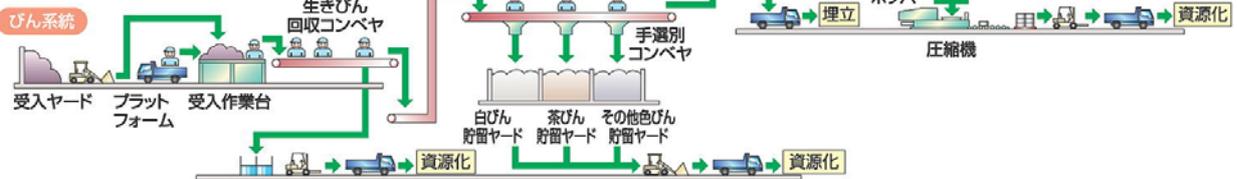
表 2. 1. 17 リサイクルセンター概要

項目		内容
施設名称		北後志リサイクルセンター（平成19年4月より事業主体変更）
所在地		余市郡余市町栄町461番地1
運転管理		広域連合（直営＋委託）
竣工年月		平成11年4月
公称能力		0.5t/日（0.5t/5hr）
処理対象物		資源ごみ（小樽市以外の紙類、びん類、ペットボトル）
設備仕様	処理方式	選別・圧縮・梱包方式
	選別方式	手選別
	圧縮梱包設備	ペットボトル圧縮梱包機
	施設面積	建物198.92㎡、ビン保管83.84㎡

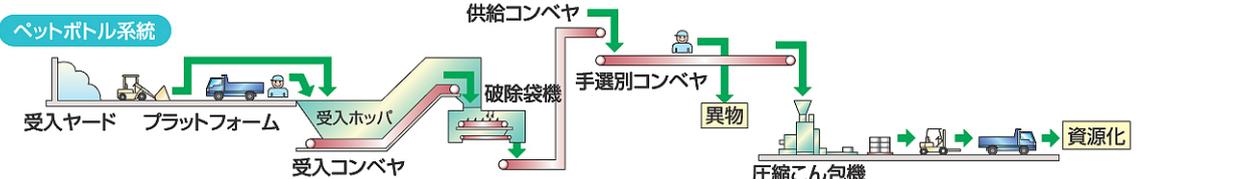
スプレー缶系統



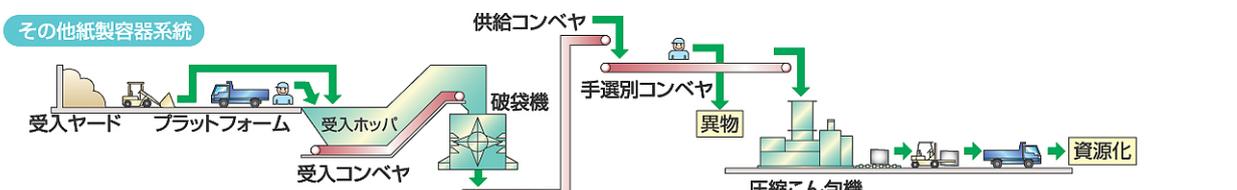
びん系統



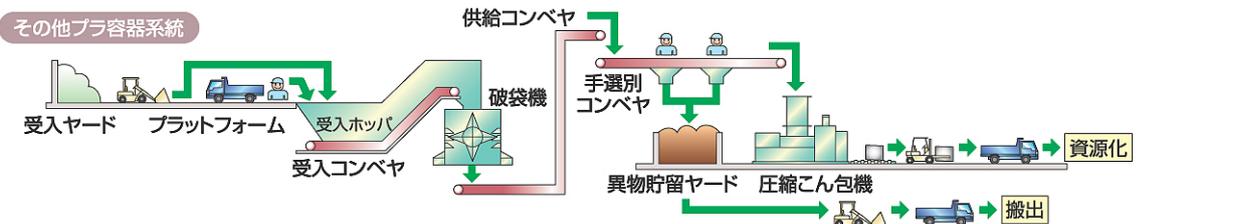
ペットボトル系統



その他紙製容器系統



その他プラ容器系統



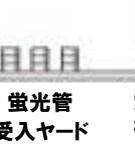
紙パック系統



新聞・雑誌・ダンボール系統



蛍光灯系統



乾電池系統



図2. 1. 12 北しりべし広域クリーンセンター（リサイクルプラザ）フローシート

表 2. 1. 18 破碎処理施設概要

項目	内容	
施設名称	余市町クリーンセンター 破碎処理施設	
所在地	余市町豊丘町850番地	
運転管理	余市町（直営）	
竣工年月	平成22年4月	
公称能力	1.3t/日（1.3t/5hr）	
処理対象物	粗大ごみ	
設備仕様	処理方式	破碎・選別方式
	破碎方式	乾式二軸回転破碎機
	選別設備	磁選機

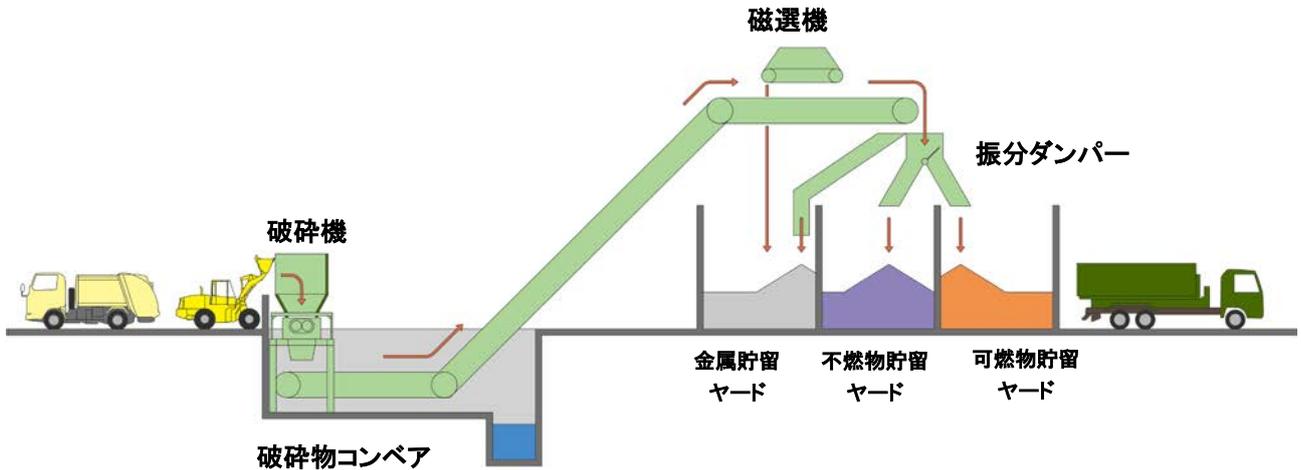


図 2. 1. 13 破碎処理施設（破碎・選別処理）フローシート

(2) 中間処理量

中間処理量として焼却処理量、破碎・選別処理量、資源化量の実績を表 2. 1. 19～21 及び図 2. 1. 14～16 に示します。

【焼却処理量】

焼却処理量のうち直接焼却量については、若干の増減は見られますが、直接焼却量で 3,924 t／年～4,035 t／年、破碎焼却量（破碎残渣量）で 97 t／年～204 t／年の間で推移している状況にあります。

分別区分の燃やすごみを焼却対象ごみとした場合の焼却率は 100%を超えており、全ての燃やすごみを適正に処理している状況となっています。

表 2. 1. 19 焼却処理量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却処理量[t／年]	4,132.02	4,146.38	4,042.04	4,195.52	4,225.82
直接焼却量[t／年]	4,035.02	4,027.38	3,924.61	4,013.37	4,021.41
破碎焼却量[t／年]	97.00	119.00	117.43	182.15	204.41
焼却対象ごみ量[t／年]	4,035.02	4,027.38	3,924.61	4,013.97	4,021.41
焼却対象ごみ量に対する焼却率[%]	102.4	103.0	103.0	104.5	105.1

※焼却処理量には破碎処理施設からの残渣も含まれています。

※焼却対象ごみ量とは、分別区分の燃やすごみとしている。

※焼却対象ごみ量に対する焼却率とは、分別区分の燃やすごみに対する焼却処理量の率としている。

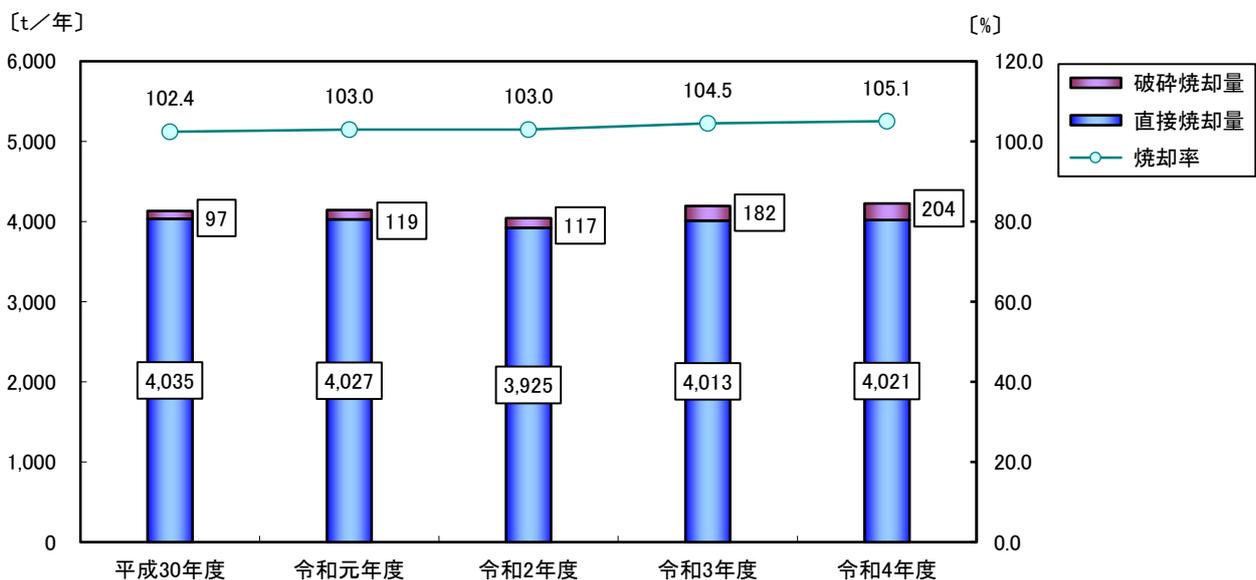


図 2. 1. 14 焼却処理量の実績

【破碎・選別処理量】

破碎処理施設では、粗大ごみの減容化及び有価物の回収を目的に破碎・選別処理を行っています。破碎・選別処理量には若干の増減は見られますが、年間 226 t／年～261 t／年の間で処理を行っています。

破碎後の選別においては、鉄類を有価物として資源回収し、それ以外の破碎残渣のうち可燃物は広域施設にて焼却処理、不燃物は埋立処分としています。資源回収率は破碎処理量に対して平均で約 16%となっています。

分別区分の粗大ごみを破碎・選別処理対象ごみとした場合の破碎処理率は 100%であり、全ての粗大ごみを適正に処理している状況となっています。

表 2. 1. 20 破碎・選別処理量の実績

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
破碎・選別処理量[t／年]	246.67	226.29	240.69	261.17	260.52
粗大ごみ処理量[t／年]	246.67	226.29	240.69	261.17	260.52
破碎処理後量[t／年]	246.67	226.29	240.69	261.17	260.52
破碎焼却量[t／年]	97.00	119.00	117.43	182.15	204.41
破碎・選別処理残渣量[t／年]	144.67	69.29	73.10	30.20	2.82
破碎有価物回収量[t／年]	5.00	38.00	50.16	48.82	53.29
破碎対象ごみ量[t／年]	246.67	226.29	240.69	261.17	260.52
破碎対象ごみ量に対する破碎処理率[%]	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※破碎対象ごみ量とは、分別区分の粗大ごみである。

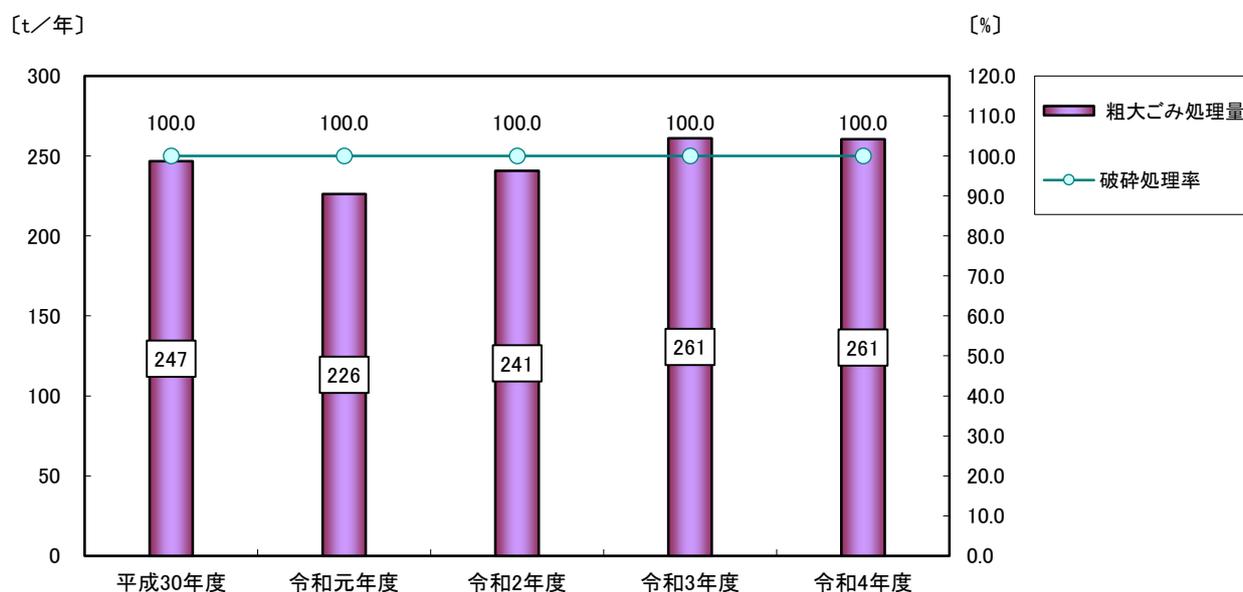


図 2. 1. 15 破碎・選別処理量の実績

【資源化処理量】

資源化処理量としては、分別収集で集められた資源物のうち缶類は広域リサイクルプラザで、びん類、古紙類、ペットボトルを広域リサイクルセンターで選別・圧縮・保管が行われた後、再生品化業者や指定法人に引き取られリサイクルしています。

プラスチック製容器包装類は、再生業者にてリサイクルが図られており、紙製容器包装類は、民間の委託業者にて選別した後、回収業者へ引き取られリサイクルしています。

また、小型家電リサイクル品は、町内3か所に回収ボックスを設置し、町にて回収及び町クリーンセンターまで運搬保管し、再生業者が施設より回収してリサイクルしています。以下に資源物ストックヤードで資源化している処理量を示します。

表 2. 1. 21 資源化処理量の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源物[t/年]	無色ガラス容器	60.23	56.83	54.71	52.99	50.85
	茶色ガラス容器	53.27	54.32	53.68	52.22	48.69
	その他ガラス容器	45.67	44.24	41.76	39.47	38.93
	ペットボトル	75.23	77.01	78.29	79.70	77.60
	紙製容器包装	133.99	121.87	121.25	117.02	114.55
	プラスチック製容器包装	270.61	265.07	265.44	262.60	257.66
	スチール製容器	64.26	62.07	62.77	60.71	57.03
	アルミ製容器					
	紙パック	4.10	4.02	3.91	3.64	3.61
	段ボール	149.50	145.42	151.25	153.01	154.13
	新聞紙	349.96	333.03	295.39	294.40	282.82
	雑誌	85.05	80.83	75.28	67.94	65.00
	計	1,291.87	1,244.71	1,203.72	1,183.70	1,150.89
小型家電リサイクルの回収[kg/人・年]	6.700	11.420	13.780	13.780	3.630	
合計[t/年]	1,298.57	1,256.13	1,217.50	1,197.48	1,154.52	
ごみ総排出量[t/年]	6,514	6,295	6,099	6,161	6,075	
ごみ総排出量に対する資源化率[%]	19.9	20.0	20.0	19.4	19.0	

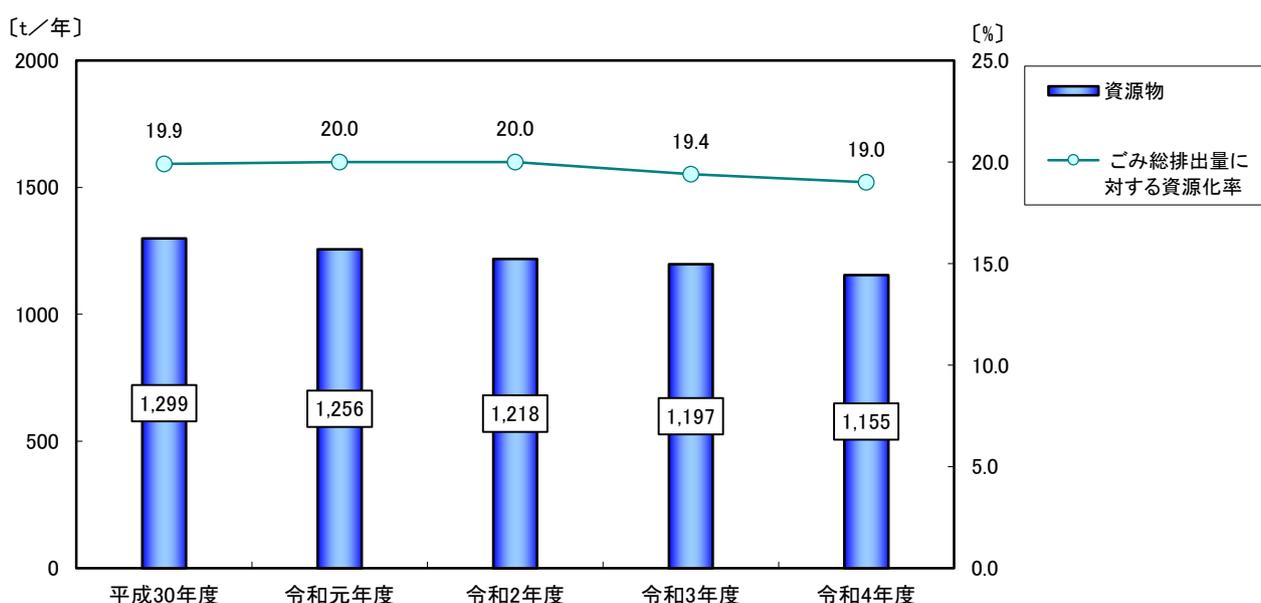


図 2. 1. 16 資源化処理量の実績

* 資源化率

ごみ総排出量に対する資源化処理量（資源物+小型家電リサイクル回収量）の割合のことです。

6. 最終処分の実績

(1) 最終処分場の概要

最終処分場施設は、広域化計画において広域連合の構成市町村がそれぞれ事業主体となって独自に所有し、管理・運営を行うものとして定めていることから、本町でも町クリーンセンター最終処分場を整備し独自運営を行っています。

埋立対象物としては、広域の中間処理施設から排出される残渣と破砕処理施設の破砕残渣、不燃ごみ、その他ごみ（鳥獣駆除及び不法投棄等）であり、このうち焼却残渣に関しては、広域の中間処理施設で処理する量の比率に応じた分が、残渣として町の最終処分場へ搬入されています。以下に最終処分場の概要を示します。

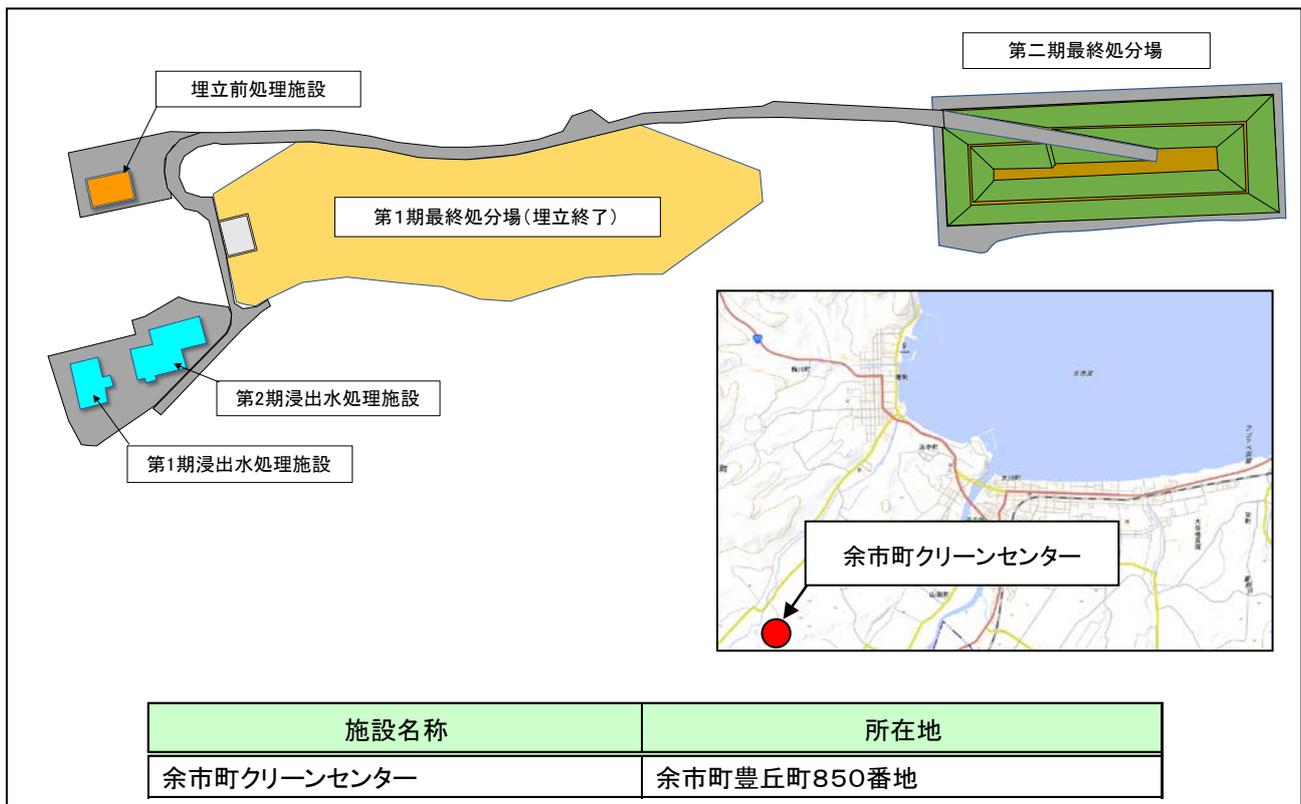
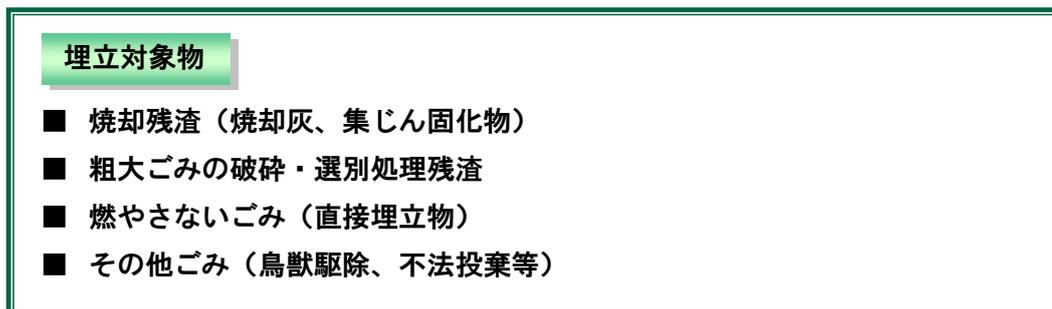


図 2. 1. 17 最終処分場の所在地と施設全景

表 2. 1. 2 2 最終処分場の概要

項目	内容			
施設名称	余市町クリーンセンター 一般廃棄物処分場	浸 出 水	処理方式	接触曝気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭
所在地	余市町豊丘町850番地		処理能力	50m ³ /日
運転管理	委託		放流水質	BOD≤10mg/L、SS≤10mg/L
埋立場所	山間			
埋立構造	準好気性埋立構造			
埋立開始年度	平成22年度			
埋立面積 (m ²)	6,770			
全体容積 (m ³)	38,426			
残余容量 (m ³)	4,003 (最終覆土除く)			
埋立終了年度	令和8年度			

出典:余市町令和5年度(R5.7.28現在)の残容量調査結果より

(2) 最終処分量の実績

過去5年間の実績では、毎年微減傾向で推移しており、平成30年度には1,485t/年でありましたが、令和4年度においては1,048t/年まで減少しています。

また、最終処分率*は、全道平均、全国平均より多く、平成30年度には23%となっていました。年々減少し、令和4年度においては全道平均(令和3年度)を上回る値となっています。

なお、その他直接埋立量とは、鳥獣駆除及び不法投棄ごみで、直接埋立処分した量としています。

表 2. 1. 2 3 最終処分量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最終処分量[t/年]	1,484.66	1,292.13	1,214.42	1,132.71	1,047.64
直接埋立量[t/年]	934.19	785.58	716.62	688.65	638.22
その他直接埋立量[t/年]	6.14	5.40	7.12	8.50	9.74
焼却残渣量[t/年]	399.66	431.86	417.58	405.36	396.86
破碎・選別・資源処理残渣量[t/年]	144.67	69.29	73.10	30.20	2.82
最終処分率[%]	22.8	20.5	19.9	18.4	17.2
全道平均最終処分率[%]	18.4	17.9	17.5	16.9	—
全国平均最終処分率[%]	9.4	9.3	9.1	8.7	—

※1 実績値は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和6年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

* 最終処分率

最終的に埋立処分される埋立量のごみ排出量(その他直接埋立量含む)に対する割合のことです。
埋立処分率=埋立処分量÷(ごみ排出量+その他直接埋立量)

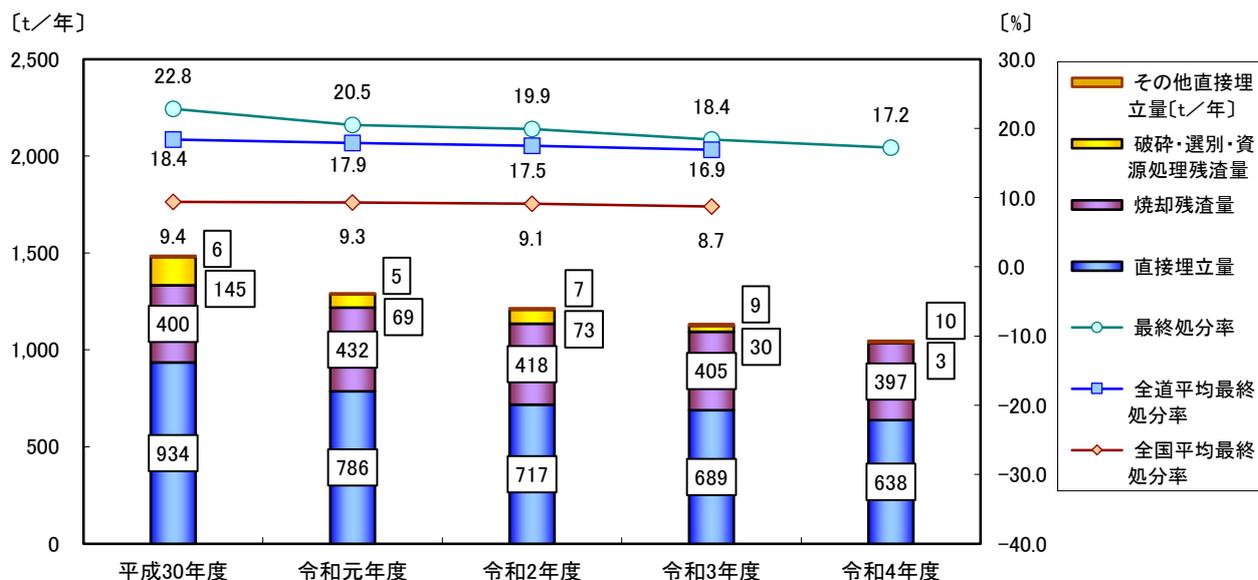


図 2. 1. 18 最終処分量の実績

(3) 残余年数*

埋立目標（終了予定）年度は、令和 4 年度に一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の提出によって当初計画（令和 6 年度）より 2 年程度の延命が図られましたが、令和 8 年度末には耐用限界を迎える予定となっています。

最終処分場の整備には計画から調査設計、工事完了まで概ね 4 年の期間を有することから、次期最終処分場の計画を早急に進める必要があり、令和 6 年度から次期最終処分場へ向けての調査設計を進める計画とします。

* 残余年数

残余年数は、余市町最終処分場維持管理状況表の残余容量に基づき次式より求めています。

$$\text{残余年数} = (\text{当該年度末残余容量} - \text{最終覆土}) / (\text{当該年度最終処分量} / \text{埋立ごみ比重} 1.00)$$

7. 中間処理におけるエネルギー回収の実績

広域焼却施設における焼却処理工程でのエネルギー回収量（熱量換算、余市関与分）の実績について表 2.1.24 に示します。

なお、エネルギー回収の内容は以下のとおりですが、正味のエネルギー回収*とします。

【焼却処理施設】

- ・ 余熱回収（所内の暖房・給湯）
- ・ 発電回収

表 2. 1. 24 エネルギー回収（正味）の実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
①投入エネルギー（MJ/年）	1,435,986.8	1,402,683.5	1,099,718.8	1,533,990.6	1,456,238.9	1,385,723.7
②回収エネルギー（MJ/年）	4,900,615.7	630,009.8	4,824,667.8	5,014,974.1	5,169,630.3	4,107,979.5
正味の回収エネルギー(②-①)（MJ/年）	3,464,628.9	-772,673.7	3,724,949.0	3,480,983.5	3,713,391.4	2,722,255.8

北しりべし広域クリーンセンターのでは、発電エネルギーの活用が多く、エネルギー収支はプラスとなっています。

8. 温室効果ガス排出量の実績

ごみの収集運搬から中間処理、最終処分までごみ処理の全過程における温室効果ガス排出量（CO₂換算量）の実績について表 2.1.25 に示します（試算の詳細は資料編参照のこと）。

なお、温室効果ガス排出量は、広域連合が行っている中間処理のうち、町の処理分から想定した値と、町が独自で行っている収集運搬、中間処理（破碎処理）、最終処分を含めたごみ処理システム全体で試算しています。試算方法は、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠しています。

試算結果をみると、各年度とも温室効果ガス排出量の約 80%が中間処理過程から排出されています。

表 2. 1. 25 温室効果ガス排出量（CO₂換算量）の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
収集運搬過程（kg-CO ₂ / 年）	56,636.47	59,245.50	6,467.18	59,795.06	58,985.82	48,226.01
中間処理過程（kg-CO ₂ / 年）	1,639,681.65	1,897,570.10	1,081,295.52	1,290,625.45	1,464,861.50	1,474,806.84
最終処分過程（kg-CO ₂ / 年）	96,787.65	98,902.29	99,604.51	104,108.90	96,049.63	99,090.60
合計（kg-CO ₂ / 年）	1,793,105.77	2,055,717.89	1,187,367.21	1,454,529.42	1,619,896.95	1,622,123.45

* エネルギー回収量（正味）

回収したエネルギー（熱量換算）から当該施設稼動のために投入したエネルギー（熱量換算）を差し引いたもの。

9. ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費の過去の状況を表 2. 1. 26 及び図 2. 1. 19 に示します。

処理経費は、ごみ処理に要した経費とするため、広域連合への分担金を含んでおりますが、経常経費で評価するため、建設・改良費は除いて算出しています。

ごみ処理経費の総額は、上昇傾向にあります。1人当りの年間ごみ処理経費では、全道、全国平均と同等の値の水準にあります。

表 2. 1. 26 ごみ処理経費の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃棄物処理施設におけるごみ処理経費〔千円／年〕	339,327	412,839	316,592	335,481	340,228
人件費〔千円／年〕	9,578	12,750	13,627	19,000	21,836
処理費〔千円／年〕	12,580	15,052	13,440	29,943	26,523
収集運搬費〔千円／年〕	0	0	0	11,895	12,794
中間処理費〔千円／年〕	0	0	0	0	0
最終処分費〔千円／年〕	12,580	15,052	13,440	18,048	13,729
車両購入費〔千円／年〕	3,639	16,500	16,330	0	0
委託費〔千円／年〕	237,770	287,663	194,194	202,811	203,936
収集運搬費〔千円／年〕	167,130	163,452	166,359	171,643	177,249
中間処理費〔千円／年〕	14,068	13,971	15,714	14,339	15,229
最終処分費〔千円／年〕	143	113	109	12,286	11,458
その他〔千円／年〕	56,429	110,127	12,012	4,543	0
(分担金)中間処理費〔千円／年〕	75,760	80,874	79,001	83,727	87,933
調査研究費〔千円／年〕	0	354	200	0	0
1人当りの年間ごみ処理経費〔円／人・年〕	18,170	22,540	17,534	18,992	19,622
全道1人当りの年間ごみ処理経費〔円／人・年〕	15,068	15,052	15,322	15,886	—
全国1人当りの年間ごみ処理経費〔円／人・年〕	14,018	14,271	14,606	14,772	—

※1 余市町資料及び環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況より

※2 令和6年2月現在 全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

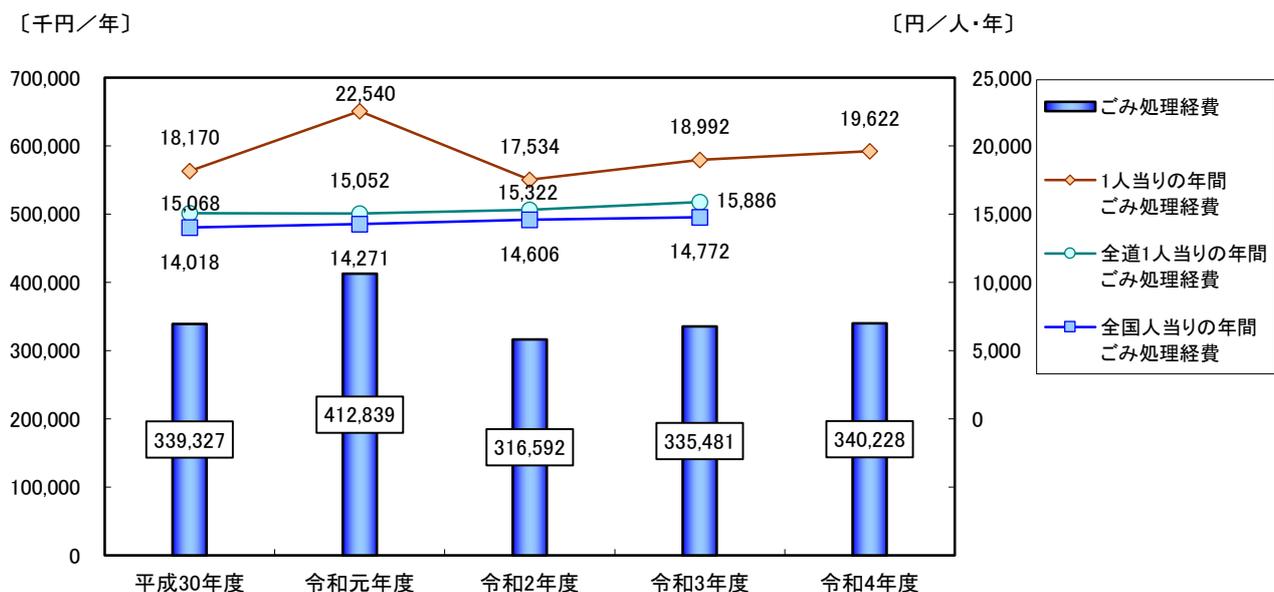


図 2. 1. 19 ごみ処理経費の実績

第4節 ごみ処理行政等の動向

1. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、環境省では、平成25年5月に策定された現行計画の見直しを行い、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に策定されました。

表2. 1. 27 第4次循環型社会形成推進基本計画

	内 容																
計画の取組み	<p>【持続可能な社会づくりとの統合的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ○環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上 <p>【多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図る ○災害に強い地域でのコンパクトで強靱なまちづくり <p>【ライフサイクル全体での徹底的な資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第4次産業革命により「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う。 <p>【適正処理のさらなる推進と環境再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ○海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体、撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ○東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生 <p>【万全な災害廃棄物処理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会 <p>【適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																
物質フロー指標と数値目標	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">資源生産性</td> <td>2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）</td> </tr> <tr> <td>入口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）</td> </tr> <tr> <td>出口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）</td> </tr> <tr> <td>食品ロス量</td> <td>2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減</td> </tr> <tr> <td>1人1日当りごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約850g/人/日</td> </tr> <tr> <td>1人1日当りの家庭系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約440g/人/日</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約1100万トン</td> </tr> </table>	資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）	入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）	出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）	最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）	食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減	1人1日当りごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日	1人1日当りの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日	事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン
資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）																
入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）																
出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）																
最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）																
食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減																
1人1日当りごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日																
1人1日当りの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日																
事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン																
取組み指標	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">循環型社会ビジネス</td> <td>2025年度目標：2000年度の2倍</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の策定</td> <td>2025年度目標：都道府県100%、市町村60%</td> </tr> <tr> <td>電子マニフェストの普及率</td> <td>2022年度目標：70%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識</td> <td>2025年度目標：約90%</td> </tr> <tr> <td>具体的な3R行動の実施率</td> <td>2025年度目標：2012年度から約20%上昇</td> </tr> </table>	循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍	災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%	電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%	具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇						
循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍																
災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%																
電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%																
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%																
具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇																

2. 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定で定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」（平成13年5月環境省告示第34号「以下（国の基本方針）という。」）について、平成28年度に変更され、新たに令和2年度の廃棄物の減量化目標が定められました。

表2. 1. 28 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

	内 容
基本的な方向	【廃棄物の適正処理の基本的な方向】 ○循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組みの推進 ○災害廃棄物の分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理の確保
廃棄物の適正な処理に関する目標	一般廃棄物の減量化の目標 排出量 2025年度目標：3800万トン 再生利用率 2025年度目標：約28%に増加 最終処分量 2025年度目標：320万トン 1人1日当りの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440g/人/日
施策を推進するための基本的事項	【国民、事業者、地方公共団体及び国の役割】 ○国民の役割 ・容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の選択 ・食品ロスの削減に資する購買行動 ・商品の使用に当たって故障時の修理励行等による長期間の使用や、食品の食べ切り、使い切り、生ごみの水切り等による一般廃棄物の排出抑制への取組み ・外食における適量な注文、食べ残しの削減等による事業ごみの排出抑制への協力 ・市町村による適正な循環的利用に対する取組みへの協力 ・廃家電、廃自動車、使用済み小型家電の各リサイクル法に基づく事業者の措置への協力等 ○事業者の役割 ・製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体における廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の推進 ・物の製造、加工、販売等において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、必要な情報提供等 ○地方公共団体の役割 ・排出抑制に関する適切な普及啓発、情報提供、環境教育 ・他市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組みの推進 ・廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等の推進 ・一般廃棄物処理事業に係るPFIの活用 ・食品循環資源の再生利用のための民間事業者の活用・育成、市町村自らが行う再生利用等を一般廃棄物処理基本計画に位置付け等 ○国の役割 ・各種法制度の整備及び適切な運用 ・国民及び事業者の自主的な取組みを促進、地方公共団体による取組みの支援、関係主体の連携・協働の促進 ・先進的な事例の情報提供及び普及啓発 ・市町村及び都道府県への技術的及び財政的な支援及び広域的な見地からの調整

	<p>【廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬に関して、環境負荷のより少ない自動車の導入、バイオ燃料の利用を進める。 ・廃棄物の直接埋立は原則として行わない ・廃プラスチック類は、排出抑制、再生利用を図った上で、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収 ・廃棄物系バイオマスは、地域の特性に応じ、適切な再生利用等を推進
処理施設整備に関する基本的な事項	<p>【一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、必要な処理能力を確保できるよう他市町村、民間廃棄物処理業者とも連携 ・発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先 ・地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保 ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用 ・焼却施設で回収したエネルギーの地域還元への取組み促進 ・ストックマネジメント手法の導入による施設の長寿命化・延命化、循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組みの推進
非常災害時における処理、施設整備に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な施設の整備、人材育成 ・非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見、教訓を踏まえた施策 ・大規模災害時には被災しなかった地域を含め、全国一丸となった処理の推進 ・災害対応拠点の視点からの施設整備、関係機関・関係団体との連携体制構築 ・非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 ・非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画の策定 ・地域ブロック単位での廃棄物処理施設の余力等の情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理業者の情報把握
その他廃棄物の処理に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品の利用を促進するための技術開発 ・レアメタル回収技術に関する研究 ・エネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究 ・PCB、石綿の無害化、ダイオキシン類等非意図的に発生する化学物質の処理技術の研究 ・マイバック、マイボトルの持参、適量な購買・注文、食品の食べ切り、使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及 ・国民、事業者、地方公共団体が自ら行う環境教育、環境学習の推進

3. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるもので、新たに2023年（令和5年）度から2027年度の5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が定められました。

表2. 1. 29 廃棄物処理施設整備計画

	内 容
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組み
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：20%（2020年度）→28%（2027年度） ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：2022年度の水準（22年分）を維持 ・新規に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20%→22% ・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：41%→46% ・省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：12.3万t-CO2

<p>廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組みを促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の老朽化が進み、多くの地域で廃棄物処理システムの見直しが必要となっている中、持続可能かつ地域に多様な価値を創出する廃棄物処理システムの検討を進める。 ・廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、300 t/日以上集約化に向け検討を進めるほか、メタン発酵や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術に導入等の取組みに努める。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。 (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、廃棄物処理システム全体から温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭において進める。 ・プラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制及び素材・原料への再生利用を推進し、プラスチック使用製品廃棄物等の焼却に伴うCO₂の排出削減に努める。 ・エネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。 (5) 災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
---	---

4. 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道循環型社会形成推進基本計画は、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、令和2年3月に策定し、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を柱とし、北海道が講ずべき施策や、道民、NPO、事業者等に期待される役割等を示しています。計画の期間は、令和2年度から概ね10年とし期間の中間年度である令和6年度には必要な見直しを行います。

表2. 1. 30 北海道循環型社会形成推進基本計画

計画の目標	内 容																																																				
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R（スリーアール）や適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。 																																																				
基本の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するため、第1に発生抑制（リデュース）、第2に再使用（リユース）、第3に再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）、第4に熱回収（サーマルリサイクル）、最後に適正処分という最優先順位を踏まえること。 ○循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び処分に当たっては、環境の保全上支障が生じないように適正に行うこと。 ○道民、NPO・NGO等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に又は互いに連携、協働して取組みが進められていること。 																																																				
指標及び数値目標	<p>【物質フロー指標】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(平成29年度)</th> <th style="text-align: center;">(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td style="text-align: center;">15.7%</td> <td style="text-align: center;">17%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td style="text-align: center;">100万トン</td> <td style="text-align: center;">82万トン以下約18%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>【取組み指標及び目標】</p> <p>①環境に配慮した取組みの推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(令和元年度)</th> <th style="text-align: center;">(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動</td> <td style="text-align: center;">意識度 93.2% 実践度 21~68%</td> <td style="text-align: center;">意識度 95%以上 実践度 60~80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>②廃棄物の適正処理の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(平成29年度)</th> <th style="text-align: center;">(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量</td> <td style="text-align: center;">187万トン</td> <td style="text-align: center;">170万トン 約10%削減</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の1人1日当たり排出量</td> <td style="text-align: center;">961g/人・日</td> <td style="text-align: center;">900g/人・日 約5%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td style="text-align: center;">3,874万トン</td> <td style="text-align: center;">3,750万トン以下</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td> <td style="text-align: center;">24.3%</td> <td style="text-align: center;">30%以上</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用率</td> <td style="text-align: center;">55.5%</td> <td style="text-align: center;">57%以上</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の最終処分量</td> <td style="text-align: center;">32万トン</td> <td style="text-align: center;">25万トン以下 20%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の最終処分量</td> <td style="text-align: center;">68万トン</td> <td style="text-align: center;">57万トン以下 16%削減</td> </tr> </tbody> </table> <p>③バイオマスの利活用の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(平成28年度)</th> <th style="text-align: center;">(令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物系バイオマス利活用率</td> <td style="text-align: center;">89.8%</td> <td style="text-align: center;">90%以上</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス利活用率</td> <td style="text-align: center;">71.5%</td> <td style="text-align: center;">70%以上</td> </tr> <tr> <td>バイオマス活用推進計画策定</td> <td style="text-align: center;">54市町(平成30年度)</td> <td style="text-align: center;">60市町村</td> </tr> </tbody> </table>			(平成29年度)	(令和6年度)	循環利用率	15.7%	17%	最終処分量	100万トン	82万トン以下約18%減		(令和元年度)	(令和6年度)	ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動	意識度 93.2% 実践度 21~68%	意識度 95%以上 実践度 60~80%以上		(平成29年度)	(令和6年度)	一般廃棄物の排出量	187万トン	170万トン 約10%削減	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減	産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上	一般廃棄物の最終処分量	32万トン	25万トン以下 20%削減	産業廃棄物の最終処分量	68万トン	57万トン以下 16%削減		(平成28年度)	(令和4年度)	廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上	未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上	バイオマス活用推進計画策定	54市町(平成30年度)	60市町村
	(平成29年度)	(令和6年度)																																																			
循環利用率	15.7%	17%																																																			
最終処分量	100万トン	82万トン以下約18%減																																																			
	(令和元年度)	(令和6年度)																																																			
ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動	意識度 93.2% 実践度 21~68%	意識度 95%以上 実践度 60~80%以上																																																			
	(平成29年度)	(令和6年度)																																																			
一般廃棄物の排出量	187万トン	170万トン 約10%削減																																																			
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減																																																			
産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下																																																			
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上																																																			
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上																																																			
一般廃棄物の最終処分量	32万トン	25万トン以下 20%削減																																																			
産業廃棄物の最終処分量	68万トン	57万トン以下 16%削減																																																			
	(平成28年度)	(令和4年度)																																																			
廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上																																																			
未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上																																																			
バイオマス活用推進計画策定	54市町(平成30年度)	60市町村																																																			

5. 北海道廃棄物処理計画

北海道廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき策定し、廃棄物の「発生抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」や「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道循環型社会形成推進基本計画に示されている「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」等の取組みを進めています。

令和2年3月には「北海道廃棄物処理計画（第5次）」として策定され、3Rのうちのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の優先、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組み等を推進することとしています。

表 2. 1. 3 1 北海道廃棄物処理計画

内 容			
適正処理に関する 目標	【発生抑制】		
	一般廃棄物の排出量	(平成 29 年度) 1, 873 千 t	(令和 6 年度) 1, 700 千 t 以下 約 10%削減
	1 人 1 日 当 り の ご み 排 出 量	961 g / 人 ・ 日	900 g / 人 ・ 日 以下
	1 人 1 日 当 り の 家 庭 か ら 排 出 さ れ る ご み の 量	598 g / 人 ・ 日	550 g / 人 ・ 日 以下
	産業廃棄物の排出量	38, 741 千 t	37, 500 千 t 以下
	【適正な循環的利用】		
		(平成 29 年度)	(令和 6 年度)
	一般廃棄物のリサイクル率	24. 3%	30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55. 5%	57%以上
	【適正処理の確保】		
		(平成 29 年度)	(令和 6 年度)
	一般廃棄物の最終処分場	316 千 t	250 千 t 以下 約 20%削減
	産業廃棄物の最終処分場	679 千 t	570 千 t 以下
【バイオマスの利活用】			
	(平成 28 年度)	(令和 4 年度)	
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース)	89. 8%	90%以上	
施策展開の基本的 な考え方	(1) 適正な管理 廃棄物を処理する施設における適正な維持管理等の確保、排出事業者における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分の確保に向けた取組みの推進により、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減させます。		
	(2) 協働による取組み 道民、事業者及び行政が協働で廃棄物に関する諸問題に取組み、地域で相互に連携して的確に行動することにより、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用や適正処分の確保を図ります。		
	(3) 透明性の確保 廃棄物処理に関する様々な情報を提供又は公表するとともに、道民、事業者及び行政の相互の対話を促進することにより、情報の的確な伝達とそれに基づく適正な判断と行動を促し、廃棄物処理に関する透明性、信頼性を確保します。		
処理に関する方針	【一般廃棄物】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保 ・ ごみの広域的な処理 ・ 効率的なごみ処理事業の運営 ・ 災害廃棄物対策 ・ 生活排水対策 ・ 海岸漂着物対策の推進 			

第5節 ごみ処理技術の動向

1. 収集運搬技術

収集運搬車両としては、「環境負荷の少ない自動車の導入やバイオマス燃料の利用等を進める（国の基本方針）」とあるように、近年では低公害車の導入や、バイオマス燃料を利用した収集運搬車を導入する自治体もあります。

表2. 1. 32 収集運搬技術

	内 容
低公害車	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイブリット車 ディーゼル燃料のエンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリット車で、窒素酸化物や粒子状物質の排ガスが従来のディーゼル車に比べ大幅に削減され、さらに温室効果ガスの発生も削減された車両である。 ○CNG（圧縮天然ガス）車 圧縮した天然ガスを燃料として使用する車両で、ディーゼル車に比べて排ガスや温室効果ガスの発生量が少ない車両であり、ランニングコストも安価であるが、車両費は割高となるほか、燃料補給場所の確保が必要である。 稚内市ではCNGの代替燃料として、バイオマスエネルギー施設にて生ごみや下水道汚泥から生成したメタンガスを圧縮した燃料を、CNG収集運搬車に利用している。 ○電動塵芥車 走行中の車両エンジン発電ユニットで発電し、塵芥作業用の電力を蓄電する方法であり、エンジンを停止したままで積込、排出作業ができる。 作業中の排ガスや温室効果ガスの発生量はゼロで騒音・振動も低い。 ハイブリット車両との組み合わせも可能であるが、車両費は割高である。
バイオディーゼル燃料車	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオディーゼル燃料車 使用済みのてんぷら油やサラダ油などの食用の植物性油を原料とする燃料です。バイオディーゼル燃料は使用される際に二酸化炭素を排出しますが、元となる植物が二酸化炭素を吸収するため、新たな二酸化炭素が発生しない（カーボン・ニュートラルとよばれています）とされている。 札幌市や旭川市、北見市では回収した使用済食用油を民間業者へ委託して、バイオディーゼル燃料として収集運搬車などで利用している。

2. 中間処理技術

中間処理技術には、無害化や減容化を目的とした焼却処理、資源化を目的としたリサイクル施設等があり、地域内で発生するごみを処理するためには、いくつかの中間処理技術を組み合わせて処理方法を検討する必要があります。

中間処理技術の目的別分類を表 2. 1. 33 に、対象とするごみの種類別分類を表 2. 1. 34 に示します。

表 2. 1. 33 中間処理技術の目的別区分

施設区分		資源化	減容化	無害化	
熱回収	1.焼却		◎	◎	
	2.ガス化溶融	○	◎	◎	
	3.焼却+灰溶融	○	◎	◎	
リサイクル	4.炭化	◎	○		
	5.固形燃料化	◎	○		
	6.堆肥化	◎			
	7.飼料化	◎			
	8.メタン発酵	◎			
	9.リサイクル	破碎選別	○	◎	
		資源選別	◎		

※◎は主要な目的に該当するもの。

※○は副次的な目的に該当するもの。

表2. 1. 3. 4 ごみの種類別分類一覧

プロセス	方式	可燃ごみ 生ごみ	不燃ごみ	相大ごみ		資源ごみ	概要	特徴と課題
				可燃性	不燃性			
1.焼却	①ストーカー式	○					ごみを火格子上で焼却する方式。	最も普及しているごみ焼却方式で、安定稼働に優れる。
	②流動床式	○	△				加熱した砂にごみを投入し焼却する方式。	灰は埋立処分、灰溶融・資源化(セメント原料等)の後処理が必要。
	③回転式(ロータリーキルン)	○					加熱した砂にごみを投入し筒内の傾斜回転により移動しながら焼却する方式。	ばいじんの発生が多くストーカー式と同様に後処理が必要。
2.ガス化溶融	①シャフト式ガス化溶融 コークスベッド式 酸素式	○					加熱したコークスを充填した縦型炉にごみを投入し、焼却・溶融する方式。	コークスで保熱されるためごみを運ばない。スラッグは資源化可能。
		○	△				縦型炉にごみを充填し下部から純酸素を吹き込み高温燃焼・溶融する方式。	構造上、コークスの使用が必須で燃料費がかさむ。
	②流動床式ガス化溶融	○					低酸素濃度下の流動床炉でごみを炭化させ、発生した炭化物とガスを後段の溶融炉において高温で燃焼・溶融する方式。	ごみのみで溶融を行うため、コークスベッド式にくらべ燃料費は少ない。スラッグは資源化可能。
3.焼却+灰溶融	③キルン式ガス化溶融	○					キルン式の炭化炉でごみを炭化し、炭化物とガスを後段の溶融炉で燃焼・溶融する方式。	安定燃焼が容易でなく運転管理が難しい。
		○					焼却灰を電気抵抗の加熱で溶融する方式。	流動床式焼却から発展した技術であり、安定したガス化が可能。スラッグは資源化可能。
	①電気溶融式 抵抗式 プラズマ式	○	△				焼却灰を電気抵抗により加熱・溶融する方式。	ガス化の過程で熱を消費するため発熱量の少ないごみには不向き。
4.炭化	②バーナー式	○					バーナー等で加熱した低酸素濃度の空気を送ることにより炭化する方式。	炭化炉の構造が複雑で、トラプルが多い。スラッグは資源化可能。
	③テルミット式	○					電気抵抗により加熱したスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。	ここ数年でメーカーが撤退しており新規の納入は難しい。
	①間接加熱式 ②直接加熱式	○	△				電気溶融に係る電気料金が高額となる。プラズマ放電により加熱したスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。	電気抵抗により加熱したスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。
5.固形燃料化	①レカトレル式	○					ごみに生石灰を添加して加熱脱水し圧縮することで成形・固形燃料化する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
	②RMJ式	○	△				ごみを乾燥させた後に消石灰を添加し成形・固形燃料化する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
	①ヤード式 ②機械式	○					ヤードにごみを堆積させ、送気ならびに重機・攪拌により堆肥化する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
7.飼料化	飼料化	○					生ごみを乾燥若しくは発酵させ、飼料化するもの。	炭の再利用先確保が容易ではない。
	①湿式 ②乾式	○					ごみを破碎後に加水しメタン発酵させメタンを生成する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
8.メタン発酵	①選別破碎	○	○				ごみを選別後、キルン式の発酵装置に投入しメタン発酵させメタンを生成する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
	②資源選別		○				不燃ごみや粗大ごみを対象とし破碎選別する方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。
9.リサイクル							容器包装ごみや資源ごみを選別・圧縮・梱包・保管等を行う方式。	炭の再利用先確保が容易ではない。

3. 最終処分技術

最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分類され、産業廃棄物最終処分場は、安定した物質を埋め立てる安定型最終処分場、焼却灰・汚泥等を埋め立てる管理型最終処分場、有害物を埋め立てる遮断型最終処分場の3つのタイプに分かれます。一般廃棄物最終処分場は管理型最終処分場と同一機能を有する施設です。

最終処分場の機能としては、①保管・貯留機能、②環境保全機能、③地域還元機能の3つがあり、近年の環境保全の観点や最終処分場の予定地確保の困難性から、環境保全機能と地域還元機能が重要視されています。

表2. 1. 35 最終処分場の機能

処分場の機能 処分場の施設		保管・ 処理機能	環境保全機能			地域還元 機能
			地下水 汚染防止	公共水 域汚染防止	その他 (大気汚染防止生 活環境保全等)	
主要施設	貯留構造物	◎		○		
	地下水集排水施設		○			
	遮水工	○	◎			
	雨水集排水施設			○		
	浸出水集排水施設	○	◎	◎		
	浸出水処理施設	○	◎	◎		
	埋立ガス処理施設	○			○	
	被覆施設	○	○	○	◎	
管理施設	搬入管理施設	◎			◎	
	監視(モニタリング)施設		◎	◎	◎	
	管理棟	○				
	管理道路	○			○	
	その他(洗車施設)			○	○	
関連施設	埋立前処理施設	○				
	搬入道路				○	
	飛散防止施設				○	
	立札、門扉、困障設備				○	
	防火設備				○	
	防災設備				◎	
地 域 還 元	跡地利 用 集 会 場、 周 辺 緑 地 な ど					◎

※◎は関係が極めて大きいもの。

※○は関係があるもの。

第6節 ごみ処理の評価

ごみ処理の評価は、評価項目毎に評価基準を定め、その評価基準を評価指数 100 とし、評価指数より高い数値を示す項目については、基準を超える数値であるものとして評価を行うものとします。

1. ごみ排出量の評価

(1) ごみ総排出量の評価

評価指標（項目）は1人1日当りのごみ総排出量とし、評価基準は「令和3年度市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「評価支援ツール」という。）」の北海道の類似市町村（産業構造、人口構造類似市町村）における数値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で103.9ポイントと評価基準を上回る水準となっていますが、北海道の目標900g/人・日（令和6年度）及び国の目標850g/人・日（令和7年度）には至らず、今後も生活系ごみのみならず、事業系ごみの削減についても取組みを進める必要があります。

表2.1.36 ごみ総排出量の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
1人1日当りのごみ総排出量(kg/人・日)	0.956	0.942	0.923	0.956	0.960	0.947	0.986
評価指数(ー)	103.0	104.5	106.4	103.0	102.6	103.9	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

(2) 生活系ごみ排出量の評価

評価指標は1人1日当りの収集ごみの排出量とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で102.8ポイントと評価基準を同等に水準となっています。

しかし、北海道の目標550g/人・日（令和6年度）及び国の目標440g/人・日（令和7年度）には程遠く、今後は、より高い目標に向けて、ごみの削減に取り組んでいく必要があります。

表2.1.37 生活系ごみ排出量の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
1人1日当りの生活系ごみ排出量(kg/人・日)	0.714	0.712	0.700	0.711	0.706	0.709	0.729
評価指数(ー)	102.1	102.3	104.0	102.5	103.2	102.8	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

2. 再生利用の評価

評価指標は資源回収率（リサイクル率）とし、評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で103.6ポイントと評価基準を上回る水準となっています。

しかし、北海道の目標30%（令和6年度）及び国の目標28%（令和7年度）には遠く、今後も、より高い目標に向けて現在実施している資源物の分別収集の徹底に努める必要があります。

表 2. 1. 38 資源回収率（リサイクル率）の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
資源回収率(t/t)	0.200	0.206	0.208	0.202	0.199	0.203	0.196
評価指数(-)	102.0	105.1	106.1	103.1	101.5	103.6	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

3. 最終処分の評価

評価指標は最終処分率とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で 93.8 ポイントと評価基準を下回る水準であり、令和 3 年度から令和 4 年度に評価基準 100 ポイントを超えていたが、他の年度は 100 ポイントを下回っています。

また、北海道の目標値 14.7%（令和 6 年度）や国の目標値である 8.4%（令和 7 年度）には至らず、今後もごみ減量化の推進、資源回収率の向上、中間処理の徹底と直接埋立量の削減等に取り組む必要があります。

表 2. 1. 39 最終処分率の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
最終処分率(t/t)	0.228	0.205	0.199	0.184	0.172	0.198	0.186
評価指数(-)	77.4	89.8	93.0	101.1	107.5	93.8	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

4. 温室効果ガス排出量の評価

評価指標は 1 人 1 日当りの排出量とし、評価基準は令和 12 年における国の目標値（パリ協定に基づく 2030 年目標値）とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、高い値で推移し平均で 114.4 ポイントと既に目標は達成しています。

これは、広域連合による中間処理において高効率の焼却処理や発電や余熱利用によるエネルギー回収を進めていることから、排出される温室効果ガスの削減につながっていることが考えられます。

今後も、広域連合との連携を図りながら、ごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めるとともに、処理施設の集約化や中間処理施設の省エネルギー運転、発電効率の高い設備に更新するなど、可能な限り温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります。

表 2. 1. 40 温室効果ガス排出量の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,793,105.77	2,055,717.89	1,187,367.21	1,454,529.42	1,619,896.95	1,622,123.45	—
総人口 (人)	18,675	18,316	18,056	17,664	17,339	18,178	—
1人1日当りの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	0.263	0.307	0.180	0.226	0.256	0.244	0.285
評価指数(-)	107.7	92.3	136.8	120.7	110.2	114.4	100.0

* パリ協定目標達成計画のうち 2030 年度目標排出量を 2020 年度の総人口推計値で除したものの。

5. ごみ処理経費の評価

評価指標は1人当りの年間処理経費とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で111.4ポイントと評価基準を上回る水準で推移していますが、1人当りの年間経費は増加する傾向にあります。

今後も広域連合と連携した処理の継続を進めますが、ごみ処理の経費に関しては、収集運搬から中間処理、最終処分に至る全ての過程で処理・処分の効率化を図り、将来的には、現在各構成市町村で行っている破碎処理施設などを集約するなど広域化等についても検討していくことが必要と思われます。

表2. 1. 4 1 ごみ処理経費の評価

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	評価基準*
1人当りの年間ごみ処理経費(円/人・年)	18,170	22,540	17,534	18,992	19,622	19,372	21,867
評価指数(-)	116.9	96.9	119.8	113.1	110.3	111.4	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値。

6. 評価の取りまとめ

町のごみ処理システムの評価結果を「一般廃棄物処理システム比較分析表」としてまとめます。

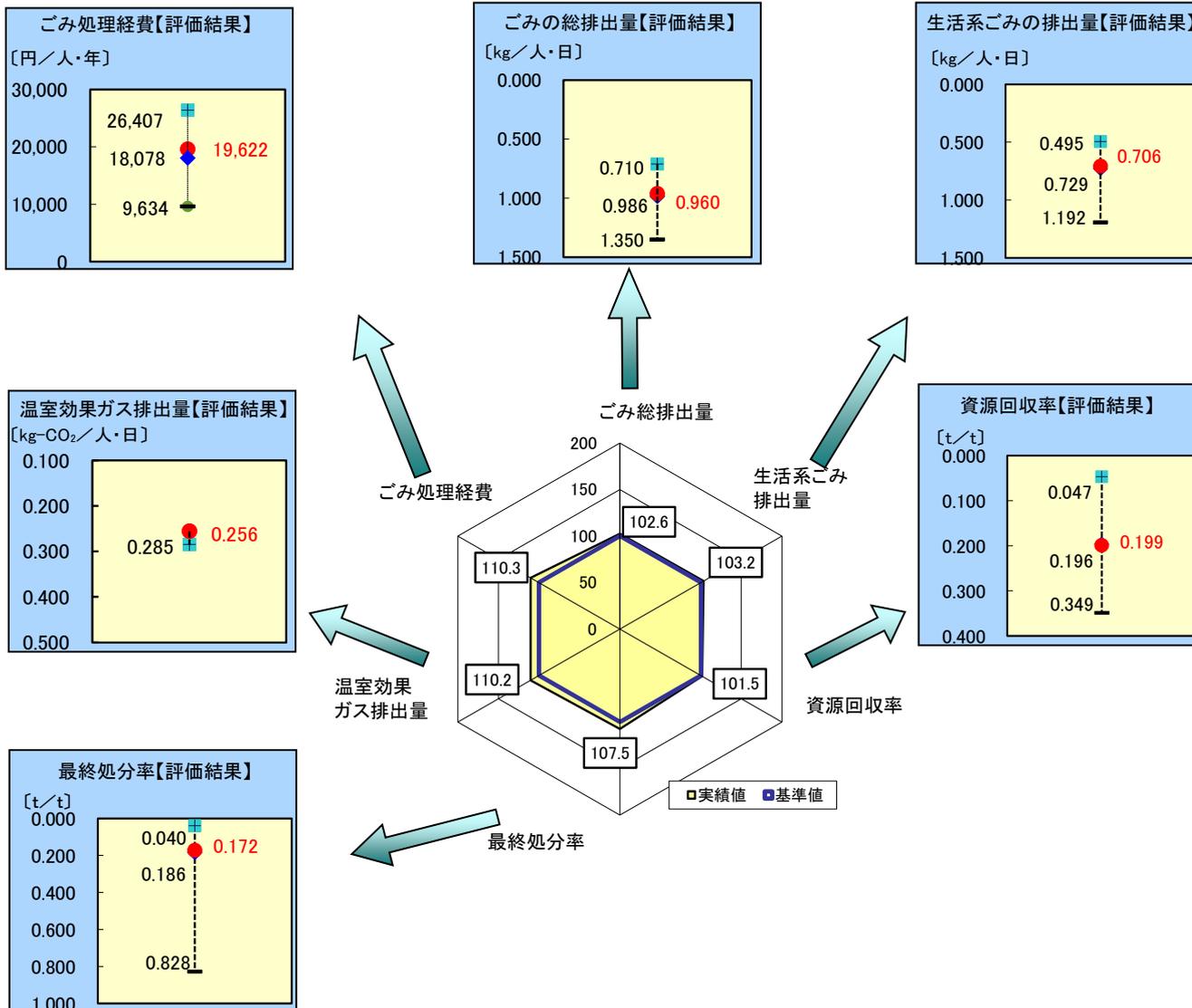
「一般廃棄物処理システム比較分析表」は、評価項目と評価指数をレーダーチャートで示し、各評価項目について評価基準と比較評価した結果を分析欄に記述する形式のもので、「処理システム指針」に示されているものです。

なお、評価結果は令和3年度の評価支援ツールの各項目の評価基準値と令和4年度の実績によって行うものとします。

【一般廃棄物処理システム比較分析表】

北海道余市郡余市町

人口：19,372 人（令和 5 年 3 月末日） 総面積：140.60 km²
 本町構造 都市形態：町村、人口区分：Ⅱ、産業構造 2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 83.3%、Ⅲ次人口比率 66.6%
 類似市町村 都市形態：町村、
 人口区分：5,000 人～30,000 人未満、
 産業構造：2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 80.0%、Ⅲ次人口比率 55%以上
 類似市町村数：北海道内 22 市町村



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	一人一日当たり 生活系ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人口 一人一日当たり排出量 (kg/人・日)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)
平均(評価基準値)	0.986	0.729	0.196	0.186	0.285	21867
最大	1.350	1.192	0.349	0.828	-	32747
最小	0.710	0.495	0.047	0.040	-	7492
当該市町村実績	0.960	0.706	0.199	0.172	0.256	19622
指数値	102.6	103.2	101.5	107.5	110.2	110.3

第5節 ごみ処理の課題の抽出

令和3年度に策定した「一般廃棄物ごみ処理基本計画（以下「当初計画」という）」において定めた、ごみ排出量とリサイクル率、最終処分率の目標値に対し、令和4年度の実績値の達成状況について検証を行った結果、一般廃棄物の最終処分率を除き、達成できていない状況にあります。

ここで目標に対する実績状況を踏まえ、既に記述したごみ処理の実績及び評価を基に「循環型社会」の構築の向けて今後取り組むべき課題について整理します。

表2. 1. 4 2 ごみ処理に対する検証

項目	単位	当初計画における 令和4年度目標値	令和4年度実績
一般廃棄物の排出量	t/年	5,706	6,075
1人1日当りのごみ排出量	g/人・日	912	960
1人1日当りの生活系ごみ排出量	g/人・日	684	706
事業系ごみ排出量	t/年	1,424	1,607
一般廃棄物のリサイクル率	%	22.2	19.9
一般廃棄物の最終処分率	%	20.1	17.2

1. 排出抑制・資源化に係る課題

(1) 排出抑制に係る課題

1人1日当りのごみ総排出量は令和6年度における北海道の目標値を達成する水準にあり、各種リサイクルの推進、電動生ごみ処理機や簡易コンポストの購入助成の普及によって排出抑制が図られていると思われます。

しかし、1人1日当りの生活系ごみ排出量では北海道の実績値610g/人・日(令和3年度)より5%以上も多く、令和6年度における北海道の目標値の達成は難しい状況にあります。

生活系ごみとして排出されているごみのうち、個人商店や事務所など住宅と店舗が一体となっているところでは、事業系のごみであっても生活系ごみとして出されるケースもあり、生活系のごみ量が多くなる要因のひとつになっている可能性があります。

このため、住宅店舗が一体となっている商店や事業所に対しては、事業系ごみと生活系ごみの排出区分を徹底してもらうよう指導する必要があるほか、今後も事業者がごみの減量化を推進するような事業活動を自主的、かつ積極的に図っていく必要があります。

また、広域連合とも連携し、引き続き町民に対して、ごみの排出抑制について周知徹底していくことが必要となります。

(2) 資源化に係る課題

容器包装廃棄物の分別収集や小型家電リサイクルなどに取り組んでいることからリサイクル率は、類似市町村の平均値より高い値にあり、さらに全国の平均値を越えた値となっていますが、北海道の令和6年度の目標値30%には及ばない水準にあります。

目標の早期達成のためには、容器包装廃棄物の分別の徹底や小型家電の回収拠点の増設などを行い、資源化を推進していく必要があります。

2. 収集・運搬に係る課題

現在、収集・運搬は町が行っていますが、排出されるごみの中には、分別区分以外のごみが混入するなど、分別マナーに問題がないとはいえません。

このため、ごみ出しルールの周知徹底に今後とも努めていくほか、分別を促進するため手数料の見直しなどの検討が必要となります。

3. 中間処理に係る課題

(1) 中間処理施設に係る課題

現在破砕処理施設については、設備の大規模改修等が必要となった場合、広域リサイクルプラザの破砕施設へ処理を移行することも含め検討する必要があります。

また、焼却処理については、広域焼却施設でのエネルギー回収の有利性や公害防止対策の容易性、建設コスト・維持管理コストにおけるスケールメリット等の面から、今後も広域での処理体制を維持していくことが望まれます。

このため中間処理としては、町としても広域による維持管理体制を維持していくため、広域連合に協力していくものとします。

(2) 資源化施設に係る課題

現在、資源化施設は、広域リサイクルプラザ及び広域リサイクルセンターにて管理・運営を行っているほか、プラスチック製容器包装類や紙製容器包装類は、再生業者を通して資源化を行っているため、資源物の種類毎に選別保管先が異なっている状況にあります。

また、北後志リサイクルセンターについては、平成11年の供用開始から既に25年が経過していることから、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

このため、今後は広域リサイクルプラザでの受入の一本化や施設の更新など、できるかぎり集約化を図るとともに、リサイクル業務の在り方について、広域連合構成市町村と協議を進める必要があります。

4. 最終処分に係る課題

最終処分率は、全道平均を下回る水準にありますが、過去5年間を見ると毎年最終処分率も減少傾向で推移しています。

今後は、より一層のごみ減量化の推進、資源回収率の向上、直接埋立量の削減に取組み、北海道や国の目標値の早期達成を図る必要があります。

また、現在使用している最終処分場については、今後も適正な埋立管理により延命化を図るものとしていますが、残余年数が極わずかであることから、令和6年度より第2期拡張整備に向けて計画を進めるものとしていますが、第1期最終処分場は埋立終了から既に13年以上が経過していることから、第2期拡張整備に合わせて廃止に向けて関連調査を進める必要があります。

5. 温室効果ガス排出量に係る課題

廃棄物処理における1人1日当りの温室効果ガス排出量は、2030年度における国の目標値より少ない排出量にあり目標は既に達成されている状況ですが、今後も温室効果ガスのさらなる削減へ向け検討すべき課題を以下に整理します。

- ① 収集運搬過程では、収集方式、収集頻度、収集ルート等の収集運搬体制の見直しにより効率化を図り、総トリップ数*の削減に取り組む必要があります。
また、低公害型の収集車両の導入についても推進していくことが必要です。
- ② 中間処理過程では、効率的な運転管理に努め、省エネルギー運転を実践していくことも必要です。
- ③ 最終処分過程では、生ごみ、木くず、紙くず等の地球温暖化ガスを発生するごみの直接埋立を今後も行わないことが必要です。

6. ごみ処理経費に係る課題

現在、類似市町村に比べ低い値であり、全道平均や全国平均に比べても同等程度の水準にあります。

しかし、過去5年間の推移をみると経費は年々増加していることから、今後は、収集運搬から中間処理、最終処分に至る全ての過程で処理・処分の効率化を図り、現状以上に経費が高騰しないよう努める必要があります。

*トリップ数

ある地点からある地点に移動する単位をトリップと言い、収集過程での地点移動回数のことを言います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

「第5次余市町総合計画」で示された環境保全と創造に係る基本目標である“住みよく安心して暮らせるまちを創る”を創造していくためには、「循環型社会形成推進基本法」の基本理念である「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能なかぎり低減される循環型社会の実現」に努めなければなりません。

このためには、町民・事業者・行政の3者がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互に連携したうえで、それぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こすことが最も重要です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

“住みよく安心して暮らせるまちを創る”を創造するため、町民・事業者・行政が協働・連携して「循環型社会」の実現をめざします。

第2節 基本方針

「第5次余市町総合計画」では環境保全活動の推進として“地球温暖化の防止、ごみの減量化や資源化の推進、新たな資源回収へ向けた取組み”を掲げています。この施策を踏まえ、本計画の基本方針を定めます。

基本方針1：持続可能な社会を目指し、3R*のより一層の推進、プラスチック使用製品の資源化へ向けた検討、食品ロスの削減を目指します。



3Rの活動をさらに推進し、環境保全と経済活動が調和した持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、プラスチック使用製品の分別収集や再商品化の実施方法、実施時期について検討を進めます。

また、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に向け、関係機関と協議するとともに、将来的に食品ロスの削減を目指します。

* 3R（スリー・アール）

循環型社会を形成するために必要な取組みであるリデュース（Reduce、ごみの発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の三つの頭文字「R」から名付けられた名称。

基本方針2：町民・事業者・行政のパートナーシップを構築します。



町民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確にし、互いに協働・連携して行動できる仕組みをつくり、わかりやすい目標のもと、ごみの減量化・資源化を積極的に推進していきます。

基本方針3：広域処理体制を基本とし、環境負荷の少ない適正な処理・処分を推進します。



現在の1市4町1村の広域処理体制を基本として、ごみの適正な処理・処分を推進し、環境負荷の低減に取り組めます。

また、ごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めるとともに、中間処理過程での省エネルギー運転を進め、処理に係るエネルギー消費を抑制します。

基本方針4：不法投棄・不法焼却の対策を進め、きれいなまちづくりを推進します。



不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

基本方針5：循環型社会が実現できるよう環境教育・環境学習の充実を図ります。



全ての町民・事業者が環境問題に関する情報を共有し、環境にやさしいライフスタイルや事業スタイルを実践できるよう、環境教育・環境学習の場と機会を積極的に提供します。

また、小中学校における環境教育・環境学習を支援し、次世代の循環型社会の担い手を育てていきます。

基本方針6：非常災害における廃棄物の適正処理に関する施策の推進を図ります。



非常災害時における廃棄物の適正な処理について施策の推進を講じるとともに、災害廃棄物の一時保管場所の確保等について検討します。

1. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：排出されたごみを迅速、かつ衛生的に収集・運搬し、清潔な生活環境の保全に努めます。

基本方針2：広域連合と連携し、ごみ出しルールの周知徹底に努めます。

基本方針3：地球温暖化ガス等環境負荷の軽減を図るため、低公害型の収集車の導入に努めます。

2. 中間処理計画

中間処理に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：燃やすごみと資源物の中間処理は、現状の広域処理体制を維持します。

基本方針2：広域処理施設の長寿命化対策を推進するとともに、老朽化している北後志リサイクルセンターの在り方について協議を進めます。

基本方針3：現在の中間処理施設（破碎処理施設）は計画的な保守・点検と補修整備を励行し、延命化に努めるとともに、広域処理の可能性について検討します。

3. 最終処分計画

最終処分に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針 1：最終処分率の目標を計画目標年度において 18%以下を目指します。

基本方針 2：埋立終了している第 1 期最終処分場の早期廃止を目指し、基準省令*の廃止基準に準じた維持管理に努めます。

基本方針 3：現有最終処分場の適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の拡張整備に向けて、計画を進めます。

* 基準省令

環境省では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号）」に規定する一般廃棄物の最終処分場の構造基準、維持管理基準、廃止基準を定めている。

第3節 ごみの処理主体

ごみの処理主体は、現状の取組みを継続します。

表2.2.1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	排出者	排出者	町(委託)	広域連合(直営、一部委託)	町(直営)
燃やさないごみ	排出者	排出者	町(委託)	町(委託)	
粗大ごみ	排出者	排出者	町(委託)	町(委託)	
資源物	プラスチック製容器包装	排出者	町(委託)	再生処理: 資源化業者	—
	紙製容器包装			選別保管: 町(委託) 再生処理: 資源化業者	
	缶類			選別保管: 広域連合(委託) 再生処理: 資源化業者	
	ビン類				
	ペットボトル				
	古紙類				
蛍光管等					
小型家電リサイクル品	排出者	排出者	資源化業者	資源化業者	—

第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. 人口の将来予測

(1) 人口動態

行政区域内人口の将来予測を推計するにあたって、過去10年間の人口動態を整理します。

本町の人口及び世帯数は、減少傾向で推移しており、1世帯当り人口も減少傾向で推移するものとなっています。

これらの状況から今後も現在の社会情勢などを考慮すれば、人口減少は続くものと考えられます。なお、全行政区域内人口が計画収集人口となっています(自家処理人口は存在していません)。

表2.2.2 行政区域内人口と世帯数の推移

年度	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当り人口 (人/世帯)
平成25年度	20,306	10,159	1.999
平成26年度	19,947	10,113	1.972
平成27年度	19,655	10,051	1.956
平成28年度	19,372	10,000	1.937
平成29年度	19,036	9,942	1.915
平成30年度	18,675	9,846	1.897
令和元年度	18,316	9,753	1.878
令和2年度	18,056	9,723	1.857
令和3年度	17,664	9,591	1.842
令和4年度	17,339	9,508	1.824

※人口:各年度3月末現在

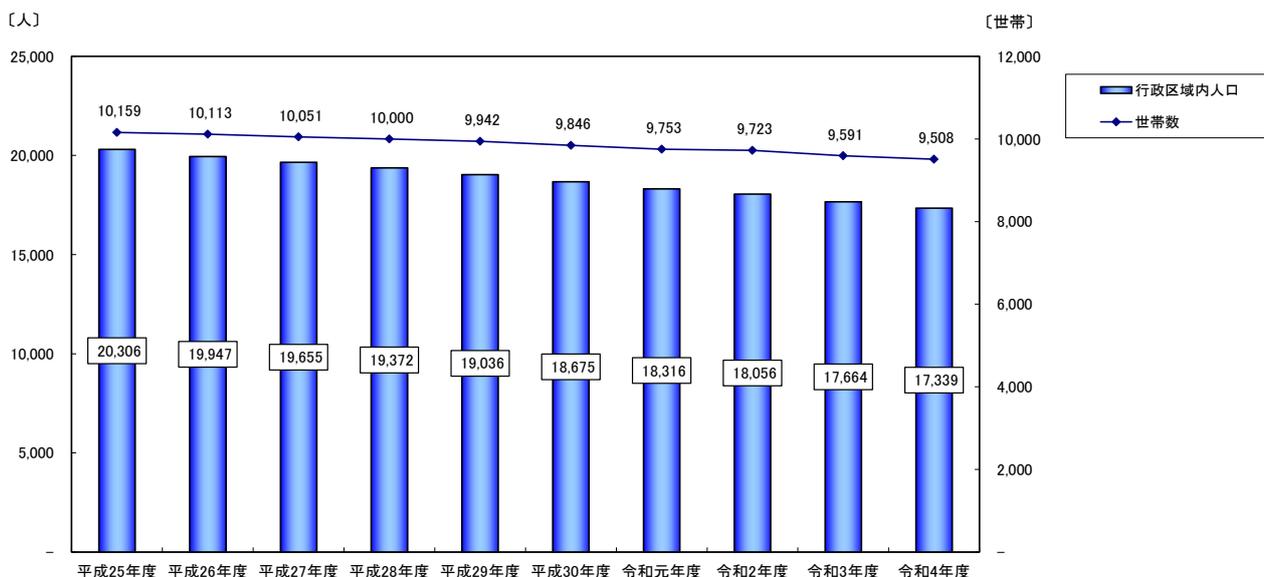


図 2. 2. 1 行政区域内人口の推移

(2) 行政区域内人口の推計

将来人口の推計は、創生本部事務局提供の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計を用いて将来人口の予測値とします。

なお、社人研の推計値は5年毎の推計であるため、各年毎の推計値は、社人研予測を用いた平均法による予測値とします。

本計画の予測は計画目標年度の令和20年度までとしますが、最終処分場計画で必要となる予測としては、社人研予測を用い令和23年度まで予測を行うものとします。

表 2. 2. 3 行政区域内人口の推計

年度	社会問題研究所 人口予測 (人)	備考
令和5年度	17,038	平均法予測
令和6年度	16,737	
令和7年度	16,437	社人研予測値
令和8年度	16,138	平均法予測
令和9年度	15,839	
令和10年度	15,540	
令和11年度	15,241	
令和12年度	14,944	社人研予測値
令和13年度	14,656	平均法予測
令和14年度	14,368	
令和15年度	14,080	
令和16年度	13,792	
令和17年度	13,502	社人研予測値
令和18年度	13,223	平均法予測
令和19年度	12,944	
令和20年度	12,665	計画目標年度
令和21年度	12,386	平均法予測
令和22年度	12,109	社人研予測値
令和23年度	11,843	最終処分場計画年度

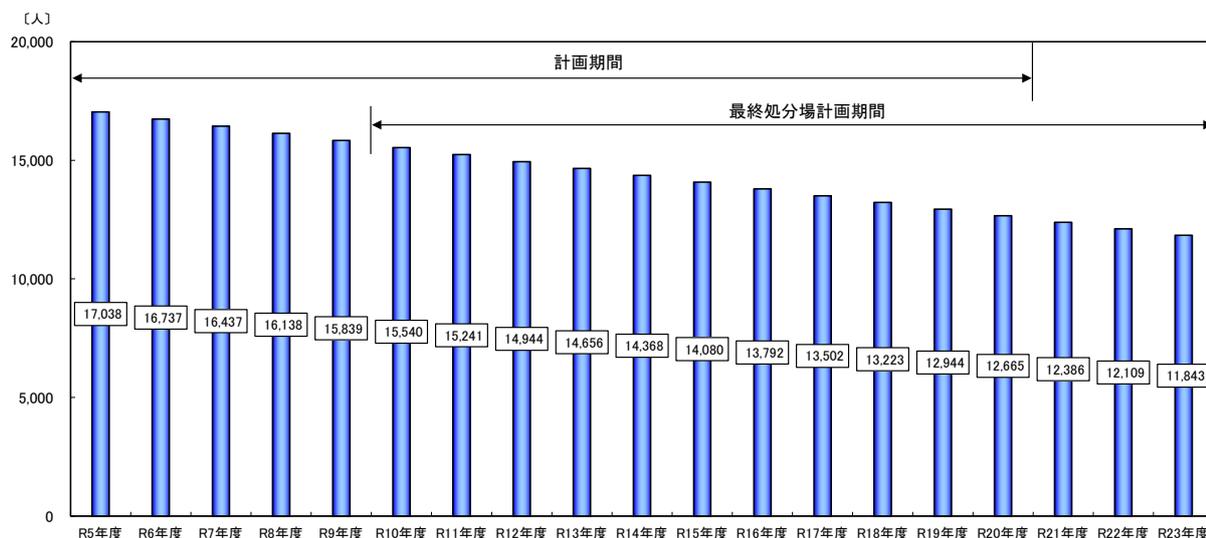


図 2. 2. 2 行政区域内人口の推計

(3) 計画収集人口

計画収集人口は、現状どおり、全行政区域内人口とします。

計画収集人口	町の全行政区域内人口
--------	------------

2. ごみ排出量の将来推計と減量目標

生活系ごみ排出量の将来予測としては、ごみの搬入実態に合わせ、収集ごみと直接搬入ごみに分けて予測を行うものとします。

(1) 生活系ごみ

生活系ごみの1人1日当り平均排出量の将来予測は、過去5年間の実績を基にトレンド法（時系列解析法）を用いて算出します。

推計結果では、過去の実績傾向を反映し、計画目標年度における予測値 678 g/人・日と微減で推移する予測結果となりました。

今後の予測としては、各家庭における排出抑制の取組みによる効果等によって、1人1日当りの排出量は減少することが予測されます。

よって、生活系ごみの予測としては、トレンド法による予測結果を用いて将来予測を行うものとします。

なお、最終処分場計画に用いる予測値としては、計画目標年度の推計値を令和21年度から令和23年度までの計画値として使用するものとします。

減量目標値	計画目標年度における1人1日当りの生活系ごみ排出量を678 g/人・日とします。
-------	--

表 2. 2. 4 生活系ごみ量の推計

	1人1日当りの排出量 〔g/人・日〕	排出量 〔t/年〕
	トレンド法推計値	トレンド法推計値
令和5年度	704	4,378
令和6年度	702	4,289
令和7年度	700	4,200
令和8年度	698	4,111
令和9年度	697	4,030
令和10年度	695	3,942
令和11年度	693	3,855
令和12年度	692	3,775
令和13年度	690	3,691
令和14年度	688	3,608
令和15年度	687	3,531
令和16年度	685	3,448
令和17年度	683	3,366
令和18年度	681	3,287
令和19年度	680	3,213
令和20年度	678	3,134

※年間排出量〔t/年〕=1人1日当りの排出量×計画収集人口×365日÷1000²

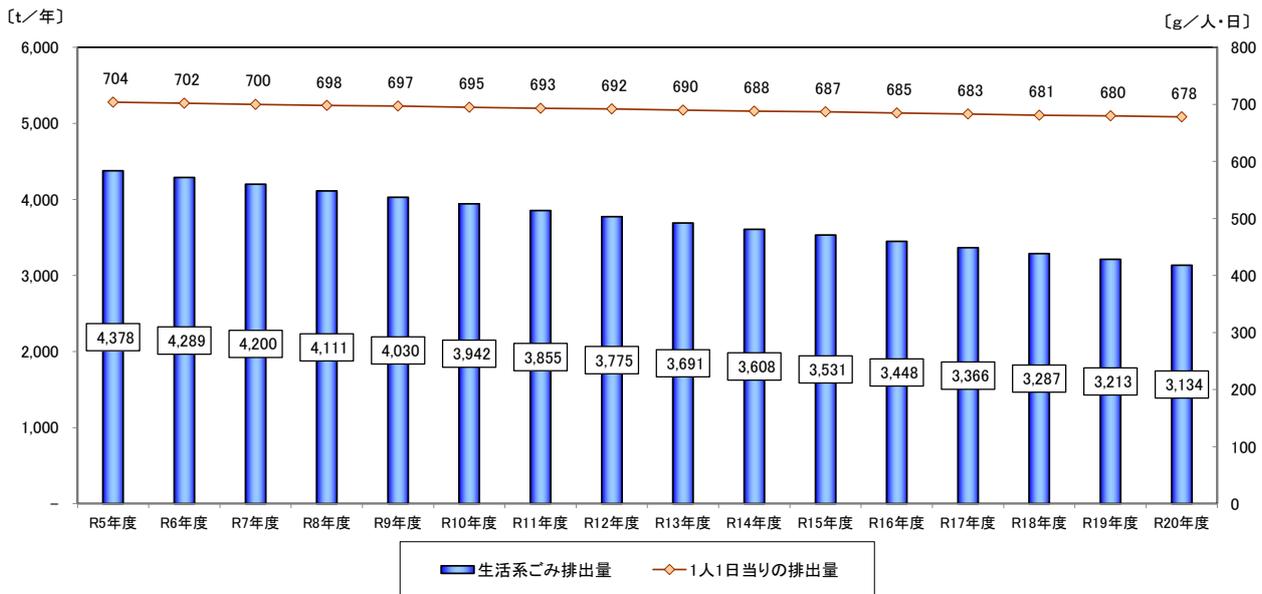


図 2. 2. 3 生活系ごみ排出量の予測結果

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについて過去5年間の実績では、若干の増減はあるものの一定の排出量で推移しています。

事業系ごみの排出量の将来予測についても、過去5年間の実績を基にトレンド法による推計を行いました。その結果、令和4年度の実績に対し目標年次にて減少で推移する結果となりましたが減少率はわずか10%程度にとどまっています。

今後の予測としては、ごみの排出抑制の取組みも各事業所毎に行われるほか、人口減少に伴う影響も事業系ごみの排出量にも反映されることが考えられることから、排出量も減少傾向で推移することが予測されます。

このため、人口減少を鑑みた場合、トレンド推計結果よりも減少することが想定され、本計画における事業系ごみの排出量については、計画目標年度において令和4年度を基準とし20%の減量を目標として定めるものとします。

なお、最終処分場計画に用いる予測値としては、計画目標年度の推計値を令和21年度から令和23年度までの計画値として使用するものとします。

減量目標値	計画目標年度における事業系ごみ排出量を令和4年度実績より20%削減とします。
--------------	---

表 2. 2. 5 事業系ごみ量の推計

	事業系ごみの排出量[t/年]	
	トレンド法推計値	目標値(採用値) (R4より20%削減)
令和5年度	1,556	1,586
令和6年度	1,552	1,566
令和7年度	1,549	1,546
令和8年度	1,545	1,526
令和9年度	1,541	1,506
令和10年度	1,537	1,486
令和11年度	1,533	1,465
令和12年度	1,530	1,445
令和13年度	1,526	1,425
令和14年度	1,522	1,405
令和15年度	1,518	1,385
令和16年度	1,514	1,365
令和17年度	1,511	1,345
令和18年度	1,507	1,325
令和19年度	1,503	1,305
令和20年度	1,499	1,285

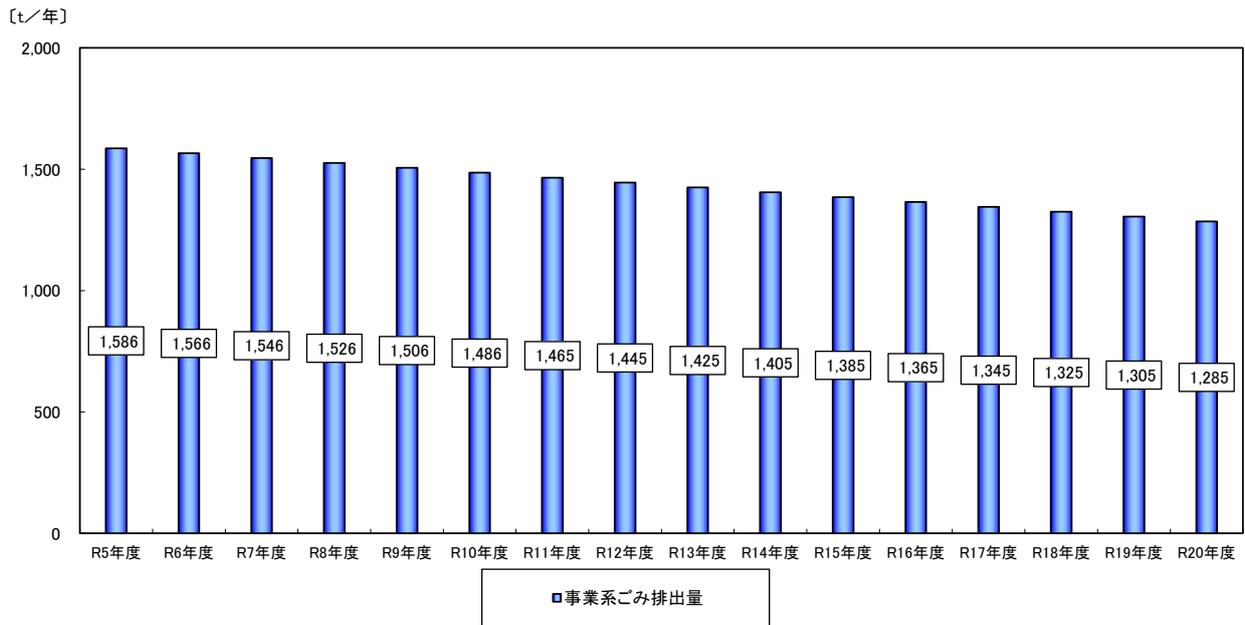


図 2. 2. 4 事業系ごみ量の予測結果

(3) ごみ総排出量

前項で予測した生活系ごみと事業系ごみの合計排出量を示します。

表 2. 2. 6 ごみ総排出量の予測結果

	ごみの排出量[t/年]			1人1日当り排出量 [g/人・日]
	生活系ごみ	事業系ごみ	合計	
令和5年度	4,378	1,586	5,964	959
令和6年度	4,289	1,566	5,855	958
令和7年度	4,200	1,546	5,746	958
令和8年度	4,111	1,526	5,637	957
令和9年度	4,030	1,506	5,536	958
令和10年度	3,942	1,486	5,428	957
令和11年度	3,855	1,465	5,320	956
令和12年度	3,775	1,445	5,220	957
令和13年度	3,691	1,425	5,116	956
令和14年度	3,608	1,405	5,013	956
令和15年度	3,531	1,385	4,916	957
令和16年度	3,448	1,365	4,813	956
令和17年度	3,366	1,345	4,711	956
令和18年度	3,287	1,325	4,612	956
令和19年度	3,213	1,305	4,518	956
令和20年度	3,134	1,285	4,419	956

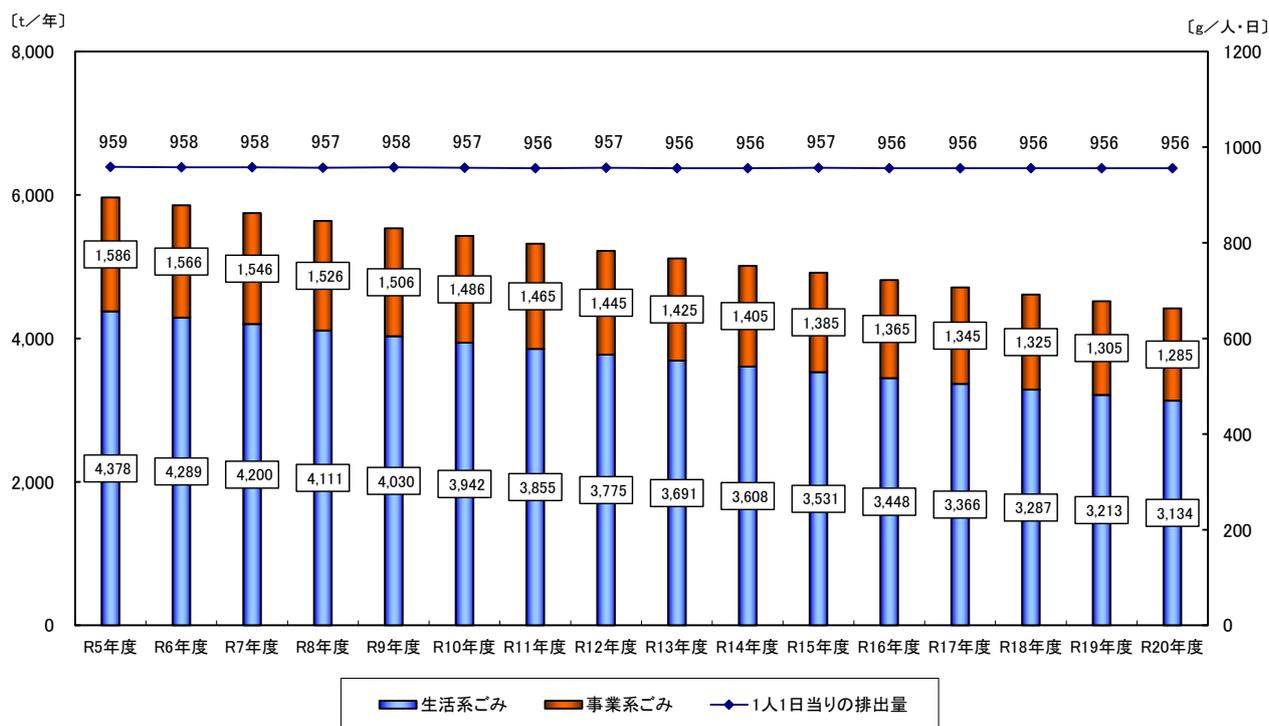


図 2. 2. 5 ごみ総排出量の予測結果

3. 分別区分ごとの排出量の予測

収集ごみと直接搬入ごみのごみの種類（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）ごとの排出量について予測を行います。

予測手法としては、過去5年間の実績値から、分別ごとの搬入比率を用いて求めるものとします。

分別区分ごとの排出量の予測＝排出量×実績搬入割合（表 2.2.7）

表 2. 2. 7 過去5年平均の分別区分ごとの搬入量と割合

区分			余市町	
			平均ごみ量 [t/年]	搬入比率
生活系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ	2,686	85.03%
		燃やさないごみ	407	12.88%
		粗大ごみ	66	2.09%
	92.99% 計		3,159	100.00%
	直接搬入ごみ	燃やすごみ	0	0.00%
		燃やさないごみ	127	53.36%
粗大ごみ		111	46.64%	
7.01% 計		238	100.00%	
事業系ごみ	燃やすごみ		1,319	84.12%
	燃やさないごみ		179	11.42%
	粗大ごみ		70	4.46%
	計		1,568	100.00%

4. 資源化の目標と資源化量・資源回収率（リサイクル率）

資源物分別の周知徹底、容器包装廃棄物の資源化の完全実施、破碎・選別処理による有価物回収の推進、小型家電リサイクル品の回収によって、資源化率は20%前後で推移していますが、国における令和7年度の目標値28%や北海道における令和6年度の目標値30%に対しての達成は難しい状況にあります。

分別収集が徹底されつつある反面、今も分別ごみの中に多くの資源物が混入している状況が見られ、更なる分別収集の協力が必要となることから、新たに資源回収の目標を定め実行する必要があります。

このため、本計画における資源化率の目標としては、分別収集の徹底により計画目標年度の令和20年度までに資源回収率22%を目指すものとします。

資源化目標値	資源回収率（リサイクル率）を計画目標年度の令和20年度において22%を目指します。
---------------	--

（1）資源化量の予測

【資源物分別収集の資源化量】

分別収集で回収した資源物において、過去5年間の1人年間当たり平均回収量は、67.44kg/年となっています。

今後の資源化量の予測としては、さらなる分別収集に対する周知徹底、自治会と協力した収集作業における指導強化などによって、1人年間当たりの平均回収量に対し計画目標年度において、10%の回収量の増加を目指すものとします。

なお、新聞及び雑誌の回収率に関しては、今後もペーパーレスが進むことが考えられるため、現状回収率の維持を目標とします。

表2.2.8 資源物1人年間排出量の実績と目標

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間平均	計画目標値
資源物 [kg/人・年]	無色ガラス容器	3.23	3.10	3.03	3.00	2.93	3.06	3.36
	茶色ガラス容器	2.85	2.97	2.97	2.96	2.81	2.91	3.20
	その他ガラス容器	2.45	2.42	2.31	2.23	2.25	2.33	2.57
	ペットボトル	4.03	4.20	4.34	4.51	4.48	4.31	4.74
	紙製容器包装	7.17	6.65	6.72	6.62	6.61	6.75	7.43
	プラスチック製容器包装	14.49	14.47	14.70	14.87	14.86	14.68	16.15
	スチール製容器	3.44	3.39	3.48	3.44	3.29	3.41	3.75
	アルミ製容器							
	紙パック	0.22	0.22	0.22	0.21	0.21	0.22	0.24
	段ボール	8.01	7.94	8.38	8.66	8.89	8.38	9.21
	新聞紙	18.74	18.18	16.36	16.67	16.31	17.25	18.98
	雑誌	4.55	4.41	4.17	3.85	3.75	4.15	4.56
計	69.18	67.95	66.68	67.02	66.39	67.44	74.19	
小型家電リサイクルの回収[kg/人・年]		0.36	0.62	0.76	0.78	0.21	0.55	0.21

表2. 2. 9 資源物1人年間排出量の予測

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資源物 [kg/人・年]	無色ガラス容器	3.06	3.08	3.10	3.12	3.14	3.16	3.18	3.20
	茶色ガラス容器	2.91	2.93	2.95	2.97	2.99	3.01	3.03	3.05
	その他ガラス容器	2.33	2.35	2.36	2.38	2.39	2.41	2.43	2.44
	ペットボトル	4.31	4.34	4.37	4.40	4.43	4.46	4.48	4.51
	紙製容器包装	6.75	6.80	6.84	6.89	6.93	6.98	7.02	7.07
	プラスチック製容器包装	14.68	14.78	14.87	14.97	15.07	15.17	15.27	15.36
	スチール製容器	3.41	3.43	3.45	3.48	3.50	3.52	3.54	3.57
	アルミ製容器								
	紙パック	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.23
	段ボール	8.38	8.43	8.49	8.54	8.60	8.66	8.71	8.77
	新聞紙	17.25	17.36	17.47	17.58	17.68	17.79	17.90	18.01
	雑誌	4.15	4.17	4.20	4.22	4.25	4.28	4.30	4.33
	計	66.39	67.88	68.33	68.77	69.21	69.65	70.09	70.53
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
資源物 [kg/人・年]	無色ガラス容器	3.22	3.24	3.26	3.28	3.30	3.32	3.34	3.36
	茶色ガラス容器	3.07	3.09	3.11	3.13	3.14	3.16	3.18	3.20
	その他ガラス容器	2.46	2.47	2.49	2.50	2.52	2.53	2.55	2.57
	ペットボトル	4.54	4.57	4.60	4.63	4.66	4.69	4.71	4.74
	紙製容器包装	7.11	7.16	7.20	7.25	7.29	7.34	7.38	7.43
	プラスチック製容器包装	15.46	15.56	15.66	15.75	15.85	15.95	16.05	16.15
	スチール製容器	3.59	3.61	3.64	3.66	3.68	3.70	3.73	3.75
	アルミ製容器								
	紙パック	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24
	段ボール	8.82	8.88	8.93	8.99	9.05	9.10	9.16	9.21
	新聞紙	18.11	18.22	18.33	18.44	18.55	18.65	18.76	18.98
	雑誌	4.35	4.38	4.41	4.43	4.46	4.48	4.51	4.56
	計	70.97	71.41	71.85	72.29	72.73	73.17	73.61	74.19

表2. 2. 10 資源物年間排出量の予測

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資源物[t/年]	無色ガラス容器	52	52	51	50	50	49	48	48
	茶色ガラス容器	50	49	49	48	47	47	46	46
	その他ガラス容器	40	39	39	38	38	37	37	36
	ペットボトル	73	73	72	71	70	69	68	67
	紙製容器包装	115	114	112	111	110	108	107	106
	プラスチック製容器包装	250	247	244	242	239	236	233	230
	スチール製容器	58	57	57	56	55	55	54	53
	アルミ製容器								
	紙パック	4	4	4	4	4	3	3	3
	段ボール	143	141	140	138	136	135	133	131
	新聞紙	294	291	287	284	280	276	273	269
	雑誌	71	70	69	68	67	66	66	65
	計	1,150	1,137	1,124	1,110	1,096	1,081	1,068	1,054
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
資源物[t/年]	無色ガラス容器	47	47	46	45	45	44	43	43
	茶色ガラス容器	45	44	44	43	42	42	41	41
	その他ガラス容器	36	36	35	35	34	34	33	32
	ペットボトル	67	66	65	64	63	62	61	60
	紙製容器包装	104	103	101	100	98	97	96	94
	プラスチック製容器包装	227	224	220	217	214	211	208	204
	スチール製容器	53	52	51	50	50	49	48	47
	アルミ製容器								
	紙パック	3	3	3	3	3	3	3	3
	段ボール	129	128	126	124	122	120	119	117
	新聞紙	265	262	258	254	250	247	243	240
	雑誌	64	63	62	61	60	59	58	58
	計	1,040	1,028	1,011	996	981	968	953	939

【破碎処理施設 破碎金属回収】

破碎処理施設にて粗大ごみの破碎・選別を行っています。この選別段階において金属類の回収を行うため、磁選機も合わせて整備されており、今後も粗大ごみに含まれる金属類の回収を行うものとなります。金属回収の見込み量は、粗大ごみの処理量に対し、過去5年間平均の破碎処理後金属類回収率15.81%を用い破碎処理後の金属回収量を見込むものとします。

$$\text{破碎有価物回収量} = \text{粗大ごみ} \times \text{金属類回収率 } 15.81\%$$

【小型家電リサイクル量】

小型家電のリサイクル量についての1人当りの年間回収量は概ね0.54kg/人・年となっています。このため、小型家電のリサイクル量の将来予測としては、現在の0.54kg/人・年を用いて回収量を見込むものとします。

$$\text{小型家電リサイクル量} = \text{行政区域内人口} \times 1 \text{人} \text{1日} \text{当り} \text{年間回収量 } 0.54 \text{kg} / \text{人} \cdot \text{年}$$

表2. 2. 1 1 破碎有価物回収量と小型家電リサイクルの資源化量の予測

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
行政区域内人口	17,038	16,737	16,437	16,138	15,839	15,540	15,241	14,944
破碎資源と小型家電の資源化量の予測[t/年]	47	47	46	45	44	43	42	41
破碎有価物回収量[t/年]	38	38	37	36	35	35	34	33
小型家電リサイクルの回収[t/年]	9	9	9	9	9	8	8	8
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
行政区域内人口	14,656	14,368	14,080	13,792	13,502	13,223	12,944	12,665
破碎資源と小型家電の資源化量の予測[t/年]	40	40	39	38	37	36	35	35
破碎有価物回収量[t/年]	32	32	31	30	30	29	28	28
小型家電リサイクルの回収[t/年]	8	8	8	8	7	7	7	7

(3) 合計資源化量の予測

現在行っている資源化の取組みと、新たに進める資源化の取組みによって見込まれる資源化量を以下に示します。

なお、資源物分別収集量においては、「分別収集の徹底」を前提にしています。

表 2. 2. 1 2 資源化目標に基づく資源化量の推計

項 目	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
行政区域内人口	17,038	16,737	16,437	16,138	15,839	15,540	15,241	14,944
資源化量の予測[t/年]	1,197	1,184	1,170	1,155	1,140	1,124	1,110	1,095
資源物分別収集[t/年]	1,150	1,137	1,124	1,110	1,096	1,081	1,068	1,054
破砕有価物回収量[t/年]	38	38	37	36	35	35	34	33
小型家電リサイクルの回収[t/年]	9	9	9	9	9	8	8	8
1人1日当りの資源化量[g/人・日]	192	194	195	196	197	198	200	201
項 目	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度	令和 20年度
行政区域内人口	14,656	14,368	14,080	13,792	13,502	13,223	12,944	12,665
資源化量の予測[t/年]	1,080	1,068	1,050	1,034	1,018	1,004	988	974
資源物分別収集[t/年]	1,040	1,028	1,011	996	981	968	953	939
破砕有価物回収量[t/年]	32	32	31	30	30	29	28	28
小型家電リサイクルの回収[t/年]	8	8	8	8	7	7	7	7
1人1日当りの資源化量[g/人・日]	202	204	204	205	207	208	209	211

資源化目標に基づく資源回収率（リサイクル率）の見通しを表 2. 2. 13 及び図 2. 2. 6 に示します。
資源化の取組みによって、計画目標年度令和 20 年度で 22.0%と目標を達成する計画です。

表 2. 2. 1 3 資源化目標に基づく資源回収率の推計

項 目	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
総排出量[t/年]	5,964	5,855	5,746	5,637	5,536	5,428	5,320	5,220
資源化量[t/年]	1,197	1,184	1,170	1,155	1,140	1,124	1,110	1,095
資源回収率[%]	20.1	20.2	20.4	20.5	20.6	20.7	20.9	21.0
項 目	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度	令和 20年度
総排出量[t/年]	5,116	5,013	4,916	4,813	4,711	4,612	4,518	4,419
資源化量[t/年]	1,080	1,068	1,050	1,034	1,018	1,004	988	974
資源回収率[%]	21.1	21.3	21.4	21.5	21.6	21.8	21.9	22.0

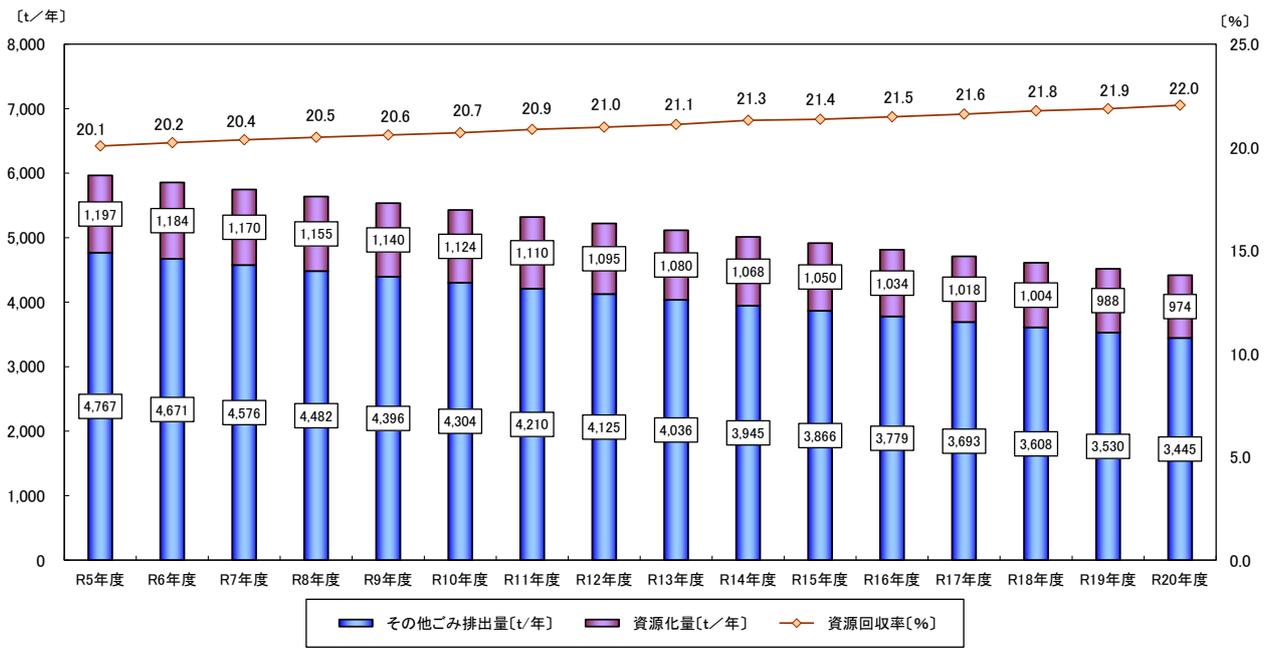


図2. 2. 6 資源化目標に基づく資源回収率の推計

5. 減量化・資源化の目標達成後のごみ処理量

減量化・資源化の目標を達成した場合の生活系ごみと事業系ごみの分別区分毎のごみ排出量の予測を以下に示します。

表 2. 2. 1 4 分別区分毎のごみ処理量の推計

項 目	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
合計ごみ量[t/年]	5,964	5,855	5,746	5,637	5,536	5,428	5,320	5,220
燃やすごみ[t/年]	3,845	3,769	3,693	3,618	3,549	3,476	3,401	3,333
燃やさないごみ[t/年]	717	701	687	671	658	644	629	615
粗大ごみ[t/年]	243	239	233	229	224	219	214	210
資源物[t/年]	1,159	1,146	1,133	1,119	1,105	1,089	1,076	1,062
生活系ごみ量[t/年]	4,378	4,289	4,200	4,111	4,030	3,942	3,855	3,775
燃やすごみ[t/年]	2,511	2,452	2,393	2,334	2,282	2,226	2,168	2,117
燃やさないごみ[t/年]	536	522	510	497	486	474	462	450
粗大ごみ[t/年]	172	169	164	161	157	153	149	146
資源物[t/年]	1,159	1,146	1,133	1,119	1,105	1,089	1,076	1,062
収集ごみ量[t/年]	4,150	4,067	3,983	3,899	3,823	3,740	3,658	3,583
燃やすごみ[t/年]	2,511	2,452	2,393	2,334	2,282	2,226	2,168	2,117
燃やさないごみ[t/年]	415	405	395	385	377	367	358	349
粗大ごみ[t/年]	67	66	64	63	61	60	58	57
資源物[t/年]	1,157	1,144	1,131	1,117	1,103	1,087	1,074	1,060
直接搬入ごみ量[t/年]	228	222	217	212	207	202	197	192
燃やすごみ[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やさないごみ[t/年]	121	117	115	112	109	107	104	101
粗大ごみ[t/年]	105	103	100	98	96	93	91	89
資源物[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2
事業系ごみ量[t/年]	1,586	1,566	1,546	1,526	1,506	1,486	1,465	1,445
燃やすごみ[t/年]	1,334	1,317	1,300	1,284	1,267	1,250	1,233	1,216
燃やさないごみ[t/年]	181	179	177	174	172	170	167	165
粗大ごみ[t/年]	71	70	69	68	67	66	65	64
資源物[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0
項 目	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度	令和 20年度
合計ごみ量[t/年]	5,116	5,013	4,916	4,813	4,711	4,612	4,518	4,419
燃やすごみ[t/年]	3,261	3,189	3,124	3,055	2,986	2,919	2,856	2,788
燃やさないごみ[t/年]	602	587	576	562	549	535	523	511
粗大ごみ[t/年]	205	201	197	192	188	183	179	174
資源物[t/年]	1,048	1,036	1,019	1,004	988	975	960	946
生活系ごみ量[t/年]	3,691	3,608	3,531	3,448	3,366	3,287	3,213	3,134
燃やすごみ[t/年]	2,063	2,007	1,959	1,907	1,855	1,804	1,758	1,707
燃やさないごみ[t/年]	439	427	418	406	395	384	374	364
粗大ごみ[t/年]	141	138	135	131	128	124	121	117
資源物[t/年]	1,048	1,036	1,019	1,004	988	975	960	946
収集ごみ量[t/年]	3,504	3,426	3,353	3,276	3,198	3,124	3,054	2,980
燃やすごみ[t/年]	2,063	2,007	1,959	1,907	1,855	1,804	1,758	1,707
燃やさないごみ[t/年]	340	331	324	315	306	298	290	282
粗大ごみ[t/年]	55	54	53	51	50	48	47	46
資源物[t/年]	1,046	1,034	1,017	1,003	987	974	959	945
直接搬入ごみ量[t/年]	187	182	178	172	168	163	159	154
燃やすごみ[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やさないごみ[t/年]	99	96	94	91	89	86	84	82
粗大ごみ[t/年]	86	84	82	80	78	76	74	71
資源物[t/年]	2	2	2	1	1	1	1	1
事業系ごみ量[t/年]	1,425	1,405	1,385	1,365	1,345	1,325	1,305	1,285
燃やすごみ[t/年]	1,198	1,182	1,165	1,148	1,131	1,115	1,098	1,081
燃やさないごみ[t/年]	163	160	158	156	154	151	149	147
粗大ごみ[t/年]	64	63	62	61	60	59	58	57
資源物[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0

第5節 温室効果ガス削減目標

ごみ処理に伴う1人1日当りの温室効果ガス(CO₂換算)排出量は、過去5年間の平均で、0.244kg-CO₂/人・日であり、2030年度における国の目標値0.285kg-CO₂/人・日を既に達成している状況です。

今後ごみ減量化・資源化の徹底により中間処理量の削減を図ることで温室効果ガス排出量の削減に努めるものとし、減量目標としては、過去5年間の平均値を維持するよう努めるものとします。

温室効果ガス 削減目標値	計画目標年度における温室効果ガス(CO ₂)排出量を 0.244kg-CO ₂ /人・日とします。
-----------------	---

第6節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取組みの優先順位を①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めており、ごみの排出抑制は最優先に位置づけられています。

ごみの排出を抑制するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取組んでいく必要があります。

以下、住民・事業者・町・組合のそれぞれが果たすべき役割を整理します。

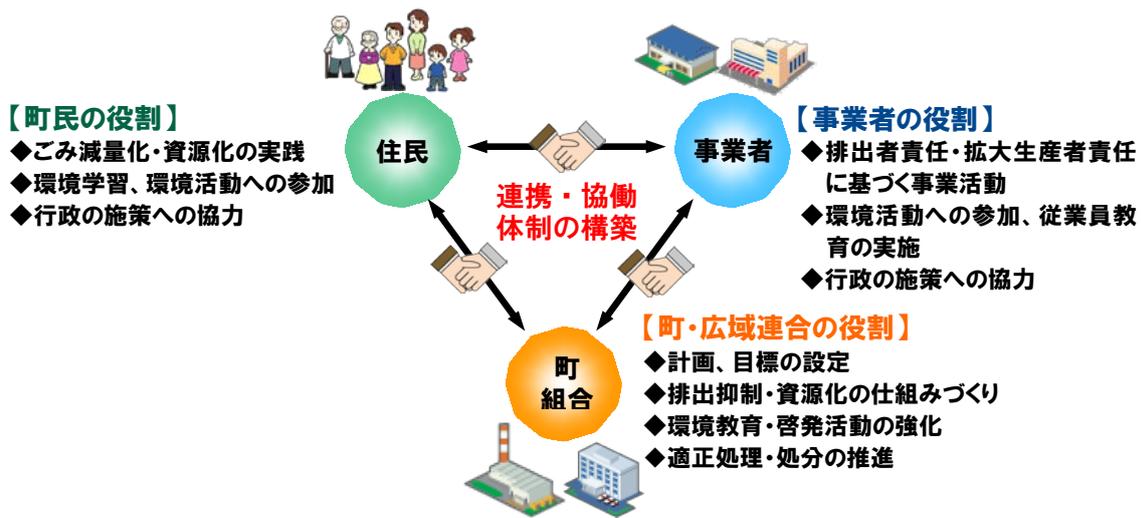


図2. 2. 7 排出抑制のための住民・事業者・行政の役割分担

住民の役割

1. ライフスタイルの転換

日常生活のあらゆる場面において、できるだけごみを発生させないライフスタイルを実践し、日常的に行っている減量化・リサイクルの取組みについて、意見交換を積極的に行い意識の向上を図ります。

- ① 簡易包装品やリターナブル容器を選択し、過剰包装を求めないよう自粛します。また、買物袋持参運動（マイバック運動）を実践し、レジ袋や紙袋の使用削減に取り組めます。
- ② 可能なかぎり使い捨て商品の購入を避け、リサイクル品やエコマーク認定商品等の環境にやさしい製品を選択するグリーン購入に努めます。
- ③ 料理を工夫し調理くず、食べ残しを削減するエコクッキングの実践や水切りの徹底による生ごみの減量化に取り組めます。
- ④ 物を大切にし、故障や破損した場合は修理して使用するなど、安易に物を廃棄しないライフスタイルを心がけます。

2. リサイクル活動への積極的参加

行政や各種団体が実施するフリーマーケット、集団回収、不要品交換会等のリサイクル活動に積極的に参加し、再利用、再資源化に努めます。

また、販売店による店頭回収や資源回収に協力します。

3. 行政の施策への協力

ごみ出しルールの遵守、資源物の分別排出の徹底等、行政（広域連合・町）が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。

また、行政が主催する環境教育・環境学習の場へ積極的に参加します。

4. 簡易コンポスト等の活用による食品廃棄物の減量化への協力

家庭でできる生ごみの減量化を推進するため、町の助成制度を活用した簡易コンポストや電動生ごみ処理機の導入を進め、生ごみの減量化により燃やすごみの排出抑制に努めます。

事業者の役割

1. 製品の製造業者における排出抑制

- ① 材料、製造プロセス等を見直し、生産・製造過程で排出される廃棄物の減量化・資源化を図るとともに、自ら積極的にリサイクル品の利用拡大に努めます。
- ② 繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品を製造、販売します。
- ③ 拡大生産者責任*の考え方に則して、製品の回収処理や再資源化に積極的に取り組みます。

2. 製品の流通・販売業者における排出抑制

- ① 使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、簡易包装やマイバック運動を推奨します。
- ② 店舗におけるリサイクル品の品揃えや展示方法を工夫して、リサイクル品の流通拡大に努めます。
- ③ 修理可能な製品については修理サービス体制の充実に努めます。
- ④ 店頭回収に積極的に取り組み、回収ルートの確保に努めます。

3. 事業活動全般での排出抑制

- ① 「事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らが処理責任を負う」ということを常に認識し、行動します。
- ② 多量にごみを排出する事業者は、減量化計画を策定し、排出抑制及びリサイクルに努めます。
- ③ OA用紙の資源回収活動に取組むとともに、IT化によるペーパーレス化を推進します。
- ④ 使い捨て製品の使用を抑制し、再生品の使用等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。
- ⑤ 地域における環境活動に参加するとともに、従業員に対する環境教育を行います。

* 拡大生産者責任 (Extend Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄されたあとにおいても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

4. 食品廃棄物の排出抑制

- ① 食品小売業においては、消費期限前に商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- ② 外食産業においては、メニュー、盛付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食品ロスなどの食べ残しの削減に積極的に取り組むものとします。
- ③ 食品小売業や外食産業においては、自らの取り組みを適切に情報提供することにより消費者の理解の促進に努めます。

町の役割

1. ごみ減量化・資源化目標の設定と発信

住民・事業者・行政が共通の目標を共有してごみの減量化・資源化に取り組んでいけるよう、わかりやすい目標を設定し、住民・事業者へ発信します。目標の達成度は定期的に住民・事業者に公表します。

2. 教育・啓発活動の充実

- ① ホームページや広報誌への情報掲載、啓発パンフレット等の発行・配布を通じてごみ処理の現状や3Rに関する情報提供・普及活動を積極的に行います。
- ② ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校などでの教育啓発活動、住民出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催等、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図ります。
- ③ 事業系ごみの分別や減量化・資源化を推進するため、事業系ごみ処理ガイドブックの作成・配布を行います。
- ④ 広域連合のリサイクルプラザを活用して、環境教育の推進に努めます。

3. 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任・拡大排出者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、減量化計画の策定指導を行うなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

4. レジ袋の追放・包装の簡素化の推進

レジ袋の使用を抑制するため、買物袋持参運動（マイバック運動）の普及を推進し、町民の意識改革を図ります。また、事業者と連携し、レジ袋の追放や簡易包装等の取り組みを推進していきます。

5. 行政における率先的取り組み

町も自ら排出抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

6. フリーマーケット等の情報提供

各種団体等におけるリサイクル運動の普及をより一層図るため、各種団体と連携して、フリーマーケットや環境配慮型製品等の情報提供を各種広報媒体を通して行います。

7. ごみ処理有料化の適正化

ごみの有料化は、排出量に応じた負担の公平化や住民・事業者の意識改革をすすめ、ごみの排出抑制やリサイクル推進に効果があることから、町においても導入しているところです。

今後とも、住民・事業者の意向、ごみ処理量・ごみ性状の変化、広域焼却施設の長寿命化対策に関わる費用や広域リサイクルセンターの整備、管理運営状況、社会情勢、周辺自治体の動向等に十分配慮し、適正な料金体系となるよう適宜見直していくものとします。

8. 不適正処理・不法投棄対策の強化

野焼きや排ガス処理設備が不十分な小型焼却炉による不適正処理及び不法投棄については監視パトロールを行い、地域住民とともに監視・指導体制の強化を図ります。

9. 生活系食品ロスの調査の実施

平成 25 年 10 月の食品リサイクル法の施行から 10 年が経過することから、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合調査を実施し、食品ロスの発生量の把握を行い、さらなる減量化対策の推進を図るため、現在実施している簡易コンポスト容器や電動生ごみ処理機の助成制度の内容等見直しについて検討するものとします。

10. プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化の検討

プラスチック資源は、当面の間燃やさないごみとして、最終処分場にて埋立処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行います。

第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現状の分別区分は「第3節 ごみ処理の実績」で述べたとおり、本町は「処理システム指針」の類型Ⅱを基本としており、引き続き類型Ⅱを維持するものとします（表2.2.15）。

なお、分別収集区分は生活系ごみを対象に設定されたものですが、事業系ごみについても適正処理の観点から、本分別区分に準じて搬入するよう排出事業者を指導していくものとします。

また、小型家電リサイクル品については、分別収集を行わず引き続き回収ボックスにより資源回収を行うものとします。

表2.2.15 分別区分

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装(紙パック類)	
	②資源回収する古紙類(新聞、雑誌等)の資源ごみ		
	③小型家電リサイクル		
④燃やすごみ			
⑤燃やさないごみ(容器包装以外の廃プラスチック類を含む)			
⑥粗大ごみ			

第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

【収集エリア】

今後も現在の全区域を一つの収集区域として維持します。

【収集頻度】

収集・運搬は現状どおり、町が行うものとします。

収集頻度については、現行水準の維持を基本とし、今後の収集量の推移、周辺市町村の動向、住民ニーズ、収集業者の要望等諸条件の変化をみながら随時見直していくものとします。

【収集方式・収集形態】

・収集方式

収集作業の効率性を考慮し、現状どおりステーション方式を基本としますが、戸別方式等については、今後の世帯数や収集量の推移を見ながら見直していきます。

・ステーション管理

ごみの散乱防止や分別ルールの徹底を図るため、啓発活動やパトロールを強化するとともに、自治会等と連携してステーションの管理を行っていきます。

・収集形態

分別の徹底、収集作業の安全性・効率性、町の景観維持の観点から今後も指定袋制（袋に入らないもので、粗大ごみでないものは処理券を貼る）を継続していきますが、広域連合の構成市町村による収集袋の規格については現在統一されていないことから、今後構成市町村と統一化についての協議を進めていきます。

また、指定袋の料金や種類においても、道内各自治体の事例などを参考として、見直しについて検討を行います。

【収集・運搬業者】

生活系ごみの収集・運搬事業は、委託により効率的に行われており、事業コストに見合う効果が上がっています。

今後においても、現行体制を維持するものとしますが、分別区分や収集頻度の変更等が必要になった場合は、見直しを含め検討するものとします。

表 2. 2. 16 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態	
資源回収する容器包装	2回/週	ステーション方式	空缶	指定のコンテナ
			ペットボトル	指定のコンテナ
	空きビン		指定のコンテナ	
	その他紙製製容器包装		透明か半透明の袋	
	その他プラスチック製容器包装		透明か半透明の袋	
1回/週				
資源回収する古紙類	2回/月		ひも縛り	
小型家電リサイクル品	随時	回収ボックス	回収ボックスを公共施設3か所に設置	
燃やすごみ	2回/週	ステーション方式	黄色指定袋(袋に入らないものはごみ処理券を貼る)	
燃やさないごみ	1回/週		青色指定袋(袋に入らないものはごみ処理券を貼る)	
粗大ごみ	1回/月	戸別収集方式	電話申し込みによる戸別収集(ごみ処理券を貼る)	

(3) 収集・運搬量

減量化・資源化目標達成後の収集・運搬量の見通しを示します。

表 2. 2. 17 ごみ種別収集・運搬量の推計

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収集ごみ量[t/年]	4,150	4,067	3,983	3,899	3,823	3,740	3,658	3,583
燃やすごみ[t/年]	2,511	2,452	2,393	2,334	2,282	2,226	2,168	2,117
燃やさないごみ[t/年]	415	405	395	385	377	367	358	349
粗大ごみ[t/年]	67	66	64	63	61	60	58	57
資源物[t/年]	1,157	1,144	1,131	1,117	1,103	1,087	1,074	1,060
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
収集ごみ量[t/年]	3,504	3,426	3,353	3,276	3,198	3,124	3,054	2,980
燃やすごみ[t/年]	2,063	2,007	1,959	1,907	1,855	1,804	1,758	1,707
燃やさないごみ[t/年]	340	331	324	315	306	298	290	282
粗大ごみ[t/年]	55	54	53	51	50	48	47	46
資源物[t/年]	1,046	1,034	1,017	1,003	987	974	959	945

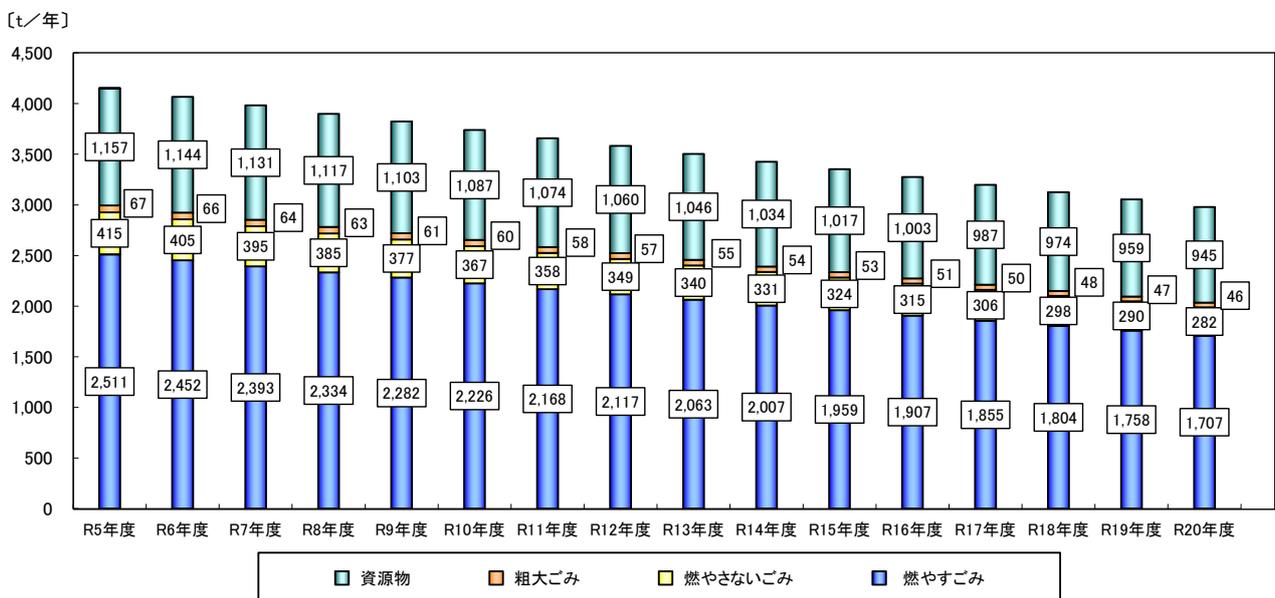


図 2. 2. 8 ごみ種別収集・運搬量の推計

(4) 特別管理一般廃棄物の取扱い

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法、廃棄物処理法）」では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康、または生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物に指定されています。

- 廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB を使用した部品
- 廃棄物焼却炉の集じん灰（ばいじん、ばいじん処理物）
- 感染性一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の取扱いについては、従来どおり、排出事業者と製造業者が回収・処理をすることとし、広報誌やパンフレット等の広報などを活用し周知徹底を図ります。

(5) 適正処理困難物

町や広域連合で処理ができない適正処理困難物（表 2.2.18）については、製造業者・販売店・専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

また、家電リサイクル法対象品目のテレビ（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ）、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及びパソコン用 CRT モニターに関してはそれぞれ関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導します。

小型家電リサイクル法の対象品目（電話機や携帯電話、デジタルカメラ、映像用機器、ゲーム機や時計などの電子機器類）については、町で取組む無料回収への協力及び周知を進めていきます。

なお、適正処理困難物や家電リサイクル法や資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法（回収実施以降）に基づく対象品目が、ごみステーションに排出されないよう、排出ルールの周知徹底を図っていきます。

表 2. 2. 18 適正処理困難物

適正処理困難物	ボタン電池、充電式電池、スプリングマットレス、注射器、注射針、廃自動車・自動車部品、バイク、ガスボンベ、消火器、薬剤（農薬、除草剤が残っているもの）、液体類（オイル、ガソリン、灯油、軽油等）、劇薬、火薬、廃タイヤ、バッテリー、魚網、農業用資材、ドラム缶、農業用機械類、漁業用機械類、ピアノ、廃船（木製、FRP製）、流木、塗料缶（塗料が残っているもの）、その他収集運搬上支障があるもの
---------	---

2. 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

広域連合が行う燃やすごみの焼却処理、資源物の資源化処理と町が行う粗大ごみの破碎処理から構成される現状の中間処理システムを継続し、ごみの適正処理を推進します。

ごみの分別区分ごとの処理・処分システムについて、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」としてまとめます。

中間処理対象物	
■ 焼却処理	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ（破碎残渣）
■ 破碎処理	粗大ごみ
■ 資源化処理	資源物（アルミ缶・スチール缶、ガラスビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類）、蛍光管等

表 2. 2. 19 適正な循環的利用及び適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法	
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	・広域連合が運営 ・素材別に排出源で分別するか、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	
	①-2 ガラスビン	広域リサイクルプラザ及び広域リサイクルセンターにおいて異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮または梱包を行う。	
	①-3 ペットボトル	○アルミ・スチール缶の回収業者への売却による再生利用	
	①-4 プラスチック製容器包装	○容器包装リサイクル協会の引き取りによる再商品化 ○除去した異物は広域連合の焼却施設で適性処理	
	①-5 紙製容器包装	・再生業者に委託 ・付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	
②資源回収する古紙類・の資源ごみ		・再生業者に委託 ・付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	
③使用済小型家電		・広域連合が運営 ・排出源で分別し、行政回収により集め、異物除去及び必要に応じて梱包し、売却する。	
④燃やすごみ（容器包装以外の廃プラスチック類含む）		・町が運営 ・排出源で分別し、町内3か所の回収ボックスで回収する。	○回収業者への売却による再生利用 ○除去した異物は町の最終処分場で適性処分
④燃やすごみ（容器包装以外の廃プラスチック類含む）	・排出源で分別する ・広域連合が運営 ・ストーカ式による従来型の焼却方式	焼却灰	・町の最終処分場で適正処分
		ばいじん	・薬剤により安定化処理し、町の最終処分場で処分
⑤燃やさないごみ		○資源化業者にて引取りし金属類を再生利用 ※平成29年度より実施予定	
⑤燃やさないごみ		・排出源で分別する ・町が運営 ・埋立方式	
⑥粗大ごみ		○町の最終処分場で適正処分	
⑥粗大ごみ		・排出源で分別する ・町が運営 ・破碎・選別方式	○金属等の回収業者への売却による再生利用 ○不燃残渣は、町の最終処分場で適正処分、可燃残渣は広域連合の焼却施設で適正処理
		・金属等の有価物の回収、かさばるものの減容処理	

(3) 中間処理量

減量化・資源化目標達成後の焼却処理量、破碎・選別処理量、資源化処理量の見通しを表 2.2.20～22 及び図 2.2.9～11 に示します。

【焼却処理量】

焼却対象ごみ（燃やすごみ、破碎・選別処理から回収される可燃物）の全量焼却体制を維持する計画とします。

表 2.2.20 焼却処理量の推計

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
焼却処理量[t/年]	3,962	3,908	3,829	3,752	3,680	3,603	3,526	3,456
直接焼却量[t/年]	3,845	3,769	3,693	3,618	3,549	3,476	3,401	3,333
中間処理後焼却量[t/年]	117	139	136	134	131	127	125	123
焼却処理後の内訳[t/年]	392	386	379	371	364	356	349	342
焼却残渣量[t/年]	392	386	379	371	364	356	349	342
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
焼却処理量[t/年]	3,381	3,306	3,239	3,167	3,095	3,026	2,961	2,889
直接焼却量[t/年]	3,261	3,189	3,124	3,055	2,986	2,919	2,856	2,788
中間処理後焼却量[t/年]	120	117	115	112	109	107	105	101
焼却処理後の内訳[t/年]	334	327	320	313	306	299	293	286
焼却残渣量[t/年]	334	327	320	313	306	299	293	286

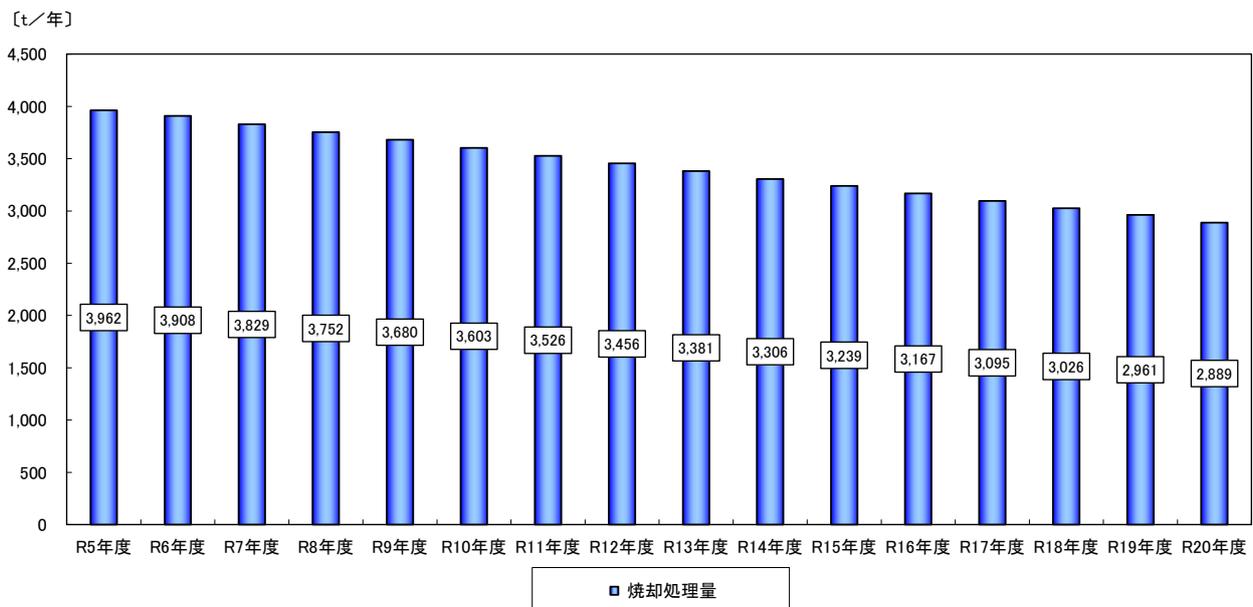


図 2.2.9 焼却処理量の推計

【破碎・選別処理量】

粗大ごみの処理は、現在の処理を継続して町の破碎処理施設にて破碎・選別処理を行う計画とします。

なお、破碎処理後の選別量は、過去5年間の実績処理量に対する比率を用いて、破碎不燃物25.91%、金属回収量15.81%として、それぞれ求めるものとします。

表 2. 2. 21 破碎・選別処理量の推計

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
破碎・選別処理量の内訳[t/年]	243	239	233	229	224	219	214	210
破碎不燃物量(埋処分量)[t/年]	63	62	60	59	58	57	55	54
破碎可燃物量(焼却処理量)[t/年]	142	139	136	134	131	127	125	123
破碎有価物回収量[t/年]	38	38	37	36	35	35	34	33
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
破碎・選別処理量の内訳[t/年]	205	201	197	192	188	183	179	174
破碎不燃物量(埋処分量)[t/年]	53	52	51	50	49	47	46	45
破碎可燃物量(焼却処理量)[t/年]	120	117	115	112	109	107	105	101
破碎有価物回収量[t/年]	32	32	31	30	30	29	28	28

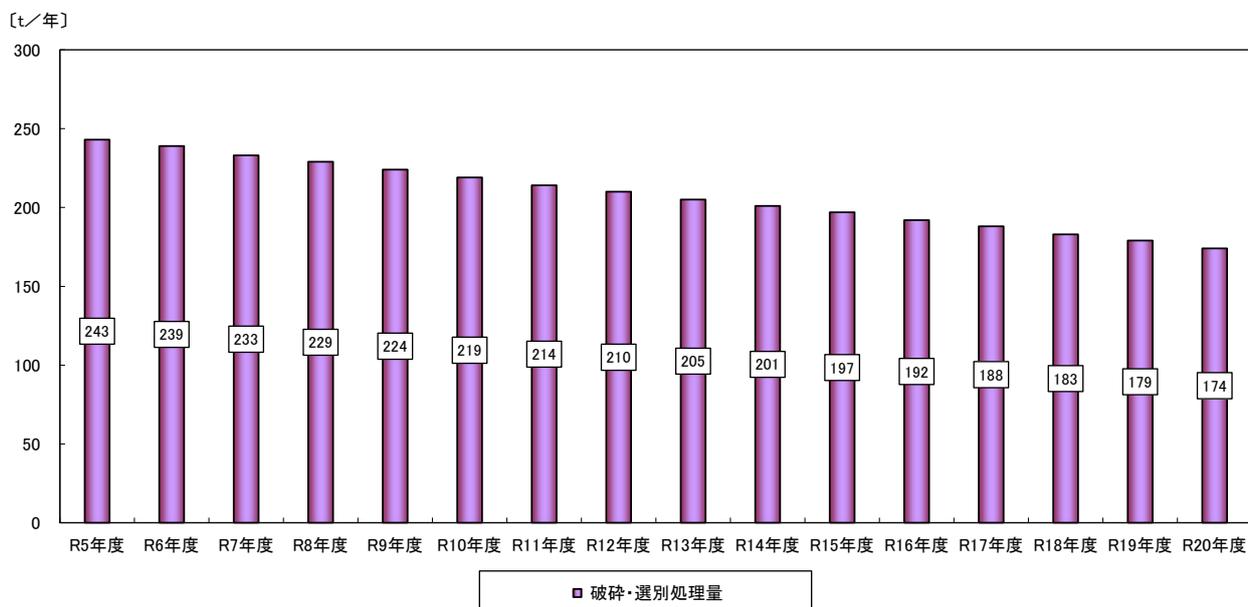


図 2. 2. 10 破碎・選別処理量の推計

【資源化処理量】

分別収集により回収する資源物のリサイクル方法について当面の間、資源化処理施設である広域連合の広域リサイクルプラザ及び広域リサイクルセンターにて、今後も選別・圧縮・保管を継続し、プラスチック製容器包装類や紙製容器包装類は、再生業者や委託業者にて選別・保管後、資源化を図るものとします。

また、拠点回収で回収する小型家電リサイクル品は、町内3か所の回収ボックスにて引き続き再生業者による資源化を行います。

表 2. 2. 2 資源化処理量の推計

区分		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
分別収集による 資源物[t/年]	無色ガラス容器	52	52	51	50	50	49	48	48
	茶色ガラス容器	50	49	49	48	47	47	46	46
	その他ガラス容器	40	39	39	38	38	37	37	36
	ペットボトル	73	73	72	71	70	69	68	67
	紙製容器包装	115	114	112	111	110	108	107	106
	プラスチック製容器包装	250	247	244	242	239	236	233	230
	スチール製容器	58	57	57	56	55	55	54	53
	アルミ製容器								
	紙パック	4	4	4	4	4	3	3	3
	段ボール	143	141	140	138	136	135	133	131
	新聞紙	294	291	287	284	280	276	273	269
	雑誌	71	70	69	68	67	66	66	65
計	1,150	1,137	1,124	1,110	1,096	1,081	1,068	1,054	
拠点回収等による 資源ごみ[t/年]	小型家電リサイクル品	9	9	9	9	9	8	8	8
	計	9	9	9	9	9	8	8	8
合計資源化処理量[t/年]		1,159	1,146	1,133	1,119	1,105	1,089	1,076	1,062
ごみ総排出量[t/年]		5,964	5,855	5,746	5,637	5,536	5,428	5,320	5,220
ごみ総排出量に対する資源化率[%]		19.4	19.6	19.7	19.9	20.0	20.1	20.2	20.3
区分		令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度	令和 20年度
分別収集による 資源物[t/年]	無色ガラス容器	47	47	46	45	45	44	43	43
	茶色ガラス容器	45	44	44	43	42	42	41	41
	その他ガラス容器	36	36	35	35	34	34	33	32
	ペットボトル	67	66	65	64	63	62	61	60
	紙製容器包装	104	103	101	100	98	97	96	94
	プラスチック製容器包装	227	224	220	217	214	211	208	204
	スチール製容器	53	52	51	50	50	49	48	47
	アルミ製容器								
	紙パック	3	3	3	3	3	3	3	3
	段ボール	129	128	126	124	122	120	119	117
	新聞紙	265	262	258	254	250	247	243	240
	雑誌	64	63	62	61	60	59	58	58
計	1,040	1,028	1,011	996	981	968	953	939	
拠点回収等による 資源ごみ[t/年]	小型家電リサイクル品	8	8	8	8	7	7	7	7
	計	8	8	8	8	7	7	7	7
合計資源化処理量[t/年]		1,048	1,036	1,019	1,004	988	975	960	946
ごみ総排出量[t/年]		5,116	5,013	4,916	4,813	4,711	4,612	4,518	4,419
ごみ総排出量に対する資源化率[%]		20.5	20.7	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2	21.4

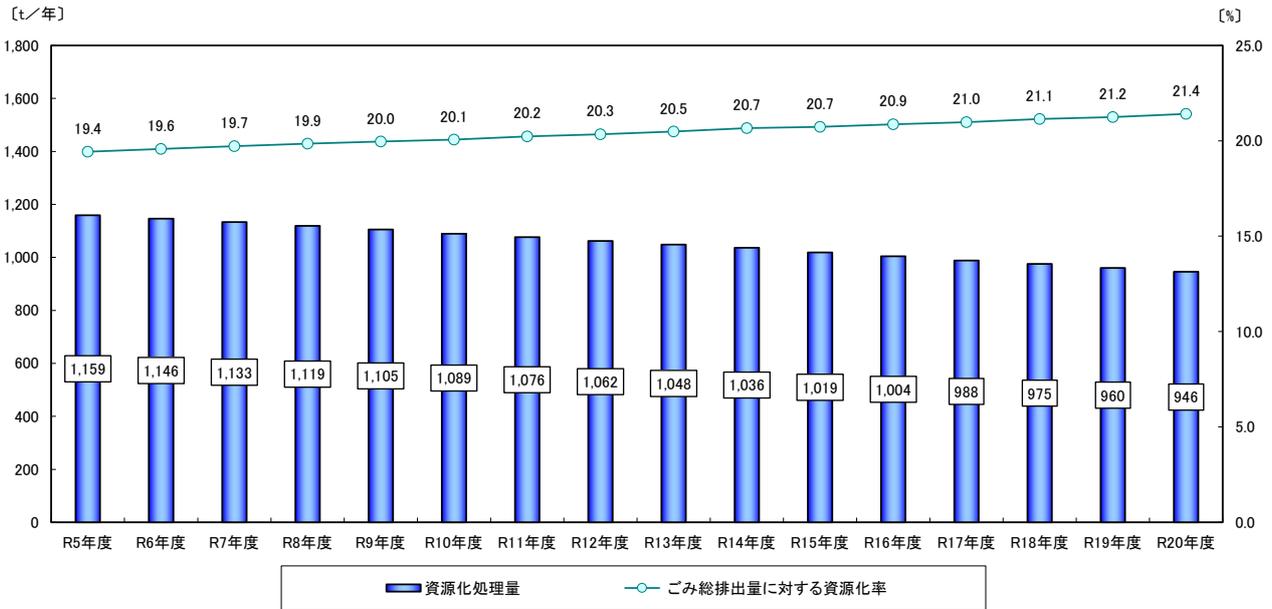


図 2. 2. 11 資源化処理量の推計

3. 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法は、現状どおり町の最終処分場で埋立処分とします。

埋立対象物

- 焼却残渣（焼却灰、ダスト固化物）
- 破碎・選別処理残渣（不燃残渣）
- 直接埋立物（燃やさないごみ）
- その他直接埋立物（鳥獣駆除、不法投棄等）

(2) 最終処分量

最終処分量の見通しを表 2. 2. 23 及び図 2. 2. 12 に示します。

なお、最終処分量は次期最終処分場の計画期間に合せ、令和 23 年度までの推計値を示します。

表 2. 2. 23 最終処分量の推計

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
最終処分量[t/年]	1,179	1,156	1,133	1,108	1,087	1,064	1,040	1,018	996	973
直接埋立量[t/年]	717	701	687	671	658	644	629	615	602	587
その他直接埋立量[t/年]	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
焼却残渣量[t/年]	392	386	379	371	364	356	349	342	334	327
破砕物処理残渣量[t/年]	63	62	60	59	58	57	55	54	53	52
最終処分率[%]	19.8	19.7	19.7	19.7	19.6	19.6	19.5	19.5	19.5	19.4

項目	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
最終処分量[t/年]	954	932	911	888	869	849	837	823	813
直接埋立量[t/年]	576	562	549	535	523	511	503	494	488
その他直接埋立量[t/年]	7	7	7	7	7	7	7	7	7
焼却残渣量[t/年]	320	313	306	299	293	286	282	278	275
破砕物処理残渣量[t/年]	51	50	49	47	46	45	45	44	43
最終処分率[%]	19.4	19.4	19.3	19.3	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2

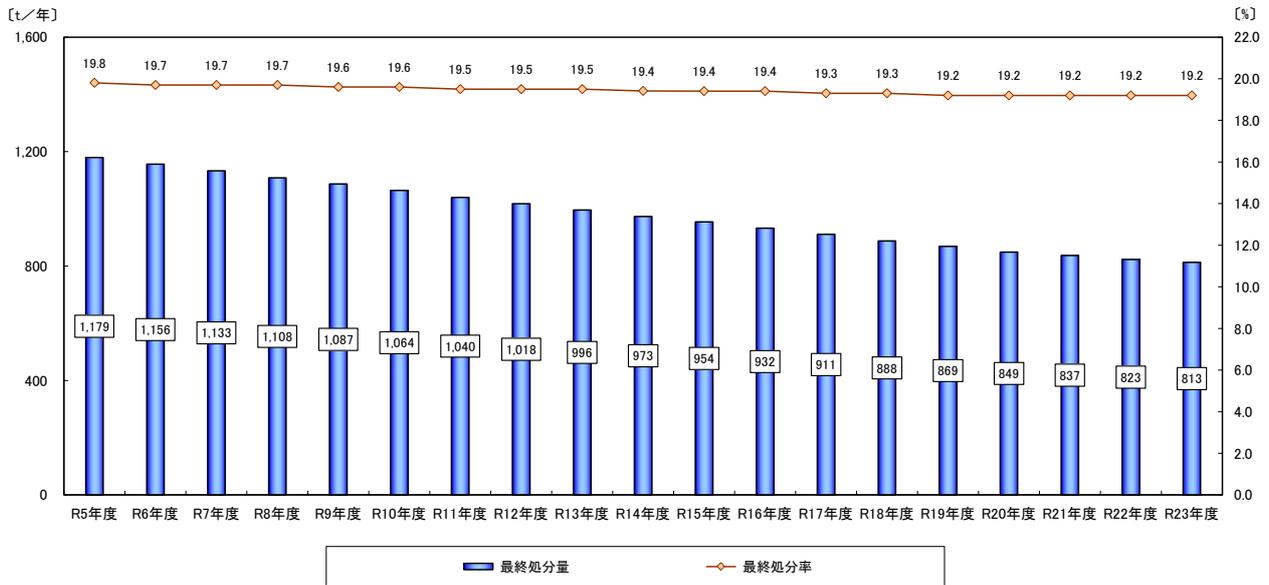


図 2. 2. 12 最終処分量の推計

第9節 計画目標年度におけるごみ処理フロー

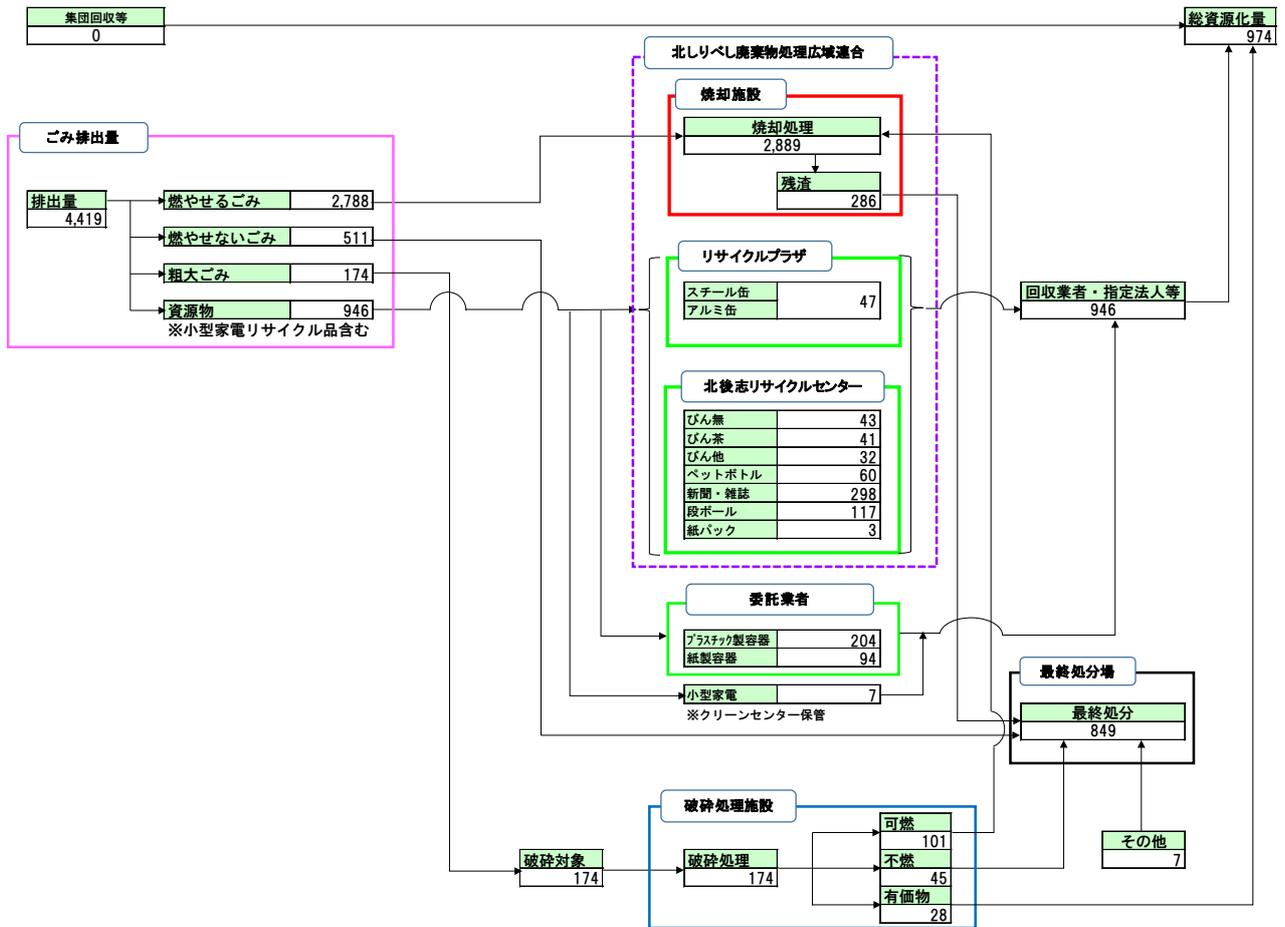


図2. 2. 13 ごみ処理フロー（計画目標年度）

1. 中間処理施設

(1) 広域連合の北しりべし広域クリーンセンター、北後志リサイクルセンター

北しりべし広域クリーンセンターは、広域連合が運営・管理し、平成 19 年度に供用を開始した施設であり、令和元年度に長寿命化計画を策定し、広域焼却施設に関しては令和 5 年度から令和 8 年度にかけて、広域リサイクルプラザにおいては令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、基幹的設備改良事業を進めています。

今後も広域連合と協力して長期にわたる施設運営が図られるよう要望するとともに、維持管理及び運営に協力していくものとします。

資源化施設については、広域リサイクルプラザと北後志リサイクルセンター、町独自の資源化ルートにより実施していますが、種類毎に集約先が異なる状況にあります。

このうち、北後志リサイクルセンターは、供用開始から既に 25 年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にあり、施設の更新など検討が必要な時期にきています。

このため、町独自に資源化を進める紙製容器包装類及びプラスチック製容器包装を含め、広域処理への移行や施設の更新、広域リサイクルプラザへの集約化等について、広域連合に対し要望していくものとします。

(2) 破砕処理施設（破砕・選別処理）

平成 22 年度の供用開始から町が運営・管理してきた施設であり、設備の修繕等はあるものの現在に至るまで順調な処理能力・機能を維持しています。

今後は、この体制を維持し、町独自による処理を継続していくものとするが、破砕機本体や各設備の処理能力の低下、施設の老朽化に伴い大規模改修等が必要となった場合、設備の改修や更新を行うか、新たに破砕処理工程においても広域連合に参画して処理を行うか検討を行うものとします。

なお、当面は現行どおり計画的な保守点検・補修の実施により機能の保全と延命化が図られるよう努めるものとします。

2. 最終処分場

(1) 既存最終処分場の残余年数

最終処分場残容量調査では、最終覆土を除き 4,000 m³ (R5.7.28 現在) の残容量が確認されています。この残容量の値を用いて、最終処分量の推計結果から現在埋立処分している第 2 期最終処分場の残余年数としては、約 3 年程度であり、令和 8 年度には埋立が終了する見込みであることから、令和 9 年 3 月までには第 2 期最終処分場の拡張整備が必要となります。

(2) 次期最終処分場の整備に関する事項

次期最終処分場の整備に向けた検討を「令和 5 年度余市町一般廃棄物最終処分場拡張調査業務（以下「拡張調査業務」という。）」にて行い、その結果を基に第 2 期最終処分場の上流側に拡張整備を行う方針が決定されました。

ここで、第 2 期最終処分場の必要規模について検討を行うものとし、埋立期間は令和 9 年度から令和 23 年度までの 15 年間計画とします。

なお、令和 21 年度から令和 23 年度までの最終処分量の想定するにあたり、社人研の人口予測値を使用して想定するものとしますが、生活系ごみ 1 人 1 日当り排出量及び事業系ごみ排出量は令和 20 年度の推計値を使用して最終処分量を想定するものとします。

①最終処分量の設定

最終処分量の設定は、「第 8 節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 3. 最終処分計画」において定めた最終処分場の推計結果（表 2. 2. 23）を基に最終処分量の想定を行います。

また、日本における近年の災害発生状況を鑑み「北海道災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月（令和 4 年 9 月一部改正）を参考に災害廃棄物処分量の一部として 3,500 m³（不燃物発生量の約 70%）を見込むものとします。

なお、対象物毎の体積換算係数は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 年改訂版（以下「設計要領」という。）P203 埋立廃棄物の土質定数事例及び平成 18 年 12 月 27 日産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）「（別紙 2）産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）（以下「産廃換算値」という。）における体積換算係数を用いるものとします。

表 2. 2. 25 災害廃棄物量の設定

対象物	対象物量	参考文献
災害廃棄物量（不燃物）	3,500 m ³ (4,900 m ³ の約 70%)	北海道災害廃棄物処理計画 北海道南西沖地震 不燃物発生量（再掲）

表 2. 2. 26 廃棄物の体積換算係数

対象物	体積換算係数	参考文献
直接埋立	0.70 t / m ³	設計要領 掘削ポーリング
破碎選別処理残渣	1.00 t / m ³	産廃換算値 産業廃棄物を処分するために処理したもの
焼却残渣	1.14 t / m ³	産廃換算値 燃えがら
その他直接埋立 （鳥獣駆除、不法投棄等）	0.70 t / m ³	設計要領 掘削ポーリング
災害廃棄物処分（不燃物）	1.00 t / m ³	産廃換算値 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

②覆土量の設定

覆土量は、即日覆土と中間覆土、最終覆土を見込むものとします。

即日覆土は、周辺地域の環境保全対策（飛散防止、臭気対策等）として埋立ごみに対し約20%程度使用していることから、拡張計画においても年間埋立容量に対し20%の覆土量を見込むものとします。

中間覆土は概ね3m毎に50cm、最終覆土は埋立地開口部に50cmの覆土を見込むものとします。

即日覆土：埋立ごみ容量に対し20%

中間覆土：2,920 m³（3m毎に50cmの覆土とし2層分）

最終覆土：3,000 m³（埋立面積に50cmの覆土）

③最終処分場の規模設定

以下に示すとおり最終処分量の想定を行った結果、15年間で30,003 m³の容量が必要となります。

よって必要埋立容量は30,000 m³として計画するものとします。

表2. 2. 27 最終処分量の設定

区分	体積換算	埋立容量							
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
最終処分量 [t/年]		1,087	1,064	1,040	1,018	996	973	954	932
直接埋立量		658	644	629	615	602	587	576	562
破碎選別処理残渣量		58	57	55	54	53	52	51	50
焼却残渣量		364	356	349	342	334	327	320	313
その他（鳥獣駆除、不法投棄等）		7	7	7	7	7	7	7	7
最終処分量 [m ³ /年]		1,327	1,299	1,270	1,243	1,216	1,188	1,165	1,138
直接埋立量	0.70 t / m ³	940	920	899	879	860	839	823	803
破碎選別処理残渣量	1.00 t / m ³	58	57	55	54	53	52	51	50
焼却残渣量	1.14 t / m ³	319	312	306	300	293	287	281	275
その他（鳥獣駆除、不法投棄等）	0.70 t / m ³	10	10	10	10	10	10	10	10
災害廃棄物処分量 [m ³]									
覆土量 [m ³ /年]	20%	265	260	254	249	243	238	233	228
中間覆土量 [m ³]									2920
最終覆土量 [m ³]									
年間埋立量 [m ³]		1,592	1,559	1,524	1,492	1,459	1,426	1,398	4,286
総埋立量 [m ³]		1,592	3,151	4,675	6,167	7,626	9,052	10,450	14,736
区分	体積換算	埋立容量							
		令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	
最終処分量 [t/年]		911	888	869	849	837	823	813	
直接埋立量		549	535	523	511	503	494	488	
破碎選別処理残渣量		49	47	46	45	45	44	43	
焼却残渣量		306	299	293	286	282	278	275	
その他（鳥獣駆除、不法投棄等）		7	7	7	7	7	7	7	
最終処分量 [m ³ /年]		1,111	1,083	1,060	1,036	1,021	1,004	991	
直接埋立量	0.70 t / m ³	784	764	747	730	719	706	697	
破碎選別処理残渣量	1.00 t / m ³	49	47	46	45	45	44	43	
焼却残渣量	1.14 t / m ³	268	262	257	251	247	244	241	
その他（鳥獣駆除、不法投棄等）	0.70 t / m ³	10	10	10	10	10	10	10	
災害廃棄物処分量 [m ³]								3,500	
覆土量 [m ³ /年]	20%	222	217	212	207	204	201	198	
中間覆土量 [m ³]									
最終覆土量 [m ³]								3000	
年間埋立量 [m ³]		1,333	1,300	1,272	1,243	1,225	1,205	7,689	
総埋立量 [m ³]		16,069	17,369	18,641	19,884	21,109	22,314	30,003	

埋立規模
30,000m³

【第2期最終処分場拡張整備事業（案）】

- ・整備期間 令和6年度～令和8年度
 - 調査基本設計期間 令和6年度
 - 実施設計期間 令和7年度
 - 工事期間 令和7年度～令和8年度（令和9年3月）
- ・事業規模
 - 埋立面積 $A=6,000 \text{ m}^2$
 - 埋立容量 $V=30,000 \text{ m}^3$
 - 埋立期間 約15年間
 - 浸出水処理施設 第2期浸出水処理施設を利用

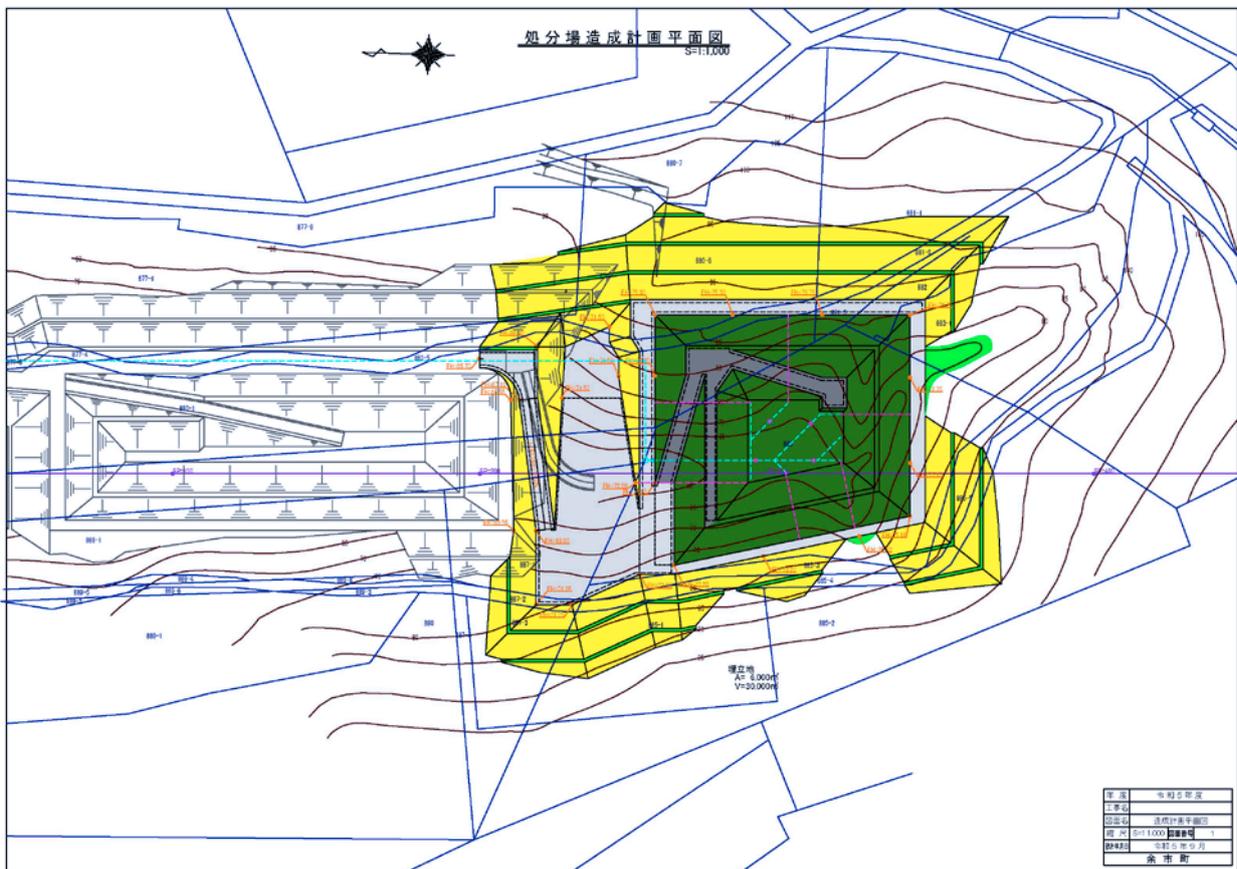


図2. 2. 14 第2期最終処分量の拡張計画図（案）

第11節 その他ごみ処理に関し必要な事項

不法投棄対策や在宅医療廃棄物と感染性廃棄物の処理に関する方針、災害廃棄物対策等の事項について基本方針を定めます。

1. 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄、野焼きや排ガス対策が不備である小型焼却炉による焼却等の不適正処理に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

具体的施策として以下の方法を検討します。

不法投棄対策

- 不法投棄パトロールの継続及び監視員の充実
- 自治会、警察等との連携による不法投棄等防止対策連絡会の設置
- 地域一斉清掃等への住民参加の推進
- 自治会、企業等による清掃ボランティア活動の実施の推進

また、野焼きや排ガス対策が不備な小型焼却炉による焼却等不適正処理についても広報・啓発活動により、不適正処理禁止の周知徹底を図っていきます。

2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針

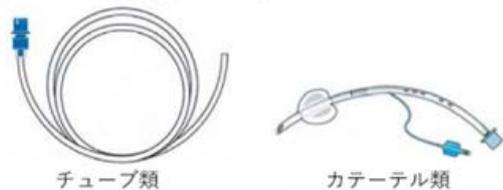
地域における在宅医療廃棄物の動向は、高齢化を背景に要医療者が年々増加するとともに病床の不足等もある中、家庭など医療機関以外の場所で医療措置を行う在宅医療が増加している傾向となっています。

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法においては生活系一般廃棄物に分類されており、行政は当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、処理処分しなければならないこととされていることから、本町においてもこれに準じた収集運搬、処理処分体制を構築するものとします。

なお、在宅医療廃棄物の処理については、在宅医療あり方研究会が作成した「在宅医療廃棄物の処理に関する取組み推進のための手引き」に基づき処理を行います。

- 注射針等の鋭利な物は、医療機関あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み感染性廃棄物として処理します。
- 非鋭利な物は、町が収集・運搬を行い、町の最終処分場で処理処分を行います。
- 鋭利性の判断については、医療機関とリスクコミュニケーションを図り、互いに合意を図ったうえで、その処理方法を確立して取組みを進めます。
- 町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを第一に考えた対応を行います。

表 2. 2. 26 在宅医療廃棄物の種類別の留意事項

分類	種類	具体例	感染等への留意 ^{※1}
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※ 針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全な様子をもつもの	ペン型自己注射針	 （針ケース装着時）	○ ^{※2}
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※ 1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※ 2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針

令和 2 年 1 月より日本国内においても新型コロナウイルスの蔓延により、感染症における廃棄物処理の対応が迫られている状況となり、国における対策として、令和 2 年 3 月 4 日に各都道府県知事あてに「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」が通知され、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）の内容に準拠した適正処理を行うものとしています。

本町においては、感染症対策として新型インフルエンザ及びそれと同等の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や北海道と連携のもと、町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施できるよう平成 26 年 12 月に「余市町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定しております。

町行動計画では、新型インフルエンザ同様に感染症の発生を未然に防ぐための対策や発生時、流行時における医療、経済、防犯等の対策について示されているものであり、新型インフルエンザ等の対策については、町行動計画に準じて行うものとしませんが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行います。

4. 災害廃棄物対策の基本方針

大規模地震、水害、火山の噴火等による災害時は、ガレキ等の廃棄物の大量発生や交通網の途絶に伴う廃棄物の収集・運搬・処理の困難が予想されます。

このため、災害発生によるガレキや避難所から排出されるごみ、し尿を迅速、かつ適正に処理し、生活基盤の復旧と生活環境の改善を早期に図るため、災害廃棄物処理に係る基本方針を策定しておく必要があります。

災害廃棄物処理については、町が平成28年9月に策定した「余市町地域防災計画」を踏まえて「廃棄物処理等計画」を特別計画として、今後「災害廃棄物処理計画」を策定するものとします。

なお、災害廃棄物処理に係る基本方針は次のとおりとします。

災害廃棄物対策の基本方針

■ 基本方針1：災害時の連絡体制の確立

平常時から防災会議を開催するなど防災に係る組織体制の整備・充実を図ります。また、災害発生時は、広域連合と連合構成市町村と連携して災害対策本部を立ち上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

■ 基本方針2：国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、町、広域連合及び連合構成市町村だけでは対応しきれない状況になることも想定されるため、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行います。

■ 基本方針3：防災体制の整備

廃棄物処理施設の耐震化診断を実施し、必要な措置を講じます。また、災害時に必要となる設備・機材の確保等防災体制の整備に努めます。

災害発生に備え、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確認する」等の対策マニュアルを組合及び連合構成市町村と共同で策定します。

■ 基本方針4：事前広報活動の実施

災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を、平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を利用して周知徹底を図ります。

第Ⅲ編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の沿革

本町の生活排水対策は、公共下水道（以下「公共下水道」という）の整備と合併処理浄化槽の普及促進を中心に進めてきました。

公共下水道は、昭和55年度に大川町地区及び黒川町地区の中心市街地123haについて第1期事業認可を受け、平成元年10月1日に供用開始し整備が進められ、令和2年度末で事業計画面積に対する整備率は86.2%、行政人口に対する下水道普及率は72.8%となっており、本町の住民生活改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与するものとなっています。

また、整備済人口に対する水洗化率は90.4%と高い水準で推移していますが、下水道が整備されている区域であっても約10%は下水道に接続していない未水洗化人口となっています。

公共下水道の計画処理区域外では、合併処理浄化槽の設置普及にも努めていますが、下水道区域外での普及率は13.0%となっています。

このため、令和4年度現在、生活排水処理率は町全体で76.3%にとどまり、残りの23.7%にあたる4,118人の生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている状況にあり、今後も引き続き、生活排水対策の更なる推進を進める必要があります。

一方、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、昭和44年から稼働している北後志衛生施設組合（以下「施設組合」という。）のし尿処理施設（嫌気好希釈方式、処理能力80kℓ/日）によって衛生処理されていますが、供用開始からすでに55年が経過しているため、施設の老朽化に伴い令和7年度から下水処理場し尿受入施設にて処理を行うことで事業を進めています。

第2節 生活排水処理フロー

生活排水処理フローは、令和4年度現在、図3.1.1のようになっています。公共下水道の管理・運営や合併浄化槽の普及活動は町が行っており、し尿処理施設の管理・運営は施設組合が行っています。

し尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥（単独処理、合併処理）の処理を行っています。

用語の定義

・生活排水

人間の日常生活に伴って、一般家庭や事業所から排出されるし尿、台所排水、浴室排水、洗濯排水等の排水をいいます。生活排水からし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

生活排水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一般廃棄物に分類されています。

・下水道普及率等の数値の計算

下水道普及率 = 水洗化人口 / 行政区域内人口

整備率 = 処理区域面積 / 事業計画面積

水洗化率 = 水洗化人口 / 処理区域内人口

生活排水処理率 = (下水道処理人口 + 合併処理浄化槽人口) / 行政区域内人口

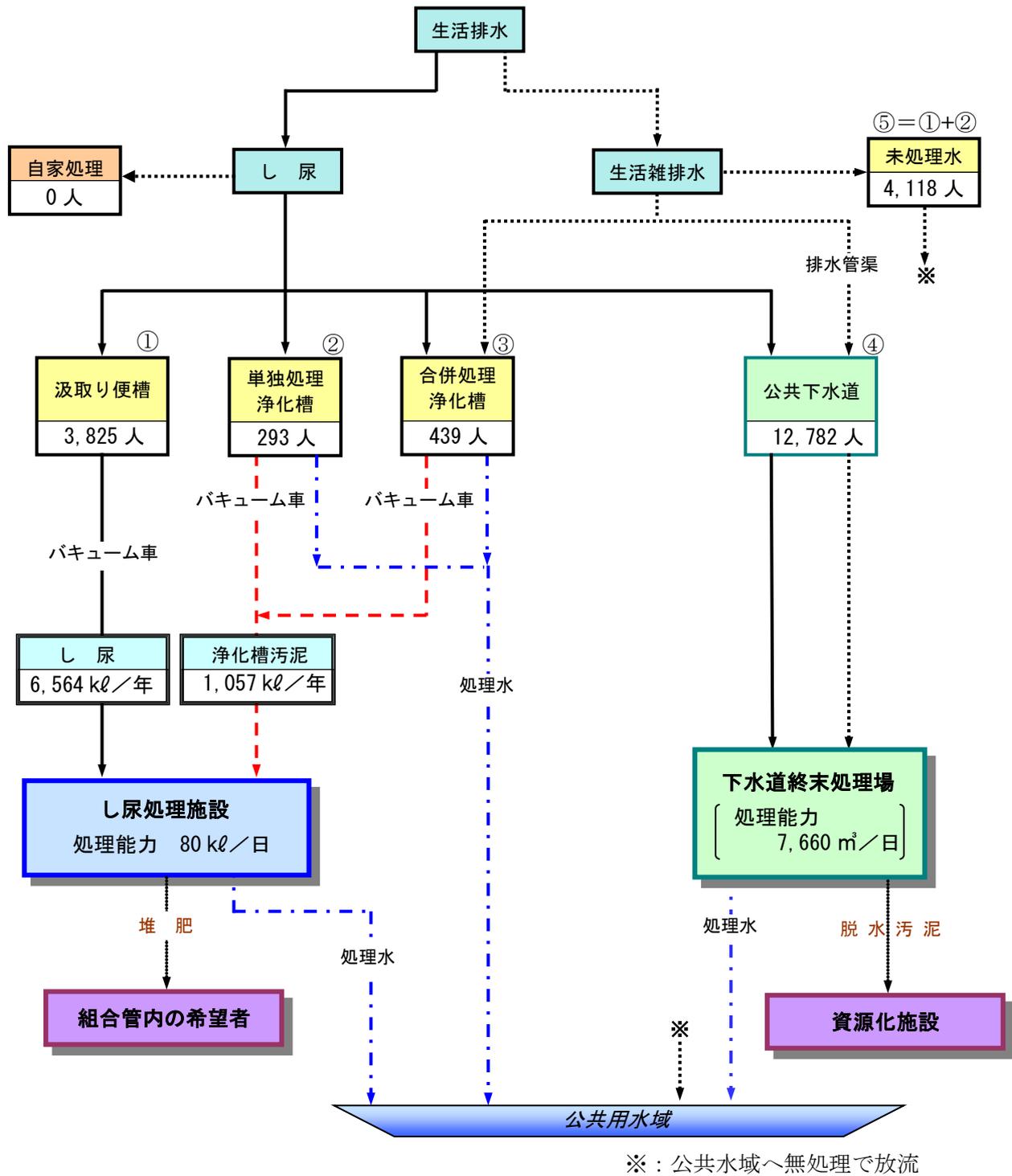


図3. 1. 1 生活排水処理フロー（令和4年度）

第3節 生活排水処理体制

生活排水処理のうち、し尿及び浄化槽汚泥の中間処理と資源化処理（堆肥化）が施設組合事務となっています。

生活排水の処理体制及び施設組合が運営するし尿処理施設の運営管理体制は、表 3. 1. 1 及び表 3. 1. 2 のとおりです。

表3.1.1 生活排水の処理体制

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町(委託)
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	町・個人等の設置者
単独処理浄化槽	し尿	町・個人等の設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	施設組合

表3.1.2 し尿処理施設の運営管理体制(施設組合)

区分	処理事業従事職員数〔人〕							委託・許可業者件数		
	総数	一般職		技能職				委託業	許可業	浄化槽 清掃業
		事務系	技術系	収集運搬	中間処理	最終処分	その他			
し尿	9	4	5	0	0	0	0	2	2	

第4節 生活排水処理の実績

1. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は全行政区域であり、公共下水道区域、合併処理浄化槽処理区域は、表3.1.3及び図3.1.2、3.1.3のとおりです。

表3.1.3 生活排水の処理区域

処理施設	処理区域	
公共下水道	余市第一分区	大川町1丁目から20丁目まで、黒川町1丁目から5丁目までと8丁目から20丁目までの全区域、黒川町6丁目から7丁目までの一部、黒川町及び栄町、登町の一部
	余市第二分区	入舟町の全区域、朝日町及び浜中町、山田町、美園町の一部
	余市第三分区	沢町1丁目～4丁目まで、富沢町4丁目～12丁目までの全区域、富沢町1丁目～3丁目までと13丁目～14丁目まで、沢町5丁目～6丁目まで、港町及び梅川町の一部
合併処理浄化槽	公共下水道区域を除く地区	

2. 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率*の実績を表3.1.4及び図3.1.4に示します。

平成4年度における生活排水処理率は、町全体で76.3%となっており、令和4年度の北海道の平均93.7%には及ばない実績となっています。

* 生活排水処理率

計画処理区域内人口(行政区域内人口)に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合のことです。

余 市 町

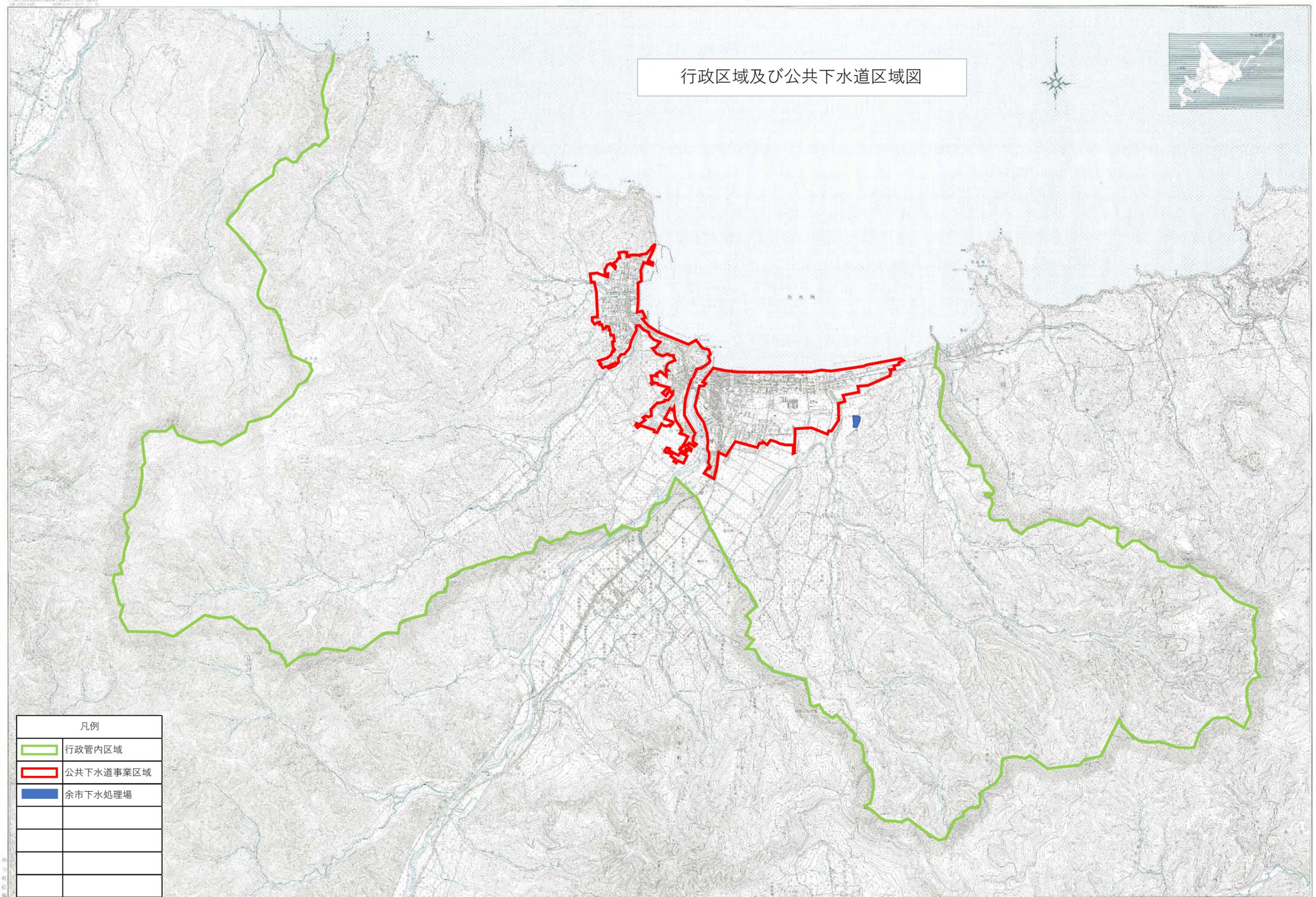


図3. 1. 2 行政区域管内及び公共下水道区域図

表 3. 1. 4 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
余市町	行政区域内人口〔人〕	18,675	18,316	18,056	17,664	17,339
	計画処理区域内人口〔人〕	18,675	18,316	18,056	17,664	17,339
	水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	14,017	13,780	13,734	13,476	13,221
	生活排水処理率〔%〕	75.1	75.2	76.1	76.3	76.3
全 道	行政区域内人口〔千人〕	5,301	5,266	5,229	5,185	—
	計画処理区域内人口〔千人〕	5,301	5,266	5,229	5,185	—
	水洗化・生活雑排水処理人口〔千人〕	4,913	4,895	4,874	4,857	—
	生活排水処理率〔%〕	92.7	93.0	93.2	93.7	—
全 国	行政区域内人口〔千人〕	127,438	127,156	126,740	126,068	—
	計画処理区域内人口〔千人〕	127,438	127,156	126,740	126,068	—
	水洗化・生活雑排水処理人口〔千人〕	111,122	111,465	111,880	112,593	—
	生活排水処理率〔%〕	87.2	87.7	88.3	89.3	—

※出典：環境省一般廃棄物実態調査より。令和6年2月現在、全道、全国の令和4年度実績は公表されていません。

※余市町分は実績として表 3.1.5 を参照。

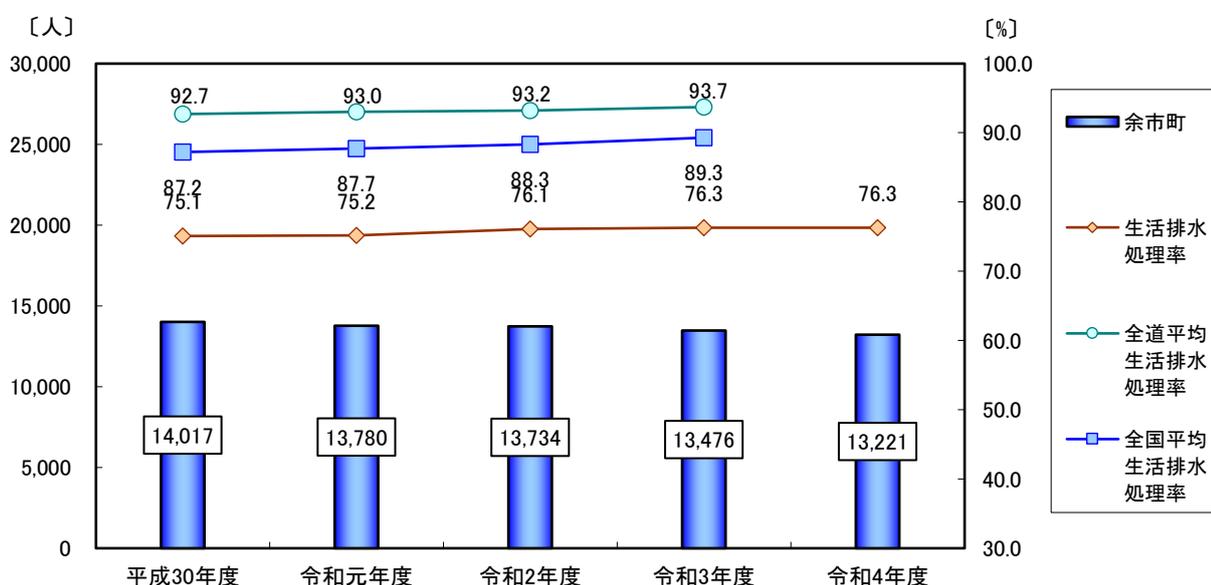


図 3. 1. 4 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の実績

3. 生活排水処理形態別人口

町の生活排水処理形態は、公共下水道及び合併処理浄化槽による「水洗化・生活雑排水処理」と、単独処理浄化槽及びし尿収集（汲取りし尿）の「し尿のみ処理・生活雑排水未処理」に区分されます。

生活排水形態別人口の実績を表 3. 1. 5 及び図 3. 1. 5 に示します。

なお、表 3. 1. 5 には参考に世帯数も示します。

表3. 1. 5 生活排水処理形態別人口の実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
余市町	行政区域内人口〔人〕	18,675 (9,986)	18,316 (9,927)	18,056 (9,687)	17,664 (9,688)	17,339 (9,584)
	1. 計画処理区域内人口〔人〕	18,675 (9,986)	18,316 (9,927)	18,056 (9,687)	17,664 (9,688)	17,339 (9,584)
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	14,017 (6,081)	13,780 (6,093)	13,734 (6,086)	13,476 (6,086)	13,221 (6,079)
	(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	246 (106)	324 (144)	419 (155)	415 (185)	439 (193)
	(2) 公共下水道人口〔人〕	13,771 (5,975)	13,456 (5,949)	13,315 (5,931)	13,061 (5,901)	12,782 (5,886)
	(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	323 (152)	314 (150)	309 (150)	296 (151)	293 (150)
	4. 非水洗化人口〔人〕 (し尿汲み取り人口)	4,335 (3,608)	4,222 (3,510)	4,013 (3,451)	3,892 (3,351)	3,825 (3,229)
	5. 計画処理区域外人口〔人〕	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	下水道区域内	行政区域内人口〔人〕	15,171 (6,849)	14,848 (6,788)	14,657 (6,594)	14,379 (6,564)
1. 計画処理区域内人口〔人〕		15,171 (6,849)	14,848 (6,788)	14,657 (6,594)	14,379 (6,564)	14,143 (6,544)
2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕		13,795 (5,985)	13,480 (5,959)	13,338 (5,941)	13,084 (5,908)	12,805 (5,896)
(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕		24 (10)	24 (10)	23 (10)	23 (7)	23 (10)
(2) 公共下水道人口〔人〕		13,771 (5,975)	13,456 (5,949)	13,315 (5,931)	13,061 (5,901)	12,782 (5,886)
(3) 集落排水処理施設人口〔人〕		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕		183 (84)	183 (82)	181 (82)	167 (82)	164 (81)
4. 非水洗化人口〔人〕 (し尿汲み取り人口)		1,193 (635)	1,185 (573)	1,138 (571)	1,128 (571)	1,174 (567)
5. 計画処理区域外人口〔人〕		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
下水道区域外		行政区域内人口〔人〕	3,504 (3,137)	3,468 (3,139)	3,399 (3,093)	3,285 (3,124)
	1. 計画処理区域内人口〔人〕	3,504 (3,137)	3,468 (3,139)	3,399 (3,093)	3,285 (3,124)	3,196 (3,040)
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	222 (96)	300 (134)	396 (145)	392 (178)	416 (183)
	(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	222 (96)	300 (134)	396 (145)	392 (178)	416 (183)
	(2) 公共下水道人口〔人〕	0	0	0	0	0
	(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	140 (68)	131 (68)	128 (68)	129 (69)	129 (69)
	4. 非水洗化人口〔人〕 (し尿汲み取り人口)	3,142 (2,973)	3,037 (2,937)	2,875 (2,880)	2,764 (2,780)	2,651 (2,662)
	5. 計画処理区域外人口〔人〕	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※()は世帯数〔世帯〕を示す。

※出典：余市町下水道課及び環境対策課の実績より。

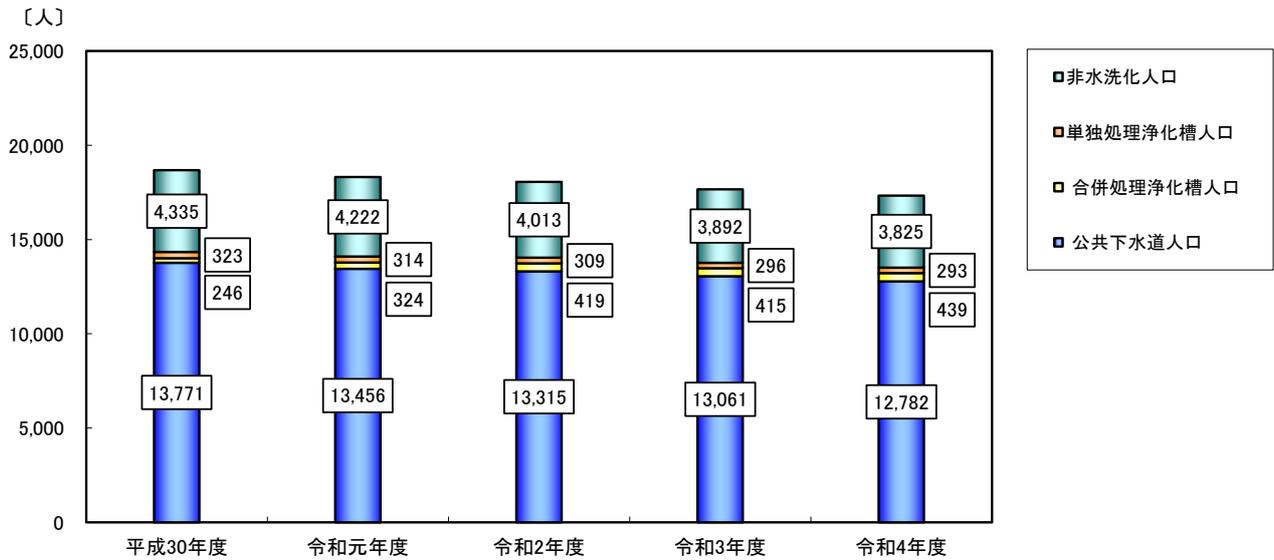


図3. 1. 5 生活排水処理形態別人口の実績

4. 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況を示します。

(1) 公共下水道の概要

公共下水道に係る事業を表3. 1. 6 に示します。

表3. 1. 6 公共下水道の概要

区分	供用開始	現有能力	施設名称
余市町	平成元年10月	7,660 ^m ³/日 (日最大)	余市下水処理場
	平成元年	揚水量 4.00 ^m ³/分	黒川第1 中継ポンプ場
	平成7年	揚水量 4.40 ^m ³/分	山田 中継ポンプ場
	平成8年	揚水量 2.40 ^m ³/分	浜中 中継ポンプ場
	平成11年	揚水量 2.60 ^m ³/分	沢町 中継ポンプ場

出典：余市町公共下水道台帳

(2) し尿処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥の処理は、昭和44年から稼動している施設組合のし尿処理施設で行っています。
し尿処理施設の概要を表3.1.7に示します。

表3.1.7 し尿処理施設の概要

項目	内容	
施設名称	北後志衛生施設組合北後志衛生センター	
所在地	余市郡余市町栄町150	
運転管理	直営、一部委託	
竣工年月	昭和44年3月	
公称能力	80kℓ/日(し尿・浄化槽汚泥)	
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥	
設備仕様等	処理方式	水処理：嫌気性発酵+好希釈方式
	放流水質	BOD30mg/l以下、SS70mg/l以下
	汚泥処理設備	脱水処理方式
	脱水汚泥の処理	資源化

第5節 し尿・浄化槽汚泥等の処理実績

1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績

し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績を表3.1.8及び図3.1.6に示します。

なお、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽に区分して収集されていないため、一括して計上しています。

表3.1.8 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kℓ/年]	7,246	7,028	6,934	6,700	6,481
し尿[kℓ/年]	6,153	5,927	5,796	5,587	5,402
浄化槽汚泥[kℓ/年]	1,093	1,101	1,138	1,113	1,079
し尿1人1日当りの排出量[ℓ/人・日]	3.889	3.846	3.957	3.933	3.869
浄化槽汚泥1人1日当りの排出量[ℓ/人・日]	5.263	4.728	4.283	4.289	4.039

※浄化槽汚泥量は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計量です。

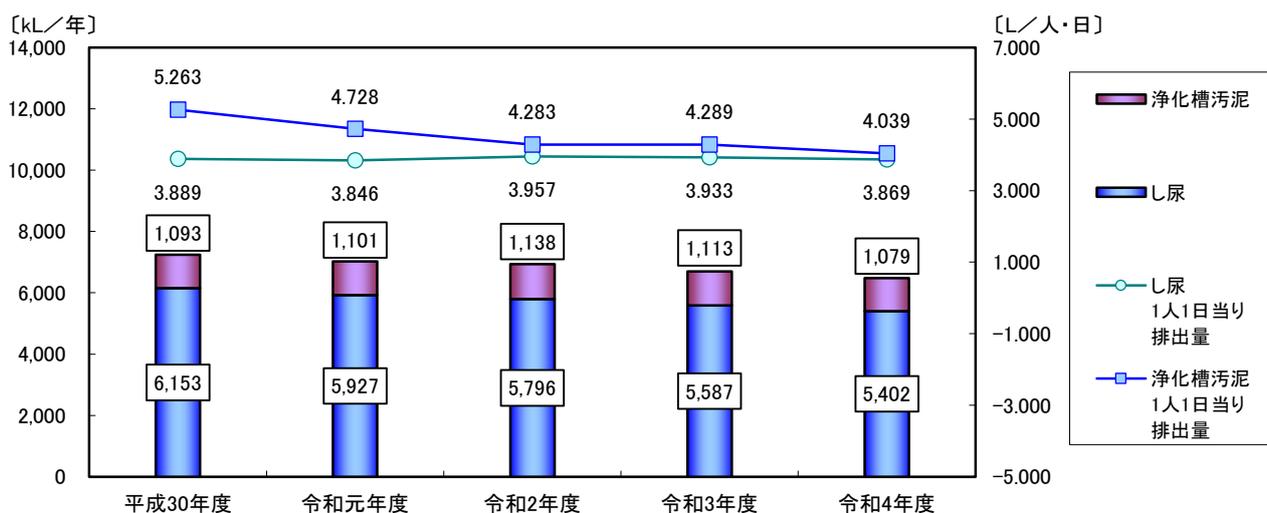


図3.1.6 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

過去の実績では、非水洗化人口の減少に比例し、し尿処理量は毎年減少傾向で推移し、浄化槽汚泥については、若干の増減はあるものの横ばいで推移しています。

主な排出先の排出量を控除した後の1人1日当りの排出量（原単位）は、し尿処理量で3.846ℓ/人・日から3.957ℓ/人・日の間で推移していますが、浄化槽汚泥に関しては4.038ℓ/人・日から5.263ℓ/人・日と変動がみられます。

2. 資源化の実績

現在、し尿・浄化槽汚泥の処理工程から発生する汚泥は堆肥や肥料原料等に利用されています。

し尿処理センターで生産された堆肥は、し尿・浄化槽汚泥の搬入比率に応じた量が施設組合の構成町村にそれぞれ無償で配分されています。

資源化量の実績を表 3. 1. 11 及び図 3. 1. 7 に示します。

表 3. 1. 11 資源化量の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量[t/年]	217	215	215	230	226
し尿処理汚泥分[t/年]	217	215	215	230	226

※表中、「し尿処理汚泥」とは、し尿・浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥をいいます。

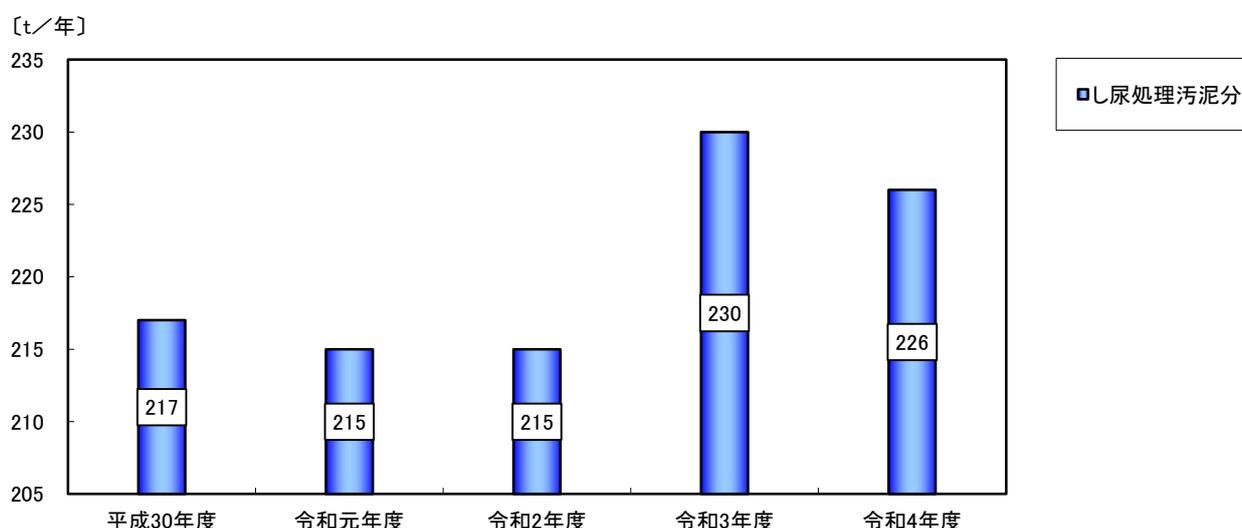


図 3. 1. 7 資源化量の実績

3. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の実績

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、町の全行政区域としています。

(2) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は表 3. 1. 12 のとおりで、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、施設組合の業務となっており、許可業者が収集・運搬を行っています。

収集頻度については、収集計画を基に行っていますが、随時の申し込みも行っています。

なお、浄化槽設置者に対しては処理機能の維持のため、年 1 回以上の汚泥引抜清掃を呼びかけています。

表 3. 1. 1 2 収集・運搬体制

区分	収集頻度	収集・運搬車両	収集・運搬
し尿	収集計画及び 随時申込	バキューム車	組合(許可業者)
単独処理浄化槽汚泥			
合併浄化槽汚泥			

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、排出量の全量としています。

4. 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

中間処理は、施設組合のし尿処理施設で適正処理を行っています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生するし渣（夾雑物）については、町のし渣分（処理量案分）のみ最終処分場で埋立処分を行っています。

(2) 中間処理量

中間処理量は、し尿、浄化槽汚泥の排出量の全量としています（「1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績」を参照のこと）。

5. し尿処理経費の実績

し尿処理経費の状況を表 3. 1. 13 及び図 3. 1. 7 に示します。

処理経費は、し尿処理に要した処理経費とするため、建設・改良費も除いて算出しています。

また、1人1日当りの処理経費は、し尿処理に係る総経費をし尿汲取り人口と浄化槽（単独処理、合併処理）人口の和で除した値としています。

し尿処理経費の総額は、経年変化が大きく、1人1日当りの処理経費では令和4年度で26,326円/人・年であり、全道、全国平均を超える高い水準にあります。

表 3. 1. 13 し尿処理経費の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿処理センターにおける総処理経費〔千円/年〕	115,222	127,470	120,701	115,742	119,969
人件費〔千円/年〕	27,992	31,538	23,466	24,032	21,736
処理費〔千円/年〕	43,362	37,258	32,249	34,848	38,489
収集運搬費〔千円/年〕	0	0	0		
中間処理費〔千円/年〕	43,362	37,258	32,249	34,848	38,489
最終処分費〔千円/年〕	0	0	0		
車両購入費〔千円/年〕	0	0	0		
委託費〔千円/年〕	43,868	58,674	64,986	56,862	59,744
収集運搬費〔千円/年〕		0			
中間処理費〔千円/年〕	23,720	38,960	48,596	41,904	44,662
最終処分費〔千円/年〕		0			
その他〔千円/年〕	20,148	19,714	16,390	14,958	15,082
(組合分担金)中間処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
調査研究費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
1人当りの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	23,496	26,228	25,459	25,145	26,326
全道1人当りの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	21,507	21,239	19,843	23,238	-
全国1人当りの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	9,175	9,916	10,730	9,819	-

※1 環境省 一般廃棄物実態調査結果より

※2 令和6年2月現在、全国及び全道の令和4年度実績は公表されていません。

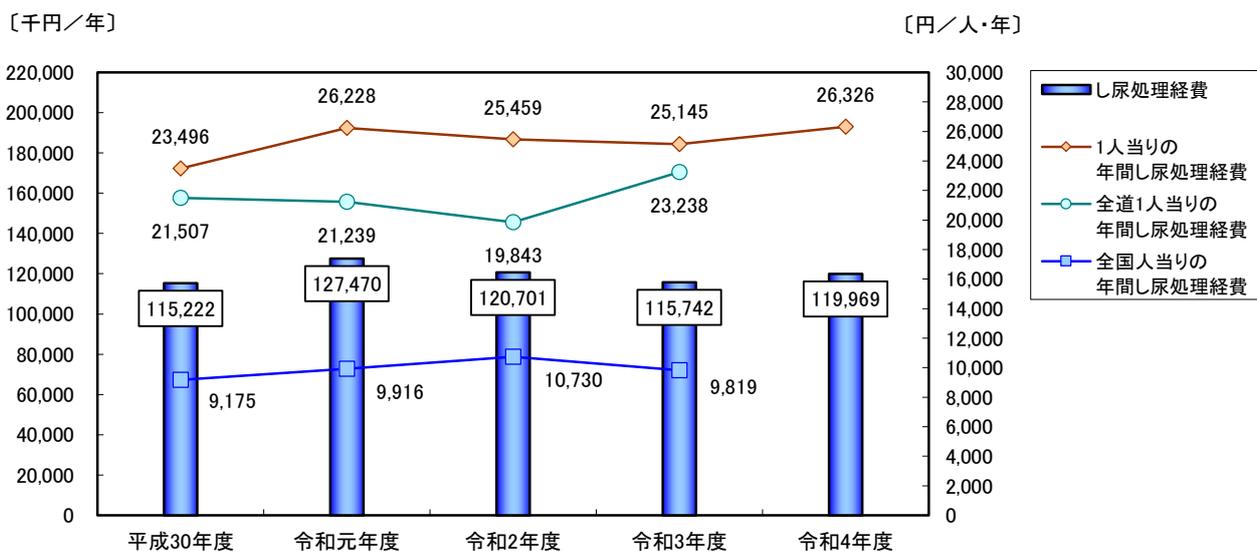


図 3. 1. 8 し尿処理経費の実績

第6節 生活排水処理の課題の抽出

現在、本町の公共用水域においては、水質汚濁は認められていませんが、生活排水処理率は、令和4年度時点で76.3%となっており、生活排水の適正処理と水質汚濁防止を推進していく必要があります。ここでは、今後取り組むべき課題について整理します。

1. 生活排水処理の課題

(1) 下水道に係る課題

公共下水道の整備は、ほぼ完了しています状況ではありますが、依然として下水道に接続していない世帯も多く、早期接続を働きかけていく必要があります。

また、公共下水道の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な設備・装置の補修を励行し、施設の延命化を図っていく必要があります。

(2) その他生活排水処理に係る課題

公共下水道区域外において生活雑排水が処理できないし尿汲取り世帯・事業所及び単独処理浄化槽が設置されている世帯・事業所については、合併処理浄化槽の設置や転換を促すとともに、各世帯・事業所が積極的に生活排水対策に取り組むよう啓発する必要があります。

なお、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の設置者に対しては、法定検査、定期的な点検・清掃を行うよう指導していく必要があります。

(3) 啓発・環境教育に係る課題

生活排水対策を効果的に進めていくためには、町民・事業者の理解と協力を得ながら取り組むことが必要となります。

このため、町民・事業者の水質保全に関する意識の高揚を図ることを目的に、各種の広報・啓発活動や環境教育を推進していく必要があります。

2. し尿・浄化槽汚泥処理に係る課題

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の普及に伴い、今後し尿・浄化槽汚泥量の減少や汲取り箇所の点在化により、収集・運搬業務の効率性の悪化が考えられます。

このため、効率的、かつ効果的な収集・運搬がなされるよう、収集車両や収集人員等の収集・運搬体制等について施設組合と協議していく必要があります。

(2) 中間処理に係る課題

公共下水道の普及や合併浄化槽の拡充により、今後し尿汚泥量の減少が見込まれる反面、浄化槽汚泥量は増加するなど、処理対象物の量や性状が将来的に変動することが見込まれます。

現在の施設組合のし尿処理施設は、昭和44年の供用開始からすでに54年が経過しているため、設備の老朽化が進む中、性状の負荷変動に対応することは難しい状況にあり、施設の大幅な更新が必要な時期にも来ています。

このため、今後も円滑なし尿処理を継続して行うため、組合構成町村にて処理方法の協議検討を進めてきましたが、し尿処理施設の更新や下水処理場し尿等受入施設への切り替え等比較検討を行った結果、最終的な処理方式として下水処理場し尿等受入施設へ移行することを決定しました。

今後は、し尿・浄化槽汚泥を受入する下水処理場し尿等受入施設の整備が完了するまでの間、施設組合に対しても引き続き適正かつ効率的な処理がなされるよう、求めていく必要があります。

(3) し尿処理経費に係る課題

収集・運搬体制の効率化やし尿処理施設、下水処理場し尿等受入施設における省エネルギー化・効率化運転を図り、可能な限り経費の削減に努めるよう、施設組合に求めていく必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

町の生活排水は、これまでの公共下水道の整備により、市街地を中心として公共水域の汚濁防止及び水洗化による生活環境の改善に寄与してきたことから、公共水域において大きな環境汚濁は発生しておりません。

しかし、現在における生活排水の処理状況を見ると、下水道区域における水洗化普及率は約90%に達しているものの今だ約10%の世帯では適正処理がなされていない状況にあります。また、下水道区域外においても合併処理浄化槽の設置は約13%にとどまっている状況であることから、町内を流れる2級河川の「余市川」や「ヌッチ川」「登川」「畚部川」「梅川」などの公共河川の水環境保全のため、下水道への接続と合併浄化槽の普及に努めることが必要となっています。

このため、町を流れる清らかな水環境を次世代に引き継いでいくため、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で水質保全活動を実践していくことを踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

清らかで潤いのある水環境を次世代に引き継いでいくため、町民・事業者の理解と協力のもと、水環境の保全に取り組めます。

第2節 基本方針

「第4次余市町総合計画」では産業振興・地域経済の活性化と社会資本整備に係る基本目標として“豊かな自然環境を保全するための施策”を掲げ、下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道未普及地域の解消や水洗化の普及・推進に努めるとともに、下水道区域外の生活排水による公共水域の水質汚濁の防止、住民の生活環境の向上と自然環境を保全するため、合併浄化槽の普及に努めることを施策としています。この施策を踏まえ、本計画の基本方針を定めます。

基本方針1：公共下水道への接続の促進と合併処理浄化槽の普及促進により生活排水処理率の向上を図ります。



- ・公共下水道の適正な維持管理を図るとともに、処理区域内の未接続世帯に対し早期接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
- ・下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率の向上をめざします。

基本方針 2：し尿・浄化槽汚泥は、現在の広域処理体制で適正に処理を進めるとともに、下水処理場し尿等受入施設の整備を施設組合と連携して進めます。



- ・ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、処理・処分については、現状どおり施設組合による広域処理体制で適正に行います。
- ・ 令和 7 年度の供用開始を目指し、下水処理場し尿等受入施設の整備を施設組合と連携して進めます。

基本方針 3：し尿・浄化槽汚泥の処理汚泥や公共下水道汚泥の資源化を図ります。



- ・ し尿・浄化槽汚泥の処理工程から発生する汚泥、公共下水道から発生する汚泥は、引き続き肥料として資源化を継続します。

基本方針 4：生活排水対策に係る広報・啓発活動、環境教育を推進します。



町民・事業者が水環境に関する情報を共有し、それぞれの立場で自発的に水質保全活動を実践できるよう、広報・啓発活動を行うとともに、環境学習の場と機会を提供します。

また、小中学校における環境教育・環境学習を支援し、生活排水対策の重要性を訴えていきます。

1. 資源化計画

資源化に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針：令和7年度までは、し尿・浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥と公共下水道汚泥の堆肥化処理を継続します。なお、令和7年度以降はし尿処理から下水処理場し尿等受入施設への移行により、公共下水道汚泥のと合わせた資源化を進めます。

2. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：施設組合がし尿・浄化槽汚泥を収集・運搬する現状の収集・運搬体制を継続します。

基本方針2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、経済的かつ効率的な収集・運搬がなされるよう、施設組合と協議を行っていきます。

基本方針3：運搬車による環境負荷の軽減を図るため、低公害型の運搬車両の導入に努めます。

3. 中間処理計画

中間処理に関する基本方針を以下のように設定します。

基本方針1：既存のし尿処理施設の老朽化に伴い、下水処理場し尿等受入施設に移行するため、施設組合と連携して、下水処理場し尿等受入施設の整備を進め、令和7年度からの供用開始を目指します。

基本方針2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、適正かつ効率的な処理がなされるよう、施設組合に求めています。

第3節 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 3.2.1 に示した現状の形態を継続し、公共下水道、町設置の浄化槽に係る処理は、町が主体となり、個人設置の浄化槽は個人が処理主体となります。

施設組合は、し尿及び浄化槽汚泥に係る収集・運搬、中間処理を行います。

また、令和7年供用開始を目指し、新たに下水処理場し尿等受入施設を整備して町の公共下水道施設にて処理を行う計画であり、令和7年以降はし尿処理施設を下水処理場し尿等受入施設として位置付けします。

なお、既存のし尿処理施設は、下水処理場し尿等受入施設への移行後、廃止する計画です。

表 3. 2. 1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町(委託)
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	町・個人等の設置者
単独処理浄化槽	し尿	町・個人等の設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	施設組合

第4節 生活排水処理の目標

本町の生活排水処理率の目標は、目標年度の令和20年度で95%以上を目指すものとします。

なお、中間目標年次の令和10年度まで80%以上、令和15年度まで88%以上として設定します。

目標値	生活排水処理率を本計画の計画目標年度の令和20年度で95%以上とします。
-----	--------------------------------------

表 3. 2. 2 生活排水処理の目標

現状 (令和4年度)	中間目標年度 (令和10年度)	中間目標年度 (令和15年度)	計画目標年度 (令和20年度)
76.3%	80.0%以上	88.0%以上	95.0%以上

第5節 目標達成のための基本施策等

生活排水処理の適正処理を徹底し、目標を達成するため、町民・事業者・行政において以下の取り組み、施策を進めていきます。

1. 町民・事業者の取り組み

- 環境に優しい石鹼・洗剤を使用して適正量を守る、調理くずや廃食用油は排水として流さない、風呂の残り水の有効利用に努めるなど、発生源での対策に取組みます。
- 浄化槽設置者は、適正な維持管理を励行します。

2. 町における基本施策

(1) 公共下水道区域における施策

- 公共下水道区域では、未接続世帯に対する町の助成制度や貸付制度の周知を行うなど、早期接続を働きかけていきます。
- 公共下水道施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 浄化槽整備区域における施策

- 浄化槽設置者に対し、浄化槽の機能維持のため、定期的な保守点検、清掃、機能検査の実施等適正な維持管理を行うよう指導します。
- し尿汲み取り世帯と単独処理浄化槽を設置している世帯や事業所に対しては、合併処理浄化槽の設置・転換を働きかけ、今後においても設置に対する環境省交付金事業の導入を行うとともに、「余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度」を創設し、合併浄化槽の整備を促進します。
- ホームページや広報誌への情報掲載、啓発パンフレット等の発行・配布を通じて、水環境の現状や計画の進捗状況等の情報提供を積極的に行います。
また、ビデオ教材や副読本等を利用した教育啓発活動、施設見学会・体験学習イベントの開催等、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図ります。

(3) 施設組合における基本施策

- し尿、浄化槽汚泥は、令和7年度まで既存のし尿処理施設で適正に処理を継続して行います。
- 令和7年以降は、新たに整備する「下水処理場し尿等受入施設」の供用開始を目指すものとし、引き続きし尿・浄化槽汚泥の適正処理を行うものとします。なお、汚泥等の資源化について令和7年度まで現行施設で堆肥化を図り、令和7年度以降は下水処理場の脱水汚泥と合わせ緑農地還元を行います。
- 浄化槽の維持管理業者に対し、汚泥引抜清掃時に必要以上の洗浄排水を使用しないよう指導します。
- 町が実施する水環境保全に関する広報・啓発活動、環境教育に協力します。

第6節 生活排水を処理する区域及び人口等

1. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は全行政区域とし、公共下水道区域、合併浄化槽処理区域についても、現状どおりとなります。

表3. 2. 3 生活排水の処理区域

処理施設	処理区域	
公共下水道	余市第一分区	大川町1丁目から20丁目まで、黒川町1丁目から5丁目までと8丁目から20丁目までの全区域、黒川町6丁目から7丁目までの一部、黒川町及び栄町、登町の一部
	余市第二分区	入舟町の全区域、朝日町及び浜中町、山田町、美園町の一部
	余市第三分区	沢町1丁目～4丁目まで、富沢町4丁目～12丁目までの全区域、富沢町1丁目～3丁目までと13丁目～14丁目まで、沢町5丁目～6丁目まで、港町及び梅川町の一部
合併処理浄化槽	公共下水道区域を除く地区	

2. 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

生活排水処理率及び水洗化・生活雑排水処理人口の見通しを表3. 2. 4及び図3. 2. 1に示します。

表3. 2. 4 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

区 分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
行政区域内人口[人]	17,038	16,737	16,437	16,138	15,839	15,540	15,241	14,944
計画処理区域内人口[人]	17,038	16,737	16,437	16,138	15,839	15,540	15,241	14,944
水洗化・生活雑排水処理人口[人]	13,221	13,136	13,049	12,959	12,866	12,808	12,748	12,685
生活排水処理率[%]	77.60	78.48	79.39	80.30	81.23	82.42	83.64	84.88
区 分	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度	令和 20年度
行政区域内人口[人]	14,656	14,368	14,080	13,792	13,502	13,223	12,944	12,665
計画処理区域内人口[人]	14,656	14,368	14,080	13,792	13,502	13,223	12,944	12,665
水洗化・生活雑排水処理人口[人]	12,618	12,549	12,477	12,398	12,317	12,235	12,150	12,063
生活排水処理率[%]	86.09	87.34	88.62	89.89	91.22	92.53	93.87	95.25

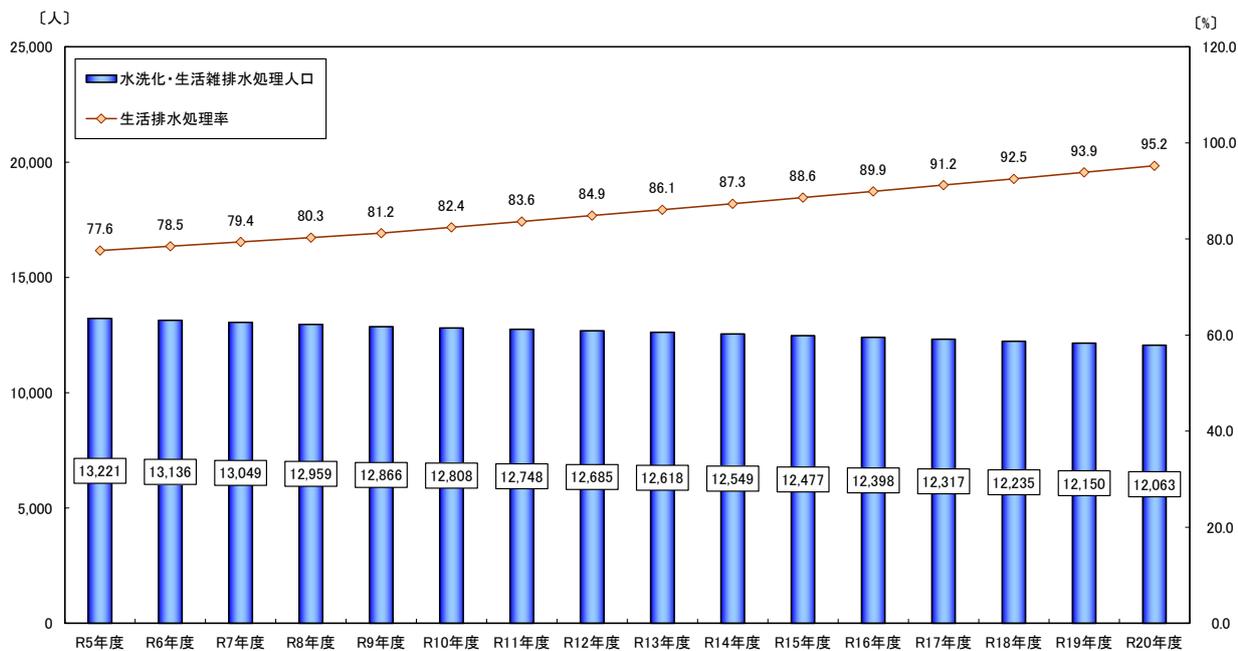


図3. 2. 1 水洗化・生活排水処理人口、生活排水処理率の推計

3. 生活排水処理形態別人口の推計

生活排水処理形態別人口の見通しを表3.2.5及び図3.2.2に示します。

表3. 2. 5 生活排水処理形態別人口の推計

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
世帯数〔人/世帯〕年-0.01人/世帯 下水道区域合併浄化槽	2.00	1.99	1.98	1.97	1.96	1.95	1.94	1.93	1.92	1.91	1.90	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85
世帯数〔人/世帯〕年-0.02人/世帯 下水道人口	2.37	2.35	2.33	2.31	2.29	2.27	2.25	2.23	2.21	2.19	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07
世帯数〔人/世帯〕年-0.02人/世帯 下水道区域単独浄化槽	1.97	1.96	1.95	1.94	1.93	1.92	1.91	1.90	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83	1.82
世帯数〔人/世帯〕年-0.00人/世帯 下水道区域汲み取り	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
世帯数〔人/世帯〕年-0.01人/世帯 下水道区域外合併浄化槽	1.94	1.93	1.92	1.91	1.90	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83	1.82	1.81	1.80	1.79
世帯数〔人/世帯〕年-0.01人/世帯 下水道区域外単独浄化槽	1.93	1.92	1.91	1.90	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83	1.82	1.81	1.80	1.79	1.78
世帯数〔人/世帯〕年-0.01人/世帯 下水道区域汲み取り	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83	1.82	1.81	1.80	1.79	1.78	1.77	1.76	1.75	1.74
下水道区域内																
合併→下水道〔基/年〕	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
(年間削減数 基/年)		▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
単独→下水道〔基/年〕	0	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60	66	72	78	84	87
(年間削減数 基/年)		▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲3
下水道区域外																
処理→合併〔基〕	0	5	10	15	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200	220	240
(年間設置数 基/年)		5	5	5	5	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
単独→合併〔基〕	1	0	0	0	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
(年間設置数 基/年)		0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合併処理浄化槽設置数〔基/年〕	1	5	5	5	5	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
同上 累計〔基〕	1	5	10	15	20	45	70	95	120	145	170	195	220	245	270	295

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
生活排水処理形態別人口																
行政区域内人口〔人〕	17,038 (8,145)	16,737 (8,010)	16,437 (7,871)	16,138 (7,739)	15,839 (7,605)	15,540 (7,472)	15,241 (7,340)	14,944 (7,209)	14,656 (7,084)	14,368 (6,960)	14,080 (6,837)	13,792 (6,715)	13,502 (6,593)	13,223 (6,479)	12,944 (6,364)	12,665 (6,246)
1. 計画処理区域内人口〔人〕	17,038 (8,145)	16,737 (8,010)	16,437 (7,871)	16,138 (7,739)	15,839 (7,605)	15,540 (7,472)	15,241 (7,340)	14,944 (7,209)	14,656 (7,084)	14,368 (6,960)	14,080 (6,837)	13,792 (6,715)	13,502 (6,593)	13,223 (6,479)	12,944 (6,364)	12,665 (6,246)
2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	13,221 (5,619)	13,136 (5,632)	13,049 (5,642)	12,959 (5,653)	12,866 (5,661)	12,808 (5,688)	12,748 (5,716)	12,685 (5,741)	12,618 (5,765)	12,549 (5,789)	12,477 (5,812)	12,398 (5,831)	12,317 (5,849)	12,235 (5,867)	12,150 (5,884)	12,063 (5,900)
(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	441 (227)	449 (233)	457 (238)	465 (244)	473 (249)	518 (274)	563 (300)	608 (325)	652 (351)	696 (377)	740 (403)	784 (429)	828 (455)	873 (482)	918 (510)	963 (538)
(2) 公共下水道人口〔人〕	12,780 (5,392)	12,687 (5,399)	12,592 (5,404)	12,494 (5,409)	12,393 (5,412)	12,290 (5,414)	12,185 (5,416)	12,077 (5,416)	11,966 (5,414)	11,853 (5,412)	11,737 (5,409)	11,614 (5,402)	11,489 (5,394)	11,362 (5,385)	11,232 (5,374)	11,100 (5,362)
(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0 (0)															
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	291 (149)	279 (144)	267 (138)	255 (133)	243 (127)	222 (117)	202 (107)	182 (97)	162 (87)	142 (77)	122 (66)	102 (55)	82 (45)	62 (35)	42 (24)	28 (16)
4. 非水洗化人口〔人〕	3,526 (2,377)	3,322 (1,748)	3,121 (1,660)	2,924 (1,572)	2,730 (1,484)	2,510 (1,372)	2,291 (1,259)	2,077 (1,148)	1,876 (1,042)	1,677 (937)	1,481 (832)	1,292 (730)	1,103 (627)	926 (529)	752 (432)	574 (332)
5. 計画処理区域外人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道区域内人口〔人〕	14,100 (6,598)	13,900 (6,508)	13,700 (6,416)	13,500 (6,328)	13,300 (6,241)	13,100 (6,154)	12,900 (6,070)	12,700 (5,986)	12,500 (5,903)	12,300 (5,822)	12,100 (5,742)	11,900 (5,665)	11,700 (5,589)	11,500 (5,514)	11,300 (5,439)	11,100 (5,362)
1. 計画処理区域内人口〔人〕	14,100 (6,598)	13,900 (6,508)	13,700 (6,416)	13,500 (6,328)	13,300 (6,241)	13,100 (6,154)	12,900 (6,070)	12,700 (5,986)	12,500 (5,903)	12,300 (5,822)	12,100 (5,742)	11,900 (5,665)	11,700 (5,589)	11,500 (5,514)	11,300 (5,439)	11,100 (5,362)
2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	12,803 (5,404)	12,708 (5,410)	12,611 (5,414)	12,511 (5,418)	12,408 (5,420)	12,303 (5,421)	12,196 (5,422)	12,086 (5,421)	11,973 (5,418)	11,858 (5,415)	11,740 (5,411)	11,615 (5,403)	11,489 (5,394)	11,362 (5,385)	11,232 (5,374)	11,100 (5,362)
(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	23 (12)	21 (11)	19 (10)	17 (9)	15 (8)	13 (7)	11 (6)	9 (5)	7 (4)	5 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(2) 公共下水道人口〔人〕	12,780 (5,392)	12,687 (5,399)	12,592 (5,404)	12,494 (5,409)	12,393 (5,412)	12,290 (5,414)	12,185 (5,416)	12,077 (5,416)	11,966 (5,414)	11,853 (5,412)	11,737 (5,409)	11,614 (5,402)	11,489 (5,394)	11,362 (5,385)	11,232 (5,374)	11,100 (5,362)
(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0 (0)															
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	164 (83)	152 (78)	140 (72)	128 (66)	116 (60)	104 (54)	93 (49)	82 (43)	71 (38)	60 (32)	49 (26)	38 (20)	27 (15)	16 (9)	5 (3)	0 (0)
4. 非水洗化人口〔人〕	1,133 (1,111)	1,040 (1,020)	949 (930)	861 (844)	776 (761)	693 (679)	611 (599)	532 (522)	456 (447)	382 (375)	311 (305)	247 (242)	184 (180)	122 (120)	63 (62)	- (0)
5. 計画処理区域外人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道処理区域内人口比率(処理区域内人口/区域内人口)	82.76%	83.05%	83.35%	83.65%	83.97%	84.30%	84.64%	84.98%	85.29%	85.61%	85.94%	86.28%	86.65%	86.97%	87.30%	87.64%
同上下水道水洗化率(下水道人口/処理区域内人口)	90.64%	91.27%	91.91%	92.55%	93.18%	93.82%	94.46%	95.09%	95.73%	96.36%	97.00%	97.60%	98.20%	98.80%	99.40%	100.00%
生活排水処理率(水洗化人口/処理区域内人口)	90.80%	91.42%	92.05%	92.67%	93.29%	93.92%	94.54%	95.17%	95.78%	96.41%	97.02%	97.61%	98.20%	98.80%	99.40%	100.00%
下水道区域外人口〔人〕	2,938 (1,547)	2,837 (1,502)	2,737 (1,455)	2,638 (1,411)	2,539 (1,364)	2,440 (1,318)	2,341 (1,270)	2,244 (1,223)	2,156 (1,181)	2,068 (1,138)	1,980 (1,095)	1,892 (1,050)	1,802 (1,004)	1,723 (965)	1,644 (925)	1,565 (884)
1. 計画処理区域内人口〔人〕	2,938 (1,547)	2,837 (1,502)	2,737 (1,455)	2,638 (1,411)	2,539 (1,364)	2,440 (1,318)	2,341 (1,270)	2,244 (1,223)	2,156 (1,181)	2,068 (1,138)	1,980 (1,095)	1,892 (1,050)	1,802 (1,004)	1,723 (965)	1,644 (925)	1,565 (884)
2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	418 (215)	428 (222)	438 (228)	448 (235)	458 (241)	505 (267)	552 (294)	599 (320)	645 (347)	691 (374)	737 (401)	783 (428)	828 (455)	873 (482)	918 (510)	963 (538)
(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	418 (215)	428 (222)	438 (228)	448 (235)	458 (241)	505 (267)	552 (294)	599 (320)	645 (347)	691 (374)	737 (401)	783 (428)	828 (455)	873 (482)	918 (510)	963 (538)
(2) 公共下水道人口〔人〕	0 (0)															
(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0 (0)															
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	127 (66)	127 (66)	127 (66)	127 (67)	127 (67)	118 (63)	109 (58)	100 (54)	91 (49)	82 (45)	73 (40)	64 (35)	55 (30)	46 (26)	37 (21)	28 (16)
4. 非水洗化人口〔人〕	2,393 (1,266)	2,282 (1,214)	2,172 (1,161)	2,063 (1,109)	1,954 (1,056)	1,817 (988)	1,680 (918)	1,545 (849)	1,420 (785)	1,295 (719)	1,170 (654)	1,045 (587)	919 (519)	804 (457)	689 (394)	574 (330)
5. 計画処理区域外人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道処理区域外人口比率(処理区域内人口/区域内人口)	17.24%	16.95%	16.65%	16.35%	16.03%	15.70%	15.36%	15.02%	14.71%	14.39%	14.06%	13.72%	13.35%	13.03%	12.70%	12.36%
同上下水道水洗化率(下水道人口/処理区域内人口)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
生活排水処理率(水洗化人口/処理区域内人口)	14.23%	15.09%	16.00%	16.98%	18.04%	20.70%	23.58%	26.69%	29.92%	33.41%	37.22%	41.38%	45.95%	50.67%	55.84%	61.53%

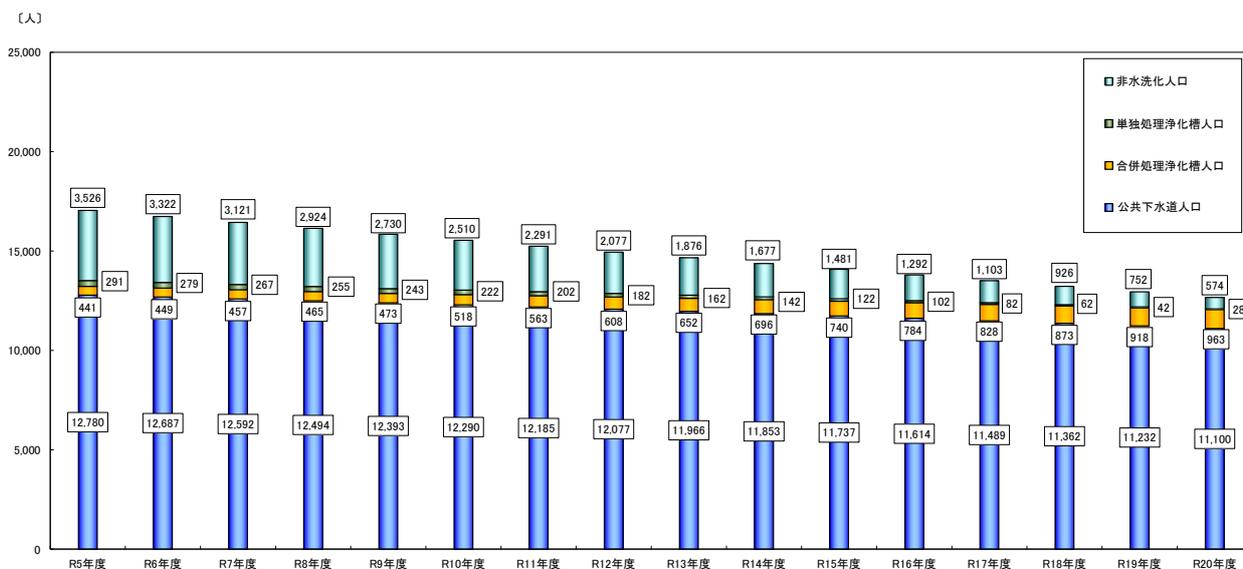


図3. 2. 2 生活排水処理形態別人口の推計

第7節 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計は、1人1日当りの排出量（原単位）に表3.2.5の合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口、非水洗化人口の将来予測値を乗じて算出します。

し尿及び浄化槽汚泥の原単位は、過去5年間の平均値を用いて算定するものとします。

し尿・浄化槽汚泥原単位 計画値	計画目標年度
	し尿の原単位：3.899 ℓ / 人・日 浄化槽汚泥の原単位：4.520 ℓ / 人・日

表3. 2. 6 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kℓ/年]	6,226	5,929	5,636	5,349	5,066	4,793	4,522	4,259
し尿[kℓ/年]	5,018	4,728	4,442	4,161	3,885	3,572	3,260	2,956
合併浄化槽汚泥[kℓ/年]	728	741	754	767	780	855	929	1,003
単独浄化槽汚泥[kℓ/年]	480	460	440	421	401	366	333	300
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kℓ/年]	4,013	3,769	3,530	3,300	3,071	2,860	2,654	2,452
し尿[kℓ/年]	2,670	2,387	2,108	1,839	1,570	1,318	1,070	817
合併浄化槽汚泥[kℓ/年]	1,076	1,148	1,221	1,293	1,366	1,440	1,515	1,589
単独浄化槽汚泥[kℓ/年]	267	234	201	168	135	102	69	46

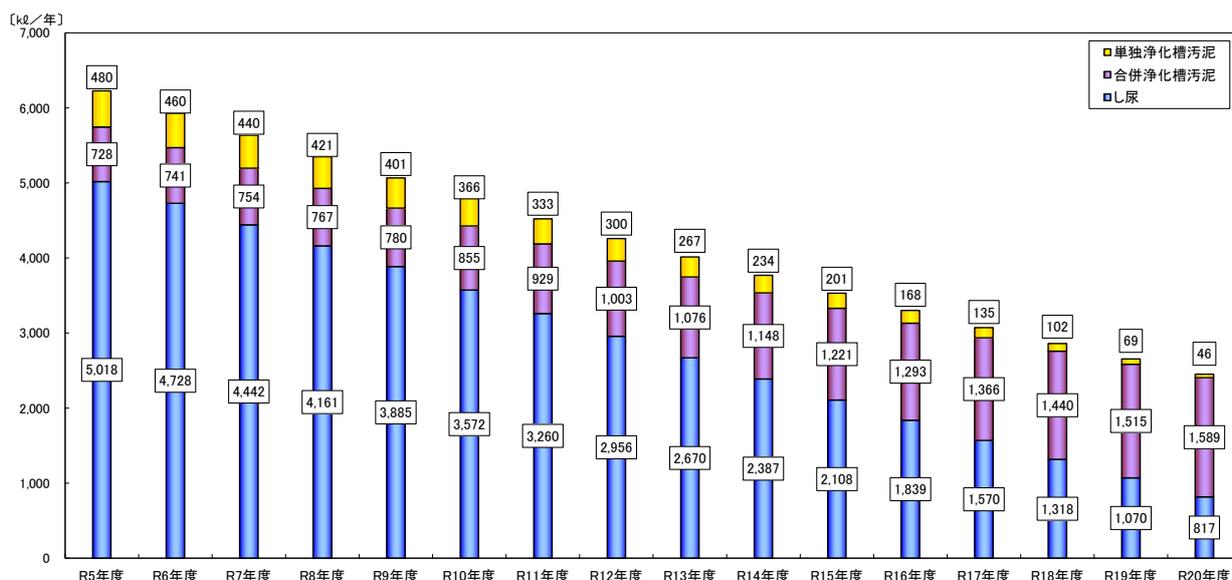


図3.2.3 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

2. 資源化計画

(1) 資源化の方法と資源化量

【資源化の方法】

現状の方法による資源化処理を継続します。

なお、令和7年度以降は、下水処理場し尿等受入施設の供用開始に伴い下水処理場で処理した脱水汚泥を緑農地還元する計画とします。

【資源化量】

資源化量の見通しを表3.2.7及び図3.2.4に示します。

なお、資源化量は、過去5年間平均のし尿・浄化槽汚泥排出量と資源化量の比率3.21%を用い表3.2.7し尿・浄化槽汚泥量の推計値に乗じて算定した値とします。

表3.2.7 資源化量（堆肥生産量）の推計

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資源化量[t/年]	200	190	181	172	162	154	145	137
し尿処理汚泥分[t/年]	200	190	181	172	162	154	145	137
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
資源化量[t/年]	129	121	113	106	99	92	85	79
し尿処理汚泥分[t/年]	129	121	113	106	99	92	85	79

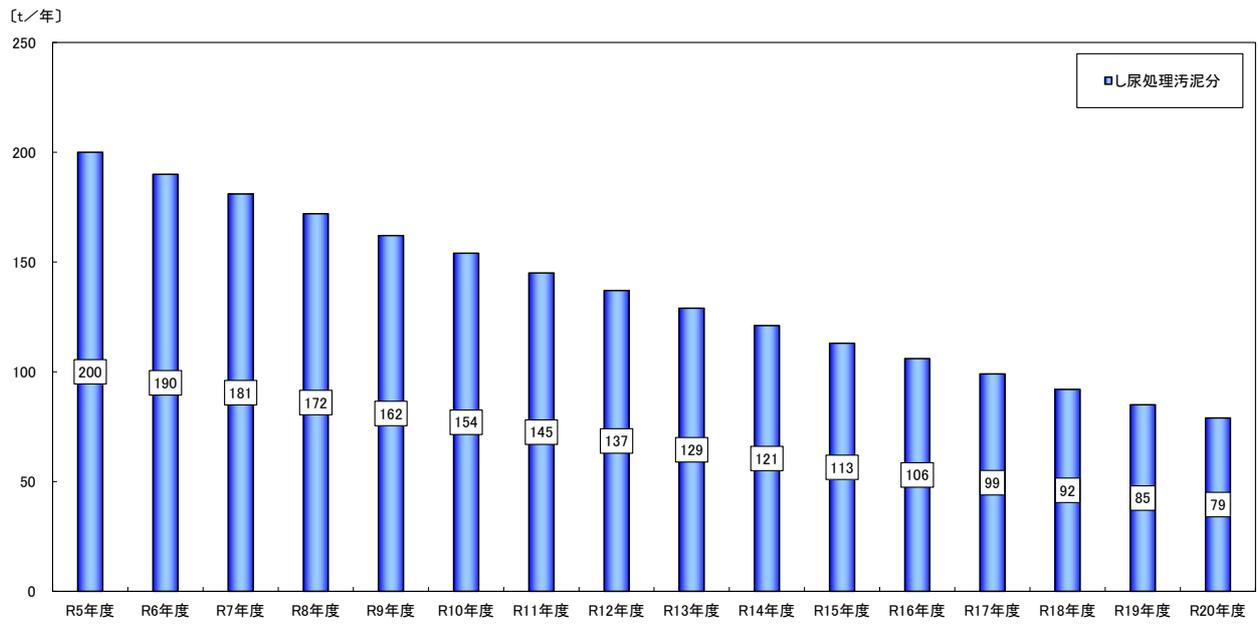


図3. 2. 4 資源化量（堆肥生産量）の推計

3. 収集・運搬計画

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、現状どおり町の全行政区域とします。

(2) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、現状の体制を維持します。

表 3. 2. 8 し尿・浄化槽汚泥等の収集・運搬体制

区分	収集頻度	収集・運搬車両	収集・運搬
し尿	収集計画及び 随時申込	バキューム車	組合(許可業者)
単独処理浄化槽汚泥			
合併浄化槽汚泥			

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、現状どおり排出量の全量とします（「1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計」を参照のこと）。

5. 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

令和7年度までは、現状の中間処理システムを継続し、し尿処理施設で適正処理を推進、令和7年度以降は、下水処理場し尿等受入施設を整備し本町の公共下水道施設にて適正処理を行います。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の前処理で発生するし渣については、現状どおり本町の最終処分場施設で埋立処分を行います。

(2) 中間処理量

中間処理量は、現状どおり、し尿、浄化槽汚泥の排出量の全量とします（「1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計」を参照のこと）。

